公認会計士・監査審査会の活動状況

平成 30 年 6 月

公認会計士・監査審査会

本冊子について

公認会計士・監査審査会令第２条の規定に基づいて定めた公認会計士・監査審査会運営規程第 16 条に基づき、平成 29 年度（平成 29 年４月１日～平成 30 年３月 31 日）における公認会計士・監査審査会の活動状況を公表します。

読者の便宜を図るために、一部、平成 29 年３月 31 日以前の情報及び平成 30 年４月１日以降の情報も記載しています。

なお、平成 29 年度及び本年度とは、平成 29 年４月１日～平成 30 年３月 31 日を指し、平成 29 事務年度及び本事務年度とは、平成 29 年７月１日～平成 30 年６月 30 日を指します。

〇公認会計士・監査審査会運営規程

第 16 条　審査会は、毎年度終了後、当該年度における各種措置及び検査実施件数等の活動状況を公表するものとする。

≪本冊子に対するご意見等の連絡先≫

公認会計士・監査審査会事務局　総務試験室総務係

03－3506－6000(内線 2440)

目　　次

はじめに　・・・ 1

【本編】
第１章　組織
１．公認会計士・監査審査会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
２．事務局 ・・ 3

第２章　監査事務所に対する審査及び検査等
１．概説 ・・・ 5
２．監査事務所等モニタリング基本方針等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
（１）監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針） ・・・・ 7
（２）監査事務所等モニタリング基本計画 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
３．監査事務所に対する審査及び検査の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（１）協会による品質管理レビューの状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
（２）品質管理レビューに対する審査の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
（３）監査事務所に対する報告徴収の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 13
（４）監査事務所に対する検査の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
（５）金融庁長官に対する勧告の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
（６）外国監査法人等に対する検査・監督の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15
４．審査及び検査等に係る情報発信 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（１）「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 16
（２）「平成 29 年版モニタリングレポート」の作成・公表 ・・・・・・・・・・・・ 17
（３）検査結果事例集についての講演等の実施 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
５．関係機関との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（１）金融庁関係部局との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（２）協会との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 19
（３）証券取引所との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（４）日本監査役協会との連携 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 20
６．平成 29 事務年度の課題に対する取組及び今後の課題 ・・・・・・・・・・・・・ 20
（１）大手監査法人を中心とした検査の実効性の向上 ・・・・・・・・・・・・・・・ 20
（２）監査法人のガバナンス・コードへの対応 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
（３）IT を活用した監査手法やグループ監査の状況の把握・・・・・・・・・・・・ 21
（４）サイバーセキュリティの確保 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
（５）協会による品質管理レビューの機能向上などの取組状況の継続的なフォロー ・・・ 21
（６）情報発信の強化 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
（７）課題に対応した審査会モニタリング実施体制の充実 ・・・・・・・・・・・・ 22

第３章　公認会計士試験の実施

１．概説 ･･ 23
（１）試験制度の概要 ･･ 23
（２）現行試験の概要 ･･ 23
２．公認会計士試験の実施状況 ･･････････････････････････････････････ 26
（１）平成 29 年公認会計士試験 ･･････････････････････････････････ 26
（２）平成 30 年公認会計士試験 ･･････････････････････････････････ 28
３．受験願書等のインターネット受付 ･･････････････････････････････ 28
４．公認会計士試験に係る情報発信等 ･･････････････････････････････ 29
５．今後の課題 ･･ 29
（１）公認会計士試験の公平かつ円滑な実施 ･･････････････････････････ 29
（２）公認会計士試験受験者増への取組 ･･････････････････････････････ 30

第４章　公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

１．制度の概要 ･･ 31
２．事案の概要 ･･ 31

第５章　諸外国の関係機関との協力

１．監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動 ･･････････････ 34
（１）設立の経緯 ･･ 34
（２）組織 ･･ 34
（３）東京における IFIAR 事務局の開設 ･･････････････････････････････ 35
（４）活動状況 ･･ 36
２．二国間での協力 ･･ 39
３．今後の課題 ･･ 39

【資料編】

１　公認会計士・監査審査会関連資料
１－１　公認会計士・監査審査会発足の経緯 ･････････････････････････ 44
１－２　第５期　公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿 ･････････････ 46
１－３　公認会計士・監査審査会の開催状況 ･････････････････････････ 47

２　審査及び検査関連資料
２－１　品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続 ･･････ 50
２－２　監査事務所等モニタリング基本方針－より実効性のある監査の実施のために－ ･･･ 51
２－３　外国監査法人等に対する検査監督の考え方 ･･････････････････････ 56
２－４　公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針 ･･････････････････････････････ 59
２－５　平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画 ･････････････ 72
２－６　公認会計士・監査審査会の勧告一覧 ･････････････････････････ 83
２－７　検査結果に基づく勧告について ･･････････････････････････････ 84
２－８　公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄）～大規模監査法人を中心に～ ･･ 86

３　公認会計士試験実施関連資料
３－１　公認会計士試験制度の概要 ･･････････････････････････････････ 89
３－２　平成 29 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（抜粋）･･ 90
３－３　平成 29 年公認会計士試験の合格発表について（抜粋） ･････････ 92
３－４　平成 30 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格発表について（抜粋）･･ 102
３－５　平成 29 年度の講演会の開催状況 ･･････････････････････････････ 103

４　諸外国の関係機関との協力関連資料
４－１　監査監督機関国際フォーラム・常設事務局の東京設置について ･ 104
４－２　IFIAR 多国間情報交換枠組みへの署名について･･････････････････ 105
４－３　第 17 回監査監督機関国際フォーラム(東京会合)について ･･････ 127
４－４　監査監督機関国際フォーラムによる「2017 年検査指摘事項報告書」の公表について ･･････････････････････････････････････ 131
４－５　監査監督機関国際フォーラムによる監査委員会に関する報告書の公表について ･･ 134
４－６　監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)本会合開催実績 ･････････ 157
４－７　IFIAR 検査ワークショップ開催実績･･････････････････････････ 158
４－８　日本 IFIAR ネットワーク会員 ･･････････････････････････････ 159
４－９　監査監督上の協力に関する中国財政部との書簡交換について ･･･ 160

はじめに

公認会計士・監査審査会（以下、「審査会」という。）は、平成16年４月、独立して職権を行使する機関として金融庁に設置されました。以来、監査品質に対する社会の期待がますます高まっている現状を踏まえ、公認会計士監査の質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上に努めております。

１．本年度を振り返って

監査事務所に対する審査及び検査については、平成28年４月にスタートした第５期（平成31年３月まで）における審査・検査の基本方針を踏まえ策定した「平成29事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」に基づき、監査事務所に対して報告徴収や検査を実施しています。特に本事務年度からは、金融庁が公表した「監査法人の組織的な運営に関する原則」(監査法人のガバナンス・コード)を踏まえ、構築・強化した態勢が実効的なものとなっているかとの観点も加え、ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に一層重点を置いた検証を行っています。また、審査会が実施した審査及び検査において把握した情報を広く一般に提供するとの観点から、従来の「監査事務所検査結果事例集」に加え、事例集から独立、かつ前年版から記載内容を大幅に充実させた「平成29年版モニタリングレポート」を作成・公表しました。これらについては、日本公認会計士協会（以下、「協会」という。）地域会での講演のほかに、監査役等に対する講演で内容を紹介するなど、市場関係者にも広く利用されるように努めました。

公認会計士試験については、これまで築き上げてきた実績を踏まえ、着実な業務の遂行に努め、短答式２回及び論文式の試験の円滑な実施に取り組んでいます。公認会計士試験の願書提出者数・合格者数の減少傾向にもようやく歯止めがかかっており、平成28年試験に続いて、平成29年試験においても、願書提出者数及び合格者数が増加してきております。これは、平成29年第Ⅰ回短答式試験の受験申込みから、インターネットを通じての出願を可能にするなど、出願時の利便性の向上に努めていることも功を奏しているものと考えております。

企業の積極的な国際展開を背景に、監査業務もグローバル化がめざましく進展する中、審査会は、諸外国の監査監督当局との協力・連携の構築・強化に積極的に努めてまいりました。平成29年度の動きとしては、審査会が金融庁とともに、平成18 年の創設以来のメンバーとして、積極的に議論に参画し、活動にも貢献している「監査監督機関国際フォーラム（IFIAR)」の常設事務局が、平成29年４月、東京・大手町に開設され、加盟当局や国内の関係者の多数参加の下、開所式が行われました。これと同時に、IFIAR本会合も東京にて開催され、監査監督上の多国間情報交換枠組み(MMOU)の署名式などが行われました。審査会は、このように絶えず、IFIARの活動を通じて、会計監査に関する国際的な制度・運用の把握や、グローバルな監査品質の向上に係る国際的な議論への積極的な貢献を続けております。また、二国間での協力関係の面においても、IFIARに未加盟である中国当局(中国財政部)

との間で、平成29年12月、監査監督上の協力に関する書簡の交換を行いました。当該書簡の交換により、日中間において監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能となりました。

２．今後の課題

平成30年度は、第５期審査会の最終年となります。公認会計士・監査法人を取り巻く環境、さらには、被監査会社を取り巻く環境等の変化に対応するため、引き続き、国内外の関係諸機関と連携して、グローバルな監査の質の向上、資本市場の信頼性の向上に努め、ひいては我が国国民経済の健全な発展に貢献してまいります。

具体的には、以下の点に重点をおいて取組んでまいります。

監査事務所に対する審査及び検査については、引き続き監査法人のガバナンス・コードを踏まえ各監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の実効性を検証するとともに、監査の品質の確保・向上を図る主体は監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動をさらに促すような実効性のあるモニタリングに取り組んでまいります。また、監査品質に関する情報を広く一般に提供していくため、監査事務所の概況を取りまとめたモニタリングレポートについて、内容の更なる充実に努めます。

公認会計士試験については、願書提出者数の回復傾向を持続し、さらに将来の受験生を確保するためにも、引き続き、若年層や女性も含めて、より多くの人々に挑戦していただけるよう、試験に関する情報提供の充実に努めるとともに、公認会計士の使命･役割等をテーマとした講演を行って、公認会計士という資格・職業の魅力について、なお一層の情報発信を続けてまいります。

最後に各国当局との連携強化等の国際協力関係の面においては、IFIAR 事務局が東京に開設され、多国間の監査監督協力ネットワークの拠点として、我が国の国際的重要性・プレゼンスが高まっている状況を最大限に活かし、IFIAR の活動に対する積極的な貢献だけでなく、我が国における監査に関連するステークホルダーがIFIAR との建設的なコミュニケーション関係を築くことも重要だと考えております。こうした取組みは、監査に関する国際的な課題や最先端の議論に対する国内の認識を深め、ひいては我が国における監査の質の更なる向上に資するものと考えております。

平成30年３月

公認会計士・監査審査会会長

廣本敏郎

第１章　組織

１．公認会計士・監査審査会

審査会は、公認会計士法（以下、「法」という。）第 35 条第１項及び金融庁設置法第６条に基づき、金融庁に設置された合議制の行政機関である（平成 16 年４月設置。P44 資料１－１参照）。

審査会は、公認会計士に関する事項について理解と識見とを有する者のうちから、両議院の同意を得て内閣総理大臣から任命された、会長及び９人以内の委員により組織される。委員は非常勤であるが、うち１人については常勤とすることができる。任期は３年である（法第 36 条、第 37 条の２、第 37 条の３）。

会長及び委員は独立してその職権を行い、また、法定の事由がある場合を除き、在任中にその意に反して罷免されることはない（法第 35 条の２、第 37 条の４）。

平成 28 年４月１日に発足した第５期（平成 28 年４月～平成 31 年３月）においては、廣本会長、松井常勤委員が新たに任命されたほか、新任委員３人を含む非常勤委員８人の計 10 人の構成で活動を行っている（P46 資料１－２参照）。

審査会の主な業務は以下のとおりである。

① 公認会計士、監査法人及び外国監査法人等（注）並びに協会に対する検査等
② 公認会計士試験の実施
③ 公認会計士及び監査法人に対する懲戒処分等の調査審議

（注）外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者として金融庁長官に届出をした者をいう（以下同じ。）。

２．事務局

審査会には、審査会の事務を処理するために事務局が置かれている（法第 41 条第１項）。

事務局は、事務局長の下、総務試験室及び審査検査室で構成され、総務試験室は、公認会計士試験の実施、公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議及び事務局全体の総合調整を所掌し、審査検査室は、監査法人等の監査又は証明業務及び協会の事務の運営状況についての審査並びに監査法人等及び

外国監査法人等並びに協会に対する検査を所掌している。

事務局の定員は、平成 16 年４月発足時 40 人であったが、その後順次増員され、平成 29 年度末の定員は、総務試験室 14 人及び審査検査室 42 人の計 56 人となっている。

≪事務局の定員の推移≫　　（年度末ベース）

年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24～27	28～29
総務試験室	11	12	12	12	12	14	14	14	14	14
審査検査室	29	29	31	35	39	41	44	43	42	42
総括公認会計士監査検査官	－	－	－	－	－	－	－	－	－	1
主任公認会計士監査検査官	4	4	4	4	5	5	7	7	7	6
公認会計士監査検査官	18	18	20	24	26	28	28	27	26	26

≪公認会計士・監査審査会の機構図≫

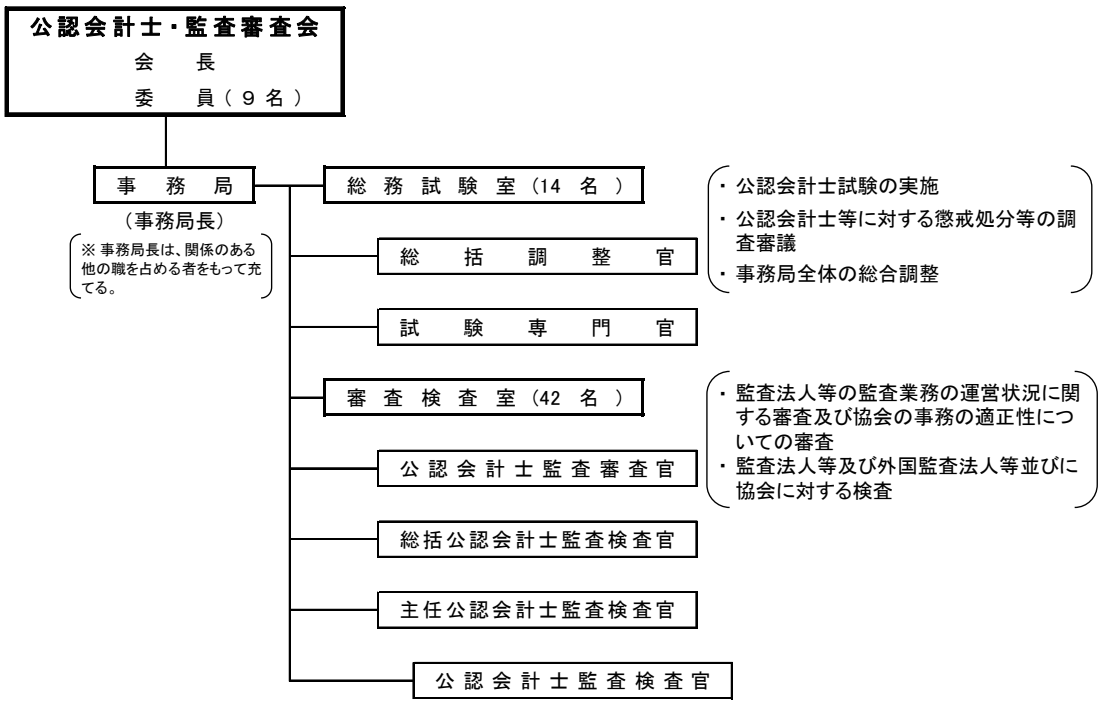

（注）上図中（　）内は、平成 29 年度末における定員を示す。

第２章　監査事務所に対する審査及び検査等

１．概説

資本市場の公正性及び透明性を確保し、投資者の信頼が得られる市場を確立する観点等から、平成 15 年６月の法改正により、監査法人等に対する監視・監督の機能の充実･強化策として、それまで自主規制として行われていた協会による監査法人等に対する品質管理レビュー（注）が法定化された。審査会は当該レビューの結果について協会から報告を受け、審査等を行い、必要があると認める場合には報告徴収及び検査を行うこととされた。

また、平成 19 年６月の法改正により、我が国金融資本市場の健全性を確保していくため、金融商品取引法による開示規制の対象となる外国会社等の監査を行う外国監査法人等が我が国当局の検査・監督の対象とされ、審査会が報告徴収及び立入検査を行うこととされた。

具体的には、審査会は、金融庁長官の権限のうち、

・協会による会員の法第２条第１項業務（監査又は証明業務）の運営状況の調査の結果報告の受理に関する事務（法第 46 条の９の２第２項）
・上記報告に関して行う協会及び公認会計士・監査法人に対する報告徴収及び検査（法第 46 条の 12 第１項、第 49 条の３第１・２項）
・外国監査法人等に対する報告徴収、検査（法第 49 条の３の２第１・２項）

について委任されている（法第 49 条の４第２・３項）。

これらを受けて、審査会では、品質管理レビューに関する報告の審査等を行い、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認める場合には、報告徴収、検査を行うこととしている（P50 資料２－１参照）。

また、審査又は検査の結果、必要があると認める場合には、行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告することとしている（法第 41 条の２）。

（注）品質管理レビュー

品質管理レビューとは、法により、「協会は、会員の第２条第１項の業務の運営の状況の調査を行う」（法第 46 条の９の２第１項）とされている。

具体的には、監査業務の適切な質的水準の維持、向上を図り、監査に対する社会的信頼を維持、確保するため、協会が監査法人及び公認会計士事務所（以下、「監査事務所」という。）の行う監査の品質管理の状況を調査することとされている。

≪審査及び検査の概要≫

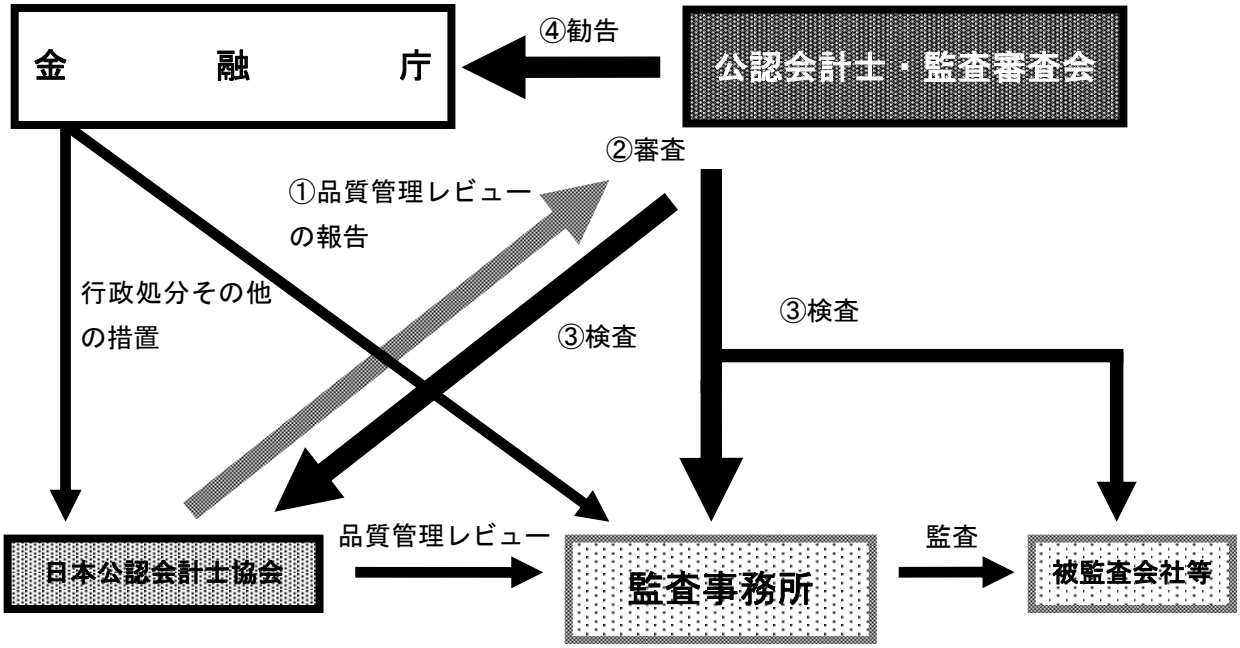

①　品質管理レビューの報告

協会は原則として３年に１度（協会が必要と認めた場合は２年に１度等に短縮）、法令、監査基準等及び協会の会則・規則等への準拠状況を事後的に調査しており、審査会はその調査結果に関して報告を受ける。

②　審査

審査会は、協会から報告を受け、主として、協会の品質管理レビュー制度の運営が適正に行われているか、監査事務所の監査業務が適正に行われているかを確認する。

審査会は、審査の過程において、必要があると認めるときは、監査事務所に対して報告又は資料の提出を求める。

③　検査

審査会は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当と認めるときは、監査事務所（監査事務所の監査業務に関係のある被監査会社等を含む）に対して検査を行う。

また、協会の事務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、協会に対して検査を行う。

④　勧告

審査会は、審査又は検査の結果、必要があると認めるときは、監査事務所の監査業務又は協会の事務の適正な運営を確保するために行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告する。

（注）外国監査法人等に対する報告徴収・検査については、P16「３．（６）イ　外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方」を参照。

２．監査事務所等モニタリング基本方針等

（１）監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）

審査会は、第４期まで（平成 16 年４月～平成 28 年３月）の審査及び検査の実績を踏まえつつ、監査の品質のより一層の向上という観点から、審査及び検査を通じ監査事務所の行う監査の実効性向上を図るため、第５期（平成 28 年４月～平成 31 年３月）における「監査事務所等モニタリング基本方針（審査・検査基本方針）－より実効性のある監査の実施のために－」を策定し、平成 28 年５月 13 日に公表した（P51 資料２－２参照）。

＜基本方針の概要＞

ア　視点

監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的なモニタリング（注）を実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図る。

また、モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、協会、金融庁等の関係先に積極的に提供するとともに、広く一般に提供する情報の充実も図る。

（注）モニタリングとは、検査を指すオンサイト・モニタリング及び報告徴収、意見交換等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すオフサイト・モニタリングの両方を包含したものをいう。

イ　目標

監査事務所等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行う。

また、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

ウ　オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会からの品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、監査事務所等に対し報告徴収やヒアリングを行うとともに、関係先とも意見交換・連携を行うなどして情報等の収集・分析の強化･高度化に努める。

さらに、監査事務所や個別監査業務に係る実態やリスクを的確に把握する観点から、得られた情報を活用し、協会の品質管理レビューの検証

や報告徴収の実施など監査事務所の態様に応じた実効的なオフサイト・モニタリングを実施する。

エ　検査基本方針

審査会は、監査事務所のリスクや態様に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、オフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努め、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

大手監査法人（注１）及び準大手監査法人（注２）については、資本市場における役割等を勘案し、品質管理レビューの結果の報告も踏まえつつ、定期的に検査を実施する。

中小規模監査事務所（注３）については、品質管理レビューの結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

オ　モニタリング情報の提供方針

監査の品質の確保・向上に資するよう、監査事務所の監査の品質管理上の問題点を監査事務所及び被監査会社等に示すほか、検査結果を含むモニタリングの成果を報告等の形で投資者など広く一般に提供していくこととする。

（注１）大手監査法人とは、上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人をいう。本年次報告では、有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及び PwC あらた有限責任監査法人の４法人を指す。

（注２）準大手監査法人とは、大手監査法人に準ずる規模の監査法人をいう。本年次報告では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、PwC 京都監査法人及び優成監査法人の６法人を指す。

（注３）中小規模監査事務所とは、大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所をいう。

（２）監査事務所等モニタリング基本計画

審査会は、上記「監査事務所等モニタリング基本方針」を踏まえ、各事務年度におけるモニタリングの方向性を示すものとして、「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定している。

「平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」については、

・　近時の不正会計事案等を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われており、その対応の一環として、平成 29 年３月 31 日に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）が

金融庁から公表され、大手監査法人や準大手監査法人などが、監査品質の向上のためのガバナンス態勢の再構築に取り組んでいること

・　最近も上場会社の海外子会社において会計問題が発生しているなど、海外グループ会社を含めた企業の内部統制に問題がみられており、監査事務所においては、被監査会社の内部統制を評価する際に海外事業も含めた企業の業務実態を踏まえた具体的な評価が徹底できているかが問われていること

等の情勢を踏まえ策定し、平成 29 年７月 26 日に公表した（P72 資料２－５参照）。

＜基本計画の概要＞

ア　オフサイト・モニタリングに係る基本計画

（ア）協会の品質管理レビューの検証

品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、総括的検証を行う。

また、有効な改善・監査品質の向上につながる品質管理レビューのあり方について審査会と協会との間で意見交換を実施するとともに、互いの機能の実効的な連携を図ることに加え、審査会と協会との適切な役割分担について、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組の状況を踏まえ、議論を行うこととする。

（イ）報告徴収

・　大手監査法人に対する継続的報告徴収

ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとし、これにより得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。

・　立入検査を実施しない準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する報告徴収

監査事務所の適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、監査業務の運営に関して適時に報告徴収を実施する。

また、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、代表者の経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等

について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

・　検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）

検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて報告徴収を行い、品質管理の改善状況を検証する。

なお、早急な改善を要すると認められた監査事務所に対しては、検査結果通知と同時に、改善計画の策定及び実施状況に係る報告徴収を実施する。

イ　検査基本計画

重点事項として、①品質管理態勢の確保・向上に向け、監査事務所の経営方針、経営管理に関する措置等が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているかについての検証、②被監査会社の事業上のリスクを適切に評価して監査を実施しているかについての検証等を掲げるとともに、監査事務所自らが不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動をとれているかを重視し、以下のとおり、監査事務所の態様に応じた検査を実施する。

（ア）大手監査法人

資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、定期的に検査を実施する。

本事務年度においては、監査法人のガバナンス等経営管理態勢・業務管理態勢などに一層重点を置いて検査を実施するほか、監査契約の新規受嘱手続、特に大手上場会社に係る手続の検証、海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況の検証を行う。

また、ガバナンス・コードを踏まえ監査法人が構築・強化している業務管理態勢等が実効的なものになっているかとの観点から検証を行う。

さらに検査のフォローアップの強化の観点から、定期的に実施する通常検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を引き続き実施する。

（イ）準大手監査法人

被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界における重要性に鑑み、定期的に検査を実施する。

本事務年度においては、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てた検証、組織としての一体性な

ど経営管理態勢・業務管理態勢等の検証などに重点を置いて検査を実施する。

（ウ）中小規模監査事務所

代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性など監査品質の確認を中心とした検査を実施することとし、必要に応じて検査を実施する。

本事務年度においては、監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意し検証を行う。特に、監査リスクの高い上場会社の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢の検証、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証を行う。

３．監査事務所に対する審査及び検査の状況

監査事務所は、他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査証明業務（法第２条第１項の業務）を行うほか、公認会計士の名称を用いて、他人の求めに応じて報酬を得て、財務書類の調製、財務に関する調査・立案、財務に関する相談の業務（法第２条第２項の業務）を行うことができる。

平成 29 年度末現在、公認会計士登録者数は 30,350 人である。このうち、大手監査法人に所属する公認会計士数は 11,016 人であり、約４割を占める。監査法人数は 229 法人である。

（参考）

	25 年度末	26 年度末	27 年度末	28 年度末	29 年度末
公認会計士登録者数	26,260	27,313	28,286	29,367	30,350
うち大手監査法人	10,074	10,312	10,846	11,002	11,016
監査法人数	216	219	214	222	229

（１）協会による品質管理レビューの状況

ア　平成 28 年度

協会による平成 28 年度の品質管理レビューは 101 件（監査法人 71 件（大手２件、準大手３件、公認会計士共同事務所１件を含む。）、公認会計士 30 件）実施されており、結論の状況は下表のとおりである。

≪実施結果に基づく結論の状況(平成 28 年度)≫　　（監査事務所数）

区　分	限定事項のない結論		限定事項付き結論		結論の不表明		否定的結論		計
	(a)	a/e	(b)	b/e	(c)	c/e	(d)	d/e	(e)
監査法人	58	81.7%	13	18.3%	―	―	―	―	71
公認会計士	26	86.7%	4	13.3%	―	―	―	―	30
合　計	84	83.2%	17	16.8%	―	―	―	―	101

（注）101 件中 98 件に改善勧告事項がある。

イ　平成 29 年度

協会による平成29年度の品質管理レビューは96件(監査法人72件(大手２件、準大手２件、公認会計士共同事務所４件を含む。)、公認会計士24 件）であり、下表のとおり、平成 30 年３月までに全て実施されている。

≪品質管理レビューの実施状況≫

品質管理レビュー実施年月	29 年							30 年			
	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	合計
品質管理レビュー実施監査事務所数	0	13	17	1	16	24	17	7	1	0	96

平成 29 年度の品質管理レビューのうち、審査会に対しては、平成 30 年３月 31 日までに、品質管理委員会で内容を承認された 43 件の報告が行われており、その結論の状況は以下のとおりである。

・限定事項のない結論 41 件（監査法人 30 件、公認会計士 11 件）
・限定事項付き結論２件（監査法人２件）

（２）品質管理レビューに対する審査の状況

ア　目的

監査事務所の品質管理及び監査業務が適切に行われているかを確認するとともに、協会が適切に、監査事務所が行う監査の品質管理の状況を調査し、監査事務所に改善をさせているかどうかを検証することを目的に審査を実施している。

イ　審査の流れ

協会から受理した品質管理レビューの結果について、横断的に限定事項の有無、不備事項の内容や数などを分析するほか、監査事務所ごとに

協会に提出した改善計画書の内容等を分析する。また、協会レビューの適切性について検証する。

分析した審査の結果については、有効な改善・監査の品質の向上に資するため、検査先の選定や報告徴収先（下記（３）参照）の選定に活用するほか、協会との意見交換に活用している。

なお、金融庁内の関係部局、協会、証券取引所、監査役協会等の関係機関等との連携及び意見交換（P19「５．関係機関との連携」を参照）から得た情報も審査の際に活用している。

ウ　平成 28 年度の品質管理レビューの分析結果

限定事項付き結論先においては、例えば、会計上の見積りの監査に関する実証手続の不備に留まらず、監査計画の修正の不備など監査実施プロセスの川上まで、限定事項としている事例がみられるなど、平成 27 年度に比べても更に踏み込んだ指摘をしている事例がみられる。

品質管理関係の指摘については、個別監査業務に係る指摘を「監査責任者による指示・監督及び監査調書の査閲」、「監査業務の審査」、「定期的な検証」などの監査事務所の品質管理態勢の不備に結び付けて限定事項としている事例も多くみられる。

上記のとおり改善がみられる一方で、監査手続の不備ではなく、文書化の指摘にとどまっているなど、指摘内容の深度確保について十分ではない事例が依然としてみられ、レビュー期間を延長した先も少ないなど、レビュー計画の弾力的な運用は十分とはいえない状況もみられる。

なお、平成 29 年度の品質管理レビューについては、全ての報告を受けた上で分析することとしている。

（３）監査事務所に対する報告徴収の状況

ア　大手監査法人に対する継続的報告徴収

平成 29 事務年度においては、全ての大手監査法人に対してガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証のため報告徴収を実施した（平成 29 年７月に実施）。また、報告徴収により得られた情報を分析し、効果的・効率的な検査の実施につなげたほか、大手監査法人における品質管理活動の状況等の横断的な実態把握を行った。なお、今後も毎年定期的に報告徴収を実施する予定である。

イ　準大手監査法人及び中小規模監査事務所に対する報告徴収

審査会は、「平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画」（P72 資料２－５参照）に基づき、準大手監査法人及び中小規模監査事務所における品質管理レビューの改善状況の検証、並びに経営管理態勢等の実態把握を行

う必要があると認められた51監査事務所に対して報告徴収を実施した（平成29年８月に実施）。

≪報告徴収実績≫

	29事務年度報告徴収実績		28事務年度報告徴収実績	
	報告徴収実施先数	28年度品質管理レビュー実施先数	報告徴収実施先数	27年度品質管理レビュー実施先数
監査事務所	51	101	83	83
監査法人（注）	47	71	57	57
個人事務所	4	30	26	26

（注）公認会計士共同事務所を含む。

報告徴収を実施するに当たり、平成28年度の品質管理レビューの結果を受理した準大手監査法人及び中小規模監査事務所のうち、レビュー結果の重要性等を考慮して選定している。なお、平成28事務年度に実施した報告徴収においては、業界横断的な実態把握のため網羅性等に重点を置いている。

ウ　検査実施後の改善状況の報告徴収（フォローアップ）

平成29事務年度においては、審査会が検査結果を通知した監査事務所のうち３件（平成28事務年度からの継続１件を含む。）に対して検査における指摘事項の改善状況を確認するため報告徴収を実施した。なお、報告徴収を実施した３件のうち１件は、早急な改善を要すると認められた監査事務所に対するものである。

現在、監査事務所から提出された報告書の内容について確認しているところである。

（４）監査事務所に対する検査の状況

平成29事務年度の検査は、検査基本計画（前掲２.（２）イ参照）に基づき、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所の態様に応じ実施している。

大手監査法人については、原則として２年に１度検査を実施し、また、当該検査の次事務年度にフォローアップ検査を実施することとしており、具体的には、通常検査２法人及びフォローアップ検査２法人に対し実施した。

準大手監査法人については、原則として３年に１度検査を実施することとしており、具体的には、２法人に対して検査を実施した。

中小規模監査事務所については、必要に応じて検査を実施することとして

おり、具体的には、３法人に対して検査を実施した。

検査に際しては、監査事務所に対して、不備の発生した直接的な原因のみならず、当該不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動を促すことに資するよう検証を行った。

≪直近５年間の検査の実施状況（着手ベース）≫　（平成 30 年３月 31 日現在）

年度/事務年度	25	26	27	28	29
大手監査法人	2	2	2	4	4
準大手監査法人	2	1	1	2	2
中小規模監査事務所	9	11	6	5	3
外国監査法人	0	1	0	1	0
合計	13	15	9	12	9

（注）平成 28 年７月から事務年度（７月～翌年６月）に変更。なお、平成 28 事務年度は変更期であるため、平成 28 年４月～６月分の実績も含んでいる。

（５）金融庁長官に対する勧告の状況

審査会は、検査した結果、監査法人アリアの運営が著しく不当なものと認められたことから、金融庁長官に対し、法第 41 条の２の規定に基づき、行政処分その他の措置を講ずるよう平成 29 年６月８日に勧告した（P83 資料２－６及びP84 資料２－７参照）。

（６）外国監査法人等に対する検査・監督の状況

ア　外国監査法人等の状況

外国会社等が金融商品取引法の規定により提出する財務書類について監査証明業務に相当すると認められる業務を外国において行う者は、あらかじめ金融庁長官に届け出ることが求められている。外国監査法人等の状況は下表のとおり。

≪外国監査法人等の状況≫　（平成 30 年３月 31 日現在）

	国・地域数	外国監査法人等数
北米	2	9
中南米	3	9
欧州	15	44
アジア・大洋州	10	27
中東	1	2
計	31	91

イ　外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する考え方

審査会は、「外国監査法人等に対する検査監督の考え方」（P56 資料２－３参照）及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」（P59 資料２－４参照）に基づき、外国監査法人等に対する報告徴収及び検査を実施している。

当該考え方及び基本指針においては、原則として３年に１度、外国監査法人等に対し報告徴収を実施し、提出された情報の分析を行い、監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか等について検査で確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等に対する検査を実施することとしている。ただし、外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、相互主義が担保される場合には、審査会は、当該国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は実施しないこととしている。

ウ　外国監査法人等に対する報告徴収

審査会は、上記イに示した考え方及び基本指針に基づき、外国監査法人等に対する報告徴収を平成 24 年度及び平成 27 年度に実施している。また、平成 29 事務年度においては、一部の外国監査法人等の業務の状況について、当該外国監査法人等の所属する国の当局との情報交換枠組みに基づき、当該当局に対して情報提供依頼を行った。

（注）情報交換枠組みについては、P39「第５章２．二国間での協力」を参照。

エ　外国監査法人等に対する検査

審査会は、上記ウに示した、平成 27 年度に実施した報告徴収により提出された情報の分析結果を踏まえ、外国監査法人等に対する検査の実施に向けての具体的な検討や当該外国監査法人が所在する国の当局との連携に努め、平成 29 年 5 月に外国監査法人等（１法人）に対する検査を実施した。

４．審査及び検査等に係る情報発信

（１）「監査事務所検査結果事例集」の作成・公表

審査会は、平成 16 年４月の発足以来、公益の確保及び投資者保護の観点から、我が国における監査の品質の確保・向上のために監査事務所（監査法人及び公認会計士）への検査を実施してきた。その中で、平成 20 年から、監査事務所における品質の確保・向上に向けた自主的な取組を促進すべく、主な指摘事例を「事例集」として取りまとめ、毎年公表している。この間、

監査品質に対する審査会としての期待水準を本事例集に「求められる対応」として提示するなど、年々内容を充実させている。

平成 29 年７月 26 日公表の事例集は、基本的な構成は前年版（平成 28 年７月公表）を踏襲しているが、最新の検査事例を追加するなどリニューアルを行い、記載内容もより理解しやすいように工夫している。改訂のポイントは次のとおりである。

・　「Ⅰ．根本原因と業務管理態勢」
　監査事務所の規模別に、ガバナンスと不備の根本原因との関係を解説するとともに、自ら根本原因の究明に向けた取組をしている大手監査法人の例を紹介している。

・　「Ⅲ．個別監査業務編」
　事例のうち約３割を直近の検査のものと入れ替え、特に「財務諸表監査における不正」については、不正会計の重要性が一層増していることから、検査事例や留意点などの記載を充実させている。
　また、実務に参考となる監査事務所の前向きな取組例を紹介するため、グループ監査に係る改善取組を行った監査法人の例など、「評価できる取組」の記載を増加させている。

審査会としては、各監査事務所において、本事例集に掲載されている指摘事例やその発生原因等を参考として、個別監査業務や品質管理のシステムについて自ら点検するとともに、不備事項を発見した場合には、当該不備事項のみの改善にとどまらず、その不備を発生させた根本的な原因を究明し、監査事務所が品質管理の改善に取り組むことを期待している。

本事例集の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から、「『監査事務所検査結果事例集』の公表について（平成 29 年７月 26 日）」にアクセスすることにより、閲覧できる。
(http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20170726.html)
なお、英語版は平成 29 年 12 月に公表した。
(http://www.fsa.go.jp/cpaaob/english/oversight/20171225/20171225.html)

（２）「平成 29 年版モニタリングレポート」の作成・公表
審査会は、監査事務所の状況等について、監査及び会計の専門家だけでなく、幅広い方々に対してもできるだけ分かりやすい形で情報提供するため、平成 28 年から「モニタリングレポート」を作成、公表している。
これは、資本市場における会計監査の役割の重要性が一層増している中、

株主をはじめ監査役や企業経営者などの企業関係者、及び投資者など多くの方々から、監査事務所における監査品質が適正に評価されることが重要となっていることを踏まえたものである。

平成 29 年７月 26 日公表の平成 29 年版では、監査事務所の状況等の理解に資するデータのほか、検査や報告徴収など審査会のモニタリング活動を通じて入手した資料、情報に基づく記載を追加するなど、内容を充実させている。主なポイントは以下のとおりである。

・　監査法人の業務運営に関する総合評価

審査会は、監査法人に対して審査会検査での評価を的確に伝えるとともに、監査役等が監査法人の品質管理の水準について理解するのに役立つことを目的として、監査法人の業務運営に関する総合評価を行っている。

・　監査業務をサポートする態勢

監査法人は、監査業務を行う各監査チームが深度ある監査を行えるよう、監査チームをサポートしている。具体的には、品質管理部門等のサポート態勢の概要、リスク情報の横断的管理、IT の活用状況の事例を記載している。

・　上場会社の監査人の異動

上場会社の監査人の異動状況について、平成 25 年６月期から平成 29 年６月期までの過去５年間をみると、直近２期は高い水準にある。具体的には、異動理由や、異動前後における監査報酬の状況について記載している。

平成 29 年版の全文については、審査会ウェブサイトの「検査結果等の取りまとめ」から、「『平成 29 年版モニタリングレポート』の公表について（平成 29 年７月 26 日）」にアクセスすることにより、閲覧できる。
（http://www.fsa.go.jp/cpaaob/shinsakensa/kouhyou/20170726/20170726.html）

なお、英語版は平成 29 年 12 月に公表した。
（http://www.fsa.go.jp/cpaaob/english/oversight/20171225/20171225.html）

（３）検査結果事例集についての講演等の実施

審査会は、適切な監査手続の実施に資するため、検査結果事例集について、協会等が実施する研修会に会長の講演に併せて検査官が説明等を行っている。

平成 29 事務年度においては、監査の品質の維持・向上に向けた自主的な取組の促進のため、平成 29 年 10 月から 12 月にかけて協会本部及び全国 11 の協会地域会で計 12 回の講演を行ったほか、外部監査の実態把握等のために検査結果事例集が広く参照されるよう、監査役を対象に、日本監査役協会において、平成 29 年 12 月に２回講演を行った。

また、検査結果事例集が、監査事務所等において参考資料として積極的に活用されるよう、協会、日本監査役協会等の関係機関の機関誌等に掲載するなど、内容の周知を行った。

５．関係機関との連携

監査の品質の維持、向上を図るためには、監査事務所が行う監査の実効性の確保だけでなく、監査事務所や監査先である被監査会社（個別企業等）を取り巻く関係先とも一層の連携強化を行い、監査を巡る共通課題、問題意識の共有化を図ることが重要である。

このため、審査会は、金融庁内の関係部局だけでなく、協会及び証券取引所等の関係機関との意見交換を実施している。

（１）金融庁関係部局との連携

個別監査業務の監査に関する問題点等については、対象企業の監督･検査等を行う金融庁関係部局と連携を行うことにより、より効果的・効率的な検査等が実施できると考えられる。このため、審査会は、上場会社の開示及び監査に関する問題点について証券取引等監視委員会と、金融機関の監査に関する問題点について監督局、検査局と情報共有、意見交換を行い、モニタリングに活用した。また、勧告した監査法人の検査結果について総務企画局と密な情報共有を行った。

（２）協会との連携

審査会は、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上を公的立場から促すとともに、監査事務所における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的にモニタリングを実施している。協会は、品質管理レビューの担い手であることから、レビュー実施態勢の強化などを通じ、より一層の実効性の向上を図ることにより、監査事務所における適切な監査の品質管理がなされるものと考えられる。このため、モニタリングを通じて把握した問題点等について、協会幹部や協会レビューアーとの間で双方向の議論を行うなど、協会との情報共有、連携の強化に取り組んでいる。

平成 29 事務年度においては、品質管理レビューの強化策及び審査会検査等において把握した品質管理レビューに係る諸問題やレビュー結果の開示拡充について意見交換等を実施した。

（３）証券取引所との連携

審査会は、モニタリングを通じて把握した上場会社に共通してみられる内部統制上の問題点や監査人の異動状況等について、上場会社についての自主規制機能を担っている各証券取引所と意見交換を行うなど、問題意識の共有に努めた。

（４）日本監査役協会との連携

審査会は、企業財務情報の適正な開示を図るためには、監査人のみならず、企業のコーポレートガバナンス機能を担う監査役等との連携が重要であるとの観点から、監査役等と監査人とのコミュニケーションの状況を監査事務所に対する検査等において検証してきたところである。また、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードにより、監査役等の役割・責務がますます重要なものとなってきている。

こうしたことから、審査会は、日本監査役協会と、監査法人の業務運営に関する総合評価や監査役等と監査人とのコミュニケーションに関する課題等について平成 29 年６月に意見交換を実施した。また、日本監査役協会が主催する講演会等を通じ、検査における指摘事例や監査事務所の問題点等について、監査役等に対して情報提供を行うなどの連携を図った。

６．平成 29 事務年度の課題に対する取組及び今後の課題

（１）大手監査法人を中心とした検査の実効性の向上

近時の不正会計事案などを契機として、改めて会計監査の信頼性が問われている状況にあるところ、審査会において、平成 28 年３月 24 日に、「公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上～大規模監査法人を中心に～」を取りまとめ、公表した。

これを踏まえ、平成 29 事務年度において、前事務年度と同様に、大手監査法人に対するフォローアップ検査を実施した。

同検査は、個々の不備事項の指摘の強化を目的としたものではなく、監査法人のガバナンスや自主改善取組の実効性に重点を置いた検証をし、大手監査法人の自主改善能力の向上を促すことを主な目的としている。

なお、立入検査に際しては、事前の報告徴収により情報収集・分析を行った上で着手するなど検査の有効性・効率性に資する取組も新たに行っている。

平成 30 事務年度においても、監査の品質の確保・向上を図る主体は監査事務所であることから、審査会としては、監査法人自らが監査品質向上の取組を行うよう促すことに重点を置き、引き続き検査を実施していく方針である。

（２）監査法人のガバナンス・コードへの対応

平成 29 年３月 31 日に、金融庁が「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）を公表し、大手監査法人や準大手監査法人等が採用を表明している。

審査会としては、既に、ガバナンス等経営管理態勢、業務管理態勢に一層重点を置いた検証を行っているが、現在、大手監査法人を中心として、本コードを踏まえた態勢強化に取り組んでいる状況であることから、各監査法人が構築・強化した態勢の実効性を引き続き検証していく。

（３）ＩＴを活用した監査手法やグループ監査の状況の把握

大手監査法人や準大手監査法人の一部では、近時、リスク情報を部門横断的に管理する態勢や国際部門によるグループ監査への対応を強化し、また、ＩＴを活用し、被監査会社の会計関係のデータを分析するツールを導入するなど、監査業務をサポートする態勢を整備してきている。特にＩＴ化については海外業務提携先の開発方針や投資動向とも関連していることから、平成 29 事務年度においては、意見交換等を通じて、こうした態勢の把握に努めているところである。

平成 30 事務年度においても、引き続き、これらの状況を把握するとともに、また、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができているかなどについても把握することとする。

（４）サイバーセキュリティの確保

昨今、企業におけるＩＴ化の進展、会計データ・取引データの電子化等を踏まえ、監査事務所は企業の膨大な電子データを入手し分析するなど監査業務におけるＩＴの活用を進めている。他方、サイバー攻撃が高度化・大規模化している中、サイバーセキュリティのリスクは高まっている。監査事務所が保有する企業情報の漏えいは、監査事務所のレピュテーションに大きく影響することから、サイバーセキュリティの確保は喫緊の課題である。

こうした認識の下、平成 30 事務年度においては、大手監査法人・準大手監査法人を中心にサイバーセキュリティに関する方針・体制、サイバーセキュリティリスクへの対応等について、意見交換やヒアリングを通じて、実態把握を行い、監査法人の適切な対応を促していくこととする。

（５）協会による品質管理レビューの機能向上などの取組状況の継続的なフォロー

審査会は、設置当初より協会の品質管理レビューの一層の機能向上を公的立場から促すことを目標としている。

平成 29 事務年度においては、審査会の検査結果等を踏まえ、有効な改

善・監査の品質の向上につながる品質管理のあり方について、平成 28 事務年度に続き実務者レベルでの検討会を開催した。その検討結果については、平成 30 年度の品質管理レビューや平成 30 事務年度の検査の改善に反映させていく。

また、審査会と協会との適切な役割分担については、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組の状況を踏まえ、議論を行っていくこととする。

（６）情報発信の強化

ア　「特に留意すべき事項」の監査役等への伝達

平成 29 事務年度においては、これまで大手監査法人にのみ求めていた検査結果通知書における「特に留意すべき事項」の被監査会社監査役等への伝達を、全ての監査法人に対して求めることとした。

イ　モニタリングレポートの充実

平成 29 年版よりモニタリングレポートを検査結果事例集から独立した形で公表しているが、平成 30 年版については、更にモニタリング情報を収集・蓄積の上、一層充実させていくこととする。

（７）課題に対応した審査会モニタリング実施体制の充実

審査会のモニタリングは、上記に掲げた監査事務所を巡る課題や、企業の海外進出の加速化や海外取引の増加など会計実務の国際化の状況に適切に対応していく必要がある。そのため、引き続き、人材確保、情報収集分析体制の強化などモニタリング実施体制の充実を図ることが、重要な課題と考えている。

第３章　公認会計士試験の実施

１．概説

（１）試験制度の概要

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的として、短答式及び論文式による筆記の方法で行う（法第５条）ものであり、審査会が、毎年１回以上行うこととされている（法第 13 条第１・２項）。

現行の試験制度（新試験制度）は、平成 15 年の法改正において、試験の質を確保しつつ幅広い多様な者が受験しやすくすることを主な目的として大幅な見直しが行われ、平成 18 年試験から実施されている。

平成 15 年法改正による主な見直しの内容

①試験体系の簡素化

②試験科目の見直し

③試験科目の一部免除の拡大

④短答式試験の合格者に対する合格発表の日から２年間における短答式試験の免除制度の導入

⑤論文式試験の試験科目のうち一部の科目について相当と認められる成績を得た者に対する論文式試験の合格発表の日から２年間における当該科目の免除制度の導入

公認会計士試験に関する事務のうち、合格の決定、不正受験による合格の決定の取消し・受験の禁止、試験問題の作成・採点等を除く、試験監督等の試験実施事務については各財務局長等に委任している（法第 49 条の４第５項、同法施行令第 36 条）。

試験問題の作成及び採点のために、審査会に試験委員が置かれている。試験委員は試験の執行（実施年）ごとに、審査会の推薦に基づき、内閣総理大臣が任命する（法第 38 条第１・２項）。

（２）現行試験の概要

公認会計士試験は、短答式（択一式）及び論文式による筆記の方法により、全国の財務局等管内の試験場（全国 11 都道府県）で行う。なお、受験資格の制限は設けられていない（P89 資料３－１参照）。

ア　短答式試験

・　実施回数・時期

年２回（12 月、５月）

・　試験科目

必須４科目：財務会計論、管理会計論、監査論、企業法

・　合格基準

総点数の 70%を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、１科目につき、その満点の 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

≪過去の合格点≫

25 年		26 年		27 年		28 年		29 年		30 年
第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回	第Ⅱ回	第Ⅰ回
67%	67%	70%	68%	60%	67%	67%	66%	71%	64%	70%

（注）27 年第Ⅰ回試験及び 29 年第Ⅱ回試験を除き、１科目につき満点の 40%未満のもののある者は不合格。

・　短答式試験科目の全部又は一部免除

短答式試験合格者は、申請により、当該短答式による試験に係る合格発表の日から起算して２年を経過する日までに行われる短答式試験の免除を受けることができる。

また、大学等において３年以上商学若しくは法律学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者、会計専門職大学院修了者等についても、申請により試験科目の全部又は一部の免除を受けることができる。

≪平成 29 年度の免除件数≫

全部免除	司法試験合格者	83 件
	商学若しくは法律学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	12 件
一部科目免除	税理士資格取得者等	59 件
	会計専門職大学院修了者	122 件
	会計又は監査に関する実務経験者	4 件

イ　論文式試験

・　実施回数・時期

年１回（８月）

・　試験科目

必須４科目：会計学、監査論、企業法、租税法

選択科目：経営学、経済学、民法、統計学のうち１科目

・　合格基準

52%の得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率を合格基準としている。ただし、１科目につき、その得点比率が 40%に満たないもののある者は、不合格となることがある。

なお､論文式試験は､１人の答案を複数の試験委員が採点しており、試験委員間及び試験科目間の採点格差は、標準偏差により調整している。

≪過去の合格点≫

24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%	52.0%

（注）１科目につき得点比率が 40%未満のもののある者は不合格。

≪合格者等の推移≫

	24 年	25 年	26 年	27 年	28 年	29 年
願書提出者数	17,894	13,224	10,870	10,180	10,256	11,032
論文式合格者数	1,347	1,178	1,102	1,051	1,108	1,231
最終合格率	7.5%	8.9%	10.1%	10.3%	10.8%	11.2%

（注）願書提出者数とは、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

・　論文式試験科目の一部免除

論文式試験のうちの一部の科目について、審査会が相当と認める成績を得た者は、申請により、当該論文式試験に係る合格発表の日から起算して２年を経過する日までに行われる論文式試験の当該科目の免除を受けることができる（注）。

また、大学等において３年以上商学、法律学若しくは経済学に属する科目の教授等であった者又は博士の学位取得者、司法試験合格者、税理士資格取得者等についても、申請により試験科目の一部の免除を受けることができる。

（注）試験科目のうち一部の科目について、同一の回の論文式試験合格者の平均得点比率を基準として、審査会が相当と認めた得点比率以上を得た者を一部科目免除資格取得者としている。

≪平成 29 年度の免除件数≫

税理士資格取得者	16 件
司法試験合格者	74 件
不動産鑑定士試験合格者	0 件
商学､法律学若しくは経済学に係る大学教授等又は博士の学位取得者	13 件

２．公認会計士試験の実施状況

（１）平成 29 年公認会計士試験

平成 29 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

≪平成 29 年公認会計士試験実施スケジュール≫

区　分	願書受付 開　　始	願書受付 締　　切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短答式	28 年 8 月 26 日	（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ出願） 28 年 9 月 15 日 （書面による出願） 28 年 9 月 9 日	28 年 12 月 11 日	29 年 1 月 16 日
第Ⅱ回 短答式	29 年 2 月 10 日	（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ出願） 29 年 3 月 2 日 （書面による出願） 29 年 2 月 24 日	29 年 5 月 28 日	29 年 6 月 23 日
論文式	―		29 年 8 月 25 日 ～27 日	29 年 11 月 17 日

≪平成 29 年公認会計士試験結果の概要≫

区　　分	平成 29 年試験	短答式試験の受験者等（免除者を含む）	短答式試験みなし合格者（旧第２次試験合格者）	（参考）平成 28 年試験	短答式試験の受験者等（免除者を含む）	短答式試験みなし合格者（旧第２次試験合格者）
願書提出者数 (a)	11,032 人 （注 1）	10,939 人	93 人	10,256 人	10,139 人	117 人
短答式試験 受験者数	9,416 人	9,416 人	―	8,644 人	8,644 人	―
短答式試験 合格者数	1,669 人	1,669 人	―	1,501 人	1,501 人	―
論文式試験 受験者数	3,306 人	3,213 人 （注 2）	93 人	3,138 人	3,021 人	117 人
最終合格者数 (b)	1,231 人	1,215 人	16 人	1,108 人	1,098 人	10 人
合格率 (b/a)	11.2%	11.1%	17.2%	10.8%	10.8%	8.5%

（注１）平成 29 年の願書提出者数は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が 7,818 人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が 8,214 人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの（平成 28 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載）。

（注２）「短答式試験の受験者等（免除者を含む）」欄の「論文式試験受験者数」には、当該試験年の短答式試験合格者のほか、その前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者及び大学教授や司法試験合格者等の短答式試験免除者を含む（平成 28 年試験についても

同様の考え方に基づいた計数を記載）。

ア　願書提出者

平成 29 年公認会計士試験の願書提出者は、11,032 人となっている。このうち、旧第２次試験合格者の短答式試験みなし合格者（93 人）を除く願書提出者は10,939人であり、前年の10,139人に比べ800人(7.9%)増加した。

イ　短答式試験合格者

・短答式試験受験者　9,416 人
・短答式試験合格者　1,669 人

第Ⅰ回短答式試験は、受験者7,818人、合格者1,194人となっており、第Ⅱ回短答式試験は、受験者 6,577 人、合格者 475 人となった（P90 資料３－２参照)。第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれも受験した受験者を名寄せして集計した短答式の受験者は9,416人であり、合格者は1,669人となった。

ウ　論文式試験合格者（最終合格者）

・論文式試験受験者　　3,306 人
　　うち答案提出者数　2,971 人
・最終合格者　1,231 人（合格率 11.2%（1,231 人/11,032 人))
　　うち短答式試験受験者等(免除者を含む。)1,215人(合格率11.1%（1,215 人/10,939 人))

論文式試験は、平成 29 年の短答式試験合格者（1,669 人）に、平成 27 年又は平成 28 年の短答式試験合格者で平成 29 年の短答式試験が免除された者（1,390 人)、大学教授・司法試験合格者等の免除者（154 人）及び旧第２次試験合格者の短答式試験みなし合格者(93 人)を加えた 3,306 人が受験し、最終合格者は 1,231 人となった(論文式試験合格率 37.2%)（注 1）。このうち旧第２次試験合格者の短答式試験みなし合格者を除いた最終合格者は 1,215 人となった（P92 資料３－３参照)。

なお、次回以降の２年間で論文式試験の一部科目について免除を受けることができる科目免除資格取得者（注 2）は 422 人（属人ベース）となった。

（注１）合格者を年齢別にみると、30 歳未満が全体の 77.1%を占め、平均年齢は 26.3 歳であった（最高年齢は 62 歳、最低年齢は 19 歳）。
　また、合格者を職業別にみると、「学生」・「専修学校・各種学校受講生」が 840 人（構成比 68.2%）、「会社員」が 106 人（構成比 8.6%）であった。
　なお、女性の合格者は 242 人（構成比 19.7%）となっている。

（注２）論文式試験の一部科目免除資格の付与として審査会が相当と認めた得点比率は 55.7%。

（２）平成 30 年公認会計士試験

平成 30 年公認会計士試験のスケジュール及び実施状況は以下のとおりである。

≪平成 30 年公認会計士試験実施スケジュール≫

区　分	願書受付 開　　始	願書受付 締　　切	試験期日	合格者発表
第Ⅰ回 短答式	29 年 9 月 1 日	（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ出願） 29 年 9 月 21 日 （書面による出願） 29 年 9 月 15 日	29 年 12 月 10 日	30 年 1 月 17 日
第Ⅱ回 短答式	30 年 2 月 9 日	（ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ出願） 30 年 3 月 1 日 （書面による出願） 30 年 2 月 23 日	30 年 5 月 27 日	30 年 6 月 22 日 （予定）
論文式	―		30 年 8 月 24 日 ～26 日 （予定）	30 年 11 月 16 日 （予定）

＜第Ⅰ回短答式試験の試験結果の概要（平成 29 年 12 月 10 日実施）＞

・願書提出者　　8,373 人
・答案提出者　　6,569 人
・短答式試験合格者　1,090 人

＜第Ⅱ回短答式試験の出願状況（平成 30 年 5 月 27 日実施）＞

・願書提出者　　8,793 人

３．受験願書等のインターネット受付

「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」（平成 25 年６月 14 日閣議決定）に基づく「オンライン手続の利便性向上に向けた改善方針」（平成 26 年４月１日各府省情報化統括責任者（ＣＩＯ）連絡会議決定）において、公認会計士試験の受験願書の提出等について、オンライン手続の改善と利用の促進を図っていくことが求められた。

こうしたことを踏まえ、受験者等の利便性向上に向けて、公認会計士試験の受験願書の提出等のオンライン手続について、民間のインターネット受付サービスを導入することとし、平成 29 年第Ⅰ回短答式試験の申込分から運用を開始した。

≪インターネット受付サービスの利用状況≫

		願書受付件数（a）	うち、ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ受付件数（b）	利用率（b/a）
29年	第Ⅰ回	7,818件	3,470件	44.4%
	第Ⅱ回	8,214件	3,700件	45.0%
30年	第Ⅰ回	8,373件	5,157件	61.6%
	第Ⅱ回	8,793件	5,313件	60.4%

４．公認会計士試験に係る情報発信等

「平成29事務年度金融行政方針」において、「引き続き、公認会計士試験受験者の裾野拡大のための取組みを推進する。」とされているように、審査会では、公認会計士という職業への関心を高め、公認会計士試験受験者の裾野拡大を図る観点から、主に大学生・高校生等若年層に向けた広報活動に努めている。

具体的には、全国の大学・高等学校等で、会長・常勤委員等が、公認会計士の役割や社会的使命、会計監査の意義等をテーマとした講演を行っており、平成29年度においては、全国21大学、１商業高校で講演を実施した。(P103資料３－５参照)。また、本年度においては、大学生等が公認会計士の実務を具体的にイメージできるよう、審査会検査官等の実務家による講演にも取り組んだ。

また、情報発信を充実させる観点から、公認会計士の業務や当年度の試験の実施概要等を掲載した試験パンフレットを毎年作成しており、上記講演等において配布したほか、審査会ウェブサイトに掲載した。

なお、試験の透明性や信頼性の確保を図る観点から、試験問題に加えて受験者数、合格者数、得点階層分布等、試験結果の詳細について情報提供を行った（P90資料３－２、P92資料３－３、P102資料３－４参照)。

５．今後の課題

公認会計士試験を運営・実施していく上での基本的課題は、試験を公平かつ円滑に実施するとともに、我が国経済の将来を担う前途有為な若者をはじめ多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促していくことである。

（１）公認会計士試験の公平かつ円滑な実施

公認会計士試験は、公認会計士になろうとする者に必要な学識及び応用能力を有するかどうかを判定することを目的とした試験であり、その実施に当たっては、公平かつ円滑に実施する必要がある。このため、試験問題の作成・採点を行う試験委員の選任や問題作成に当たっての事務局による

サポート、財務局等による各試験の適切な実施等の一連の試験運営に当たり、引き続き様々な点に細心の注意を払い、万全な態勢で取り組んでいく必要がある。

また、公認会計士試験における透明性・信頼性を確保するため、試験結果に係る積極的な情報提供を引き続き行っていく必要がある。

（２）公認会計士試験受験者増への取組

多様な人々が公認会計士試験に挑戦することを促す観点から、公認会計士の使命、資本市場における会計・監査の重要性、さらには、監査業務以外の活躍フィールドの拡大といった公認会計士の魅力等について、全国の大学・高等学校等における講演活動を継続していく必要がある。特に、高校生等若年層や女性に向けた広報活動の充実に、引き続き取り組んでいく必要がある。

第４章　公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

１．制度の概要

金融庁長官が公認会計士及び監査法人に対して懲戒処分等（注 1）をするとき（審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は監査法人に対する課徴金納付命令は除く。）には、聴聞を行った後に、審査会の意見を聴くこととされている（法第 32 条第５項）。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定（処分の重さ）等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

≪調査審議の概要≫

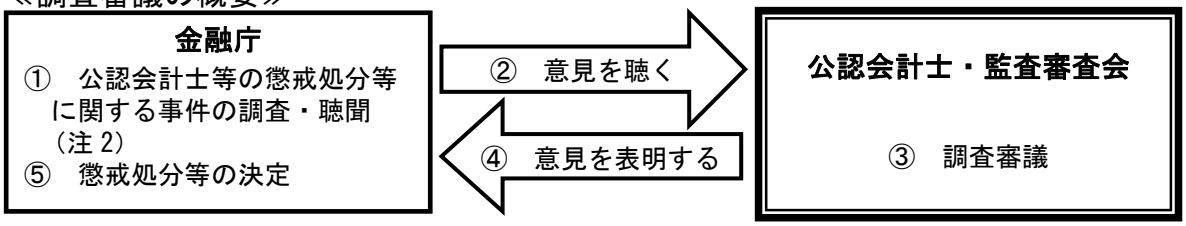

（注１）懲戒処分等は、公認会計士及び監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法令等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。
（注２）懲戒処分等に関する事件の調査（事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徴すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等）は、金融庁長官が行う。

２．事案の概要

平成 29 年度において、金融庁から意見を求められ、審査会が調査審議を行った事案は３件であり、それらの概要は以下のとおりである。

≪審議状況≫

	審議を行った審査会	処分対象
事案１	第 312 回審査会（29 年４月 13 日）	公認会計士３名
事案２	第 321 回審査会（29 年９月 14 日）	アスカ監査法人 公認会計士２名
事案３	第 326 回審査会（29 年 11 月７日）	公認会計士１名

事案１

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（３名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判

断が妥当かどうかに関して意見を表明した。
　金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 29 年４月 20 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（１）処分内容
・公認会計士１名
業務停止４月（平成 29 年４月 21 日から平成 29 年８月 20 日まで）
・公認会計士１名
業務停止２月（平成 29 年４月 21 日から平成 29 年６月 20 日まで）
・公認会計士１名
業務停止１月（平成 29 年４月 21 日から平成 29 年５月 20 日まで）

（２）処分理由
　各公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、税理士業務の停止処分（８月、３月、２月）を受けた。この事実は、法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

事案２

　株式会社メディビックグループ（以下、「メディビックＧ社」という。）の平成 26 年 12 月期における財務書類の監査について、監査証明を行ったアスカ監査法人及び同監査法人の業務を執行する社員として監査証明を行った公認会計士（２名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。
　金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 29 年９月 22 日に当該監査法人及び公認会計士に対して懲戒処分等を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（１）アスカ監査法人
ア　処分内容
・契約の新規の締結に関する業務の停止３月
（平成 29 年９月 25 日から平成 29 年 12 月 24 日まで）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）

イ　処分理由
　アスカ監査法人の社員である下記２名の公認会計士が、メディビックＧ社の平成 26 年 12 月期における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

（２）公認会計士（２名）

ア　処分内容

・公認会計士１名

業務停止３月（平成 29 年９月 25 日から平成 29 年 12 月 24 日まで）

・公認会計士１名

業務停止１月（平成 29 年９月 25 日から平成 29 年 10 月 24 日まで）

イ　処分理由

上記２名の公認会計士は、メディビックＧ社の平成 26 年 12 月期における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

事案３

税理士法第 46 条の規定に基づき税理士業務の停止処分を受けた公認会計士（１名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成29年11月10日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（１）処分内容

業務停止２月（平成 29 年 11 月 11 日から平成 30 年 1 月 10 日まで）

（２）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第 46 条の規定に基づき、３月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反するものと認められる。

第５章　諸外国の関係機関との協力

１．監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）における活動

（１）設立の経緯

米エンロン及び米ワールドコム等における会計不祥事に端を発して、会計監査の品質の確保及び向上の必要性が認識され、平成 14(2002)年以降、世界各国で会計プロフェッションから独立した監査監督機関が設立された。

こうした中、各国における監査監督機関の情報交換等を行うことを目的として、金融安定化フォーラム（FSF：Financial Stability Forum。現在は、金融安定理事会（FSB：Financial Stability Board）に再構成）主催により、平成 16(2004)年９月に第１回監査人監督者会議がワシントン D.C.において非公式に開催され、我が国を含む９か国（日、米、英、独、仏、伊、加、豪、シンガポール）が参加した。その後も非公式会合として開催回数を重ねたが、常設の国際会合設立の機運が高まり、平成 18(2006)年９月にパリで開催された第５回監査人監督機関会議において監査監督機関国際フォーラム（IFIAR：International Forum of Independent Audit Regulators）の設立が正式に承認された。その最初の会合が、審査会の主催により、平成 19(2007)年３月に 22 か国の監査監督当局の参加を得て、東京で開催された。

IFIAR は、平成 20(2008)年９月の第４回ケープタウン本会合で採択した憲章（Charter）において、活動目的として以下の①～③を定め、その後、平成 25（2013）年４月の第 13 回ノールドワイク本会合で改訂した憲章において新たに④が追加された。

① 監査事務所の検査に焦点を当て、監査市場の環境に関する知識や監査監督活動の実務的な経験を共有すること。

② 監督活動における協力及び整合性を促進すること。

③ 監査の品質に関心を有する他の政策立案者や組織との対話を主導すること。

④ 個々のメンバーの法令で定められた任務及び使命を考慮の上、メンバーにとって重要事項に関する共通かつ一貫した見解又は立場を形成すること。

（２）組織

IFIAR は、メンバー資格を有する各国の監査監督当局により構成され、平成 30(2018)年３月時点での加盟国数は、52 か国・地域となっている。

重要な意思決定は、加盟国の全メンバー当局が参加する本会合（Plenary Meeting）において行われる。本会合は、平成 29(2017)年４月の東京本会合まで、17 回の本会合が開催されている（P157 資料４－６参照）。

IFIAR の活動を円滑に進めるため、個人資格としての議長及び副議長が置かれている。平成 30(2018)年３月末現在、議長国はカナダ、副議長国はスイスとなっている。

平成 29(2017) 年４月には常設的な事務局とともに、新たに日本を含む 15 名の理事から構成される代表理事会（IFIAR Board）が設置され（後述）、第１回代表理事会が東京で開催された。

また、IFIAR には、平成 30(2018)年３月末現在、６つのワーキング・グループが設けられている。それぞれの目的及びその活動状況等については、（４）イにおいて詳しく述べる。

≪IFIAR の組織図（平成 30(2018)年 3 月末現在）≫

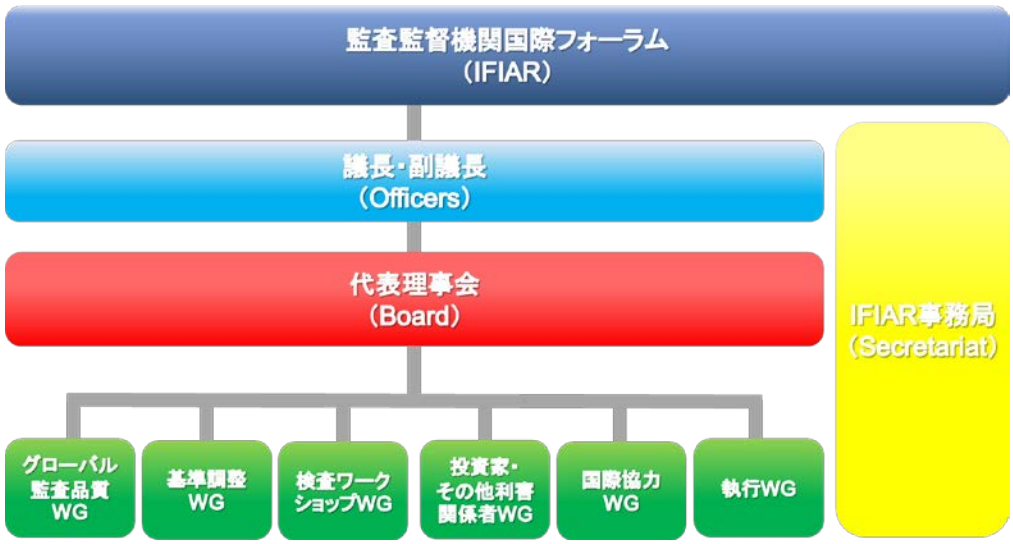

（３）東京における IFIAR 事務局の開設

IFIAR は、近年、当局間の意見交換フォーラムから国際機関としての実質的な活動を伴う組織へと急速に成長するとともに、金融安定理事会（FSB）、証券監督者国際機構（IOSCO）、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）等、他の国際機関との関係強化の必要性も高まっている。このような背景から、平成 26(2014)年４月の第 14 回ワシントン本会合において常設的な事務局の設立が議論された。

審査会及び金融庁は、IFIAR を通じた国際的な監査品質向上への貢献、監査を含む国際金融規制活動における日本の発言力の向上、東京の国際金融センターとしての地位確立への貢献という観点から、平成 27(2015)年１月、事務局の東京誘致を目指して立候補を行った。審査会及び金融庁のみならず官邸を含めた政府一丸となった招致活動、民間経済団体や監査に関する各団体等からの招致支援声明などの協力があった結果、平成 28(2016)年４月の第 16 回ロンドン本会合において事務局の東京設置が決定され（P104 資料４－１参照）、平成 29(2017)年４月に事務局が開設された。

また、平成28(2016)年12月、事務局の活動支援と我が国における監査品質に関する意識向上を図ることを目的として、日本で活動するステークホルダーによる「日本IFIARネットワーク」が設立された（P159資料４－８参照）。

（４）活動状況

ア　本会合等における活動

（ア）第17回東京本会合

平成29(2017)年４月４日から６日までの日程で、第17回本会合が審査会・金融庁の主催で東京において開催された（P127資料４－３参照）。

当該会合では、事務局の開所式のほか、22の国・地域の監査監督当局が参加する多国間情報交換枠組み（MMOU）（P105 資料４－２参照）の署名式が行われるとともに、投資家・利害関係者ワーキング・グループが作成した報告書「監査委員会と監査品質：傾向と更なる検討となり得る分野」（P134 資料４－５参照）が公表された。また、基準設定主体（国際監査・保証基準審議会（IAASB：International Auditing and Assurance Standards Board)、国際会計士倫理基準審議会（IESBA：International Ethics Standards Board for Accountants)）及び公益監視委員会（PIOB：Public Interest Oversight Board）の代表と、基準設定がどのように監査品質の向上に資するかにつき議論した。さらに、６大監査ネットワーク（注）のCEOと監査品質に関する議論を行った（P127資料４－３参照）。

（注）６大監査ネットワークは、Deloitte Touche Tohmatsu、Ernst & Young、KPMG、PricewaterhouseCoopers、BDO及びGrant Thorntonで構成されている。

（イ）　代表理事会

平成27(2015)年、IFIARは国際機関としての機能強化に対応するため、これまでの議長及び副議長主導による業務執行体制を改め、合議制(理事会)による加盟国主導の執行体制に移行することに合意した。当該ガバナンス体制改革の結果、平成29(2017)年４月にIFIARは代表理事会を設置し、これに伴い、これまで議長及び副議長を補佐する機関であった諮問委員会（Advisory Council）は廃止された。代表理事会は、指名理事（Nominated member）８当局及び選出理事（Elected member）最大８当局の最大16名で構成される意思決定機関であり、我が国は、IFIAR 憲章に基づく選考手続（ポイント方式）に従い、平成29年４月のIFIAR本会合において正式に指名理事に就任した。

代表理事会においては、IFIARにおける戦略計画（Strategic Plan）や、IFIAR 業務の管理等に関するハイレベルな議論を行っている。平

成 29(2017) 年度においては、４月７日に東京会合が、10 月 19 日及び 20 日にトロント会合が、平成 30(2018)年１月 22 日及び 23 日にチューリヒ会合が開催された。

（ウ）検査指摘事項報告書

IFIAR は、平成 24(2012) 年から、メンバー当局の検査の傾向に係る情報を提供することを目的として、メンバー当局による６大監査ネットワークに対する検査結果を集計し、「検査指摘事項報告書」として公表している（P131 資料４－４参照）。本報告書では、品質管理態勢と個別監査業務の二つの分野において検査結果の集計を行い、指摘率を算出している。

６回目となった平成 29(2017)年調査には、42 当局が参加（IFIAR メンバー国の総数は、平成 30(2018)年３月末現在、52 か国）。平成 29(2017)年調査では、上場会社の個別監査業務に係るメンバー当局全体の指摘率は 40%であり、平成 28(2016)年調査の 42%に比べて僅かに減少した。

イ　各ワーキング・グループにおける活動

（ア）グローバル監査品質（GAQ）ワーキング･グループ

６大監査ネットワークとグローバルな監査の品質管理の在り方について意見交換を行うことを目的としている。「グローバル監査ネットワークの品質管理体制」等のテーマについて、各ネットワークと継続的に対話し、品質管理における改善状況や各ネットワークの組織展開状況を当局間で共有している。

当ワーキング・グループにおいて、多国籍企業のグループ監査の有効性を評価するため、大手ネットワーク傘下の監査法人に対し複数当局による協同検査を実施することが提案され、日本（審査会）主導で、平成 27(2015)年及び平成 28(2016)年に実施されている。

本ワーキング・グループ会合は、平成 29(2017)年度においては、10 月 16 日から 18 日までの日程でトロント会合が、平成 30(2018)年３月 13 日から 15 日までの日程でアムステルダム会合が開催され、監査法人のデータアナリティクスへの取組、カルチャー、サイバーセキュリティ、指摘率削減に関する次の取組等について議論が行われた。

（イ）基準調整ワーキング・グループ

IAASB 及び IESBA が設定する基準に関する意見交換や、これらの基準設定主体が公表する公開草案等に対するコメントレターの作成等を行うことを目的としている。

（ウ）検査ワークショップ・ワーキング･グループ

検査官の技能研鑽と検査手法･経験の共有を目的としており､毎年、IFIAR 検査ワークショップを開催している（P158 資料４－７参照）。また、検査ワークショップの企画・調整及び事後的な評価等も行っている。

検査ワークショップは､平成 19(2007)年の第１回東京本会合において、各国当局の検査手法や検査における課題等を共有し、検査官の技能研鑽を図ることを目的として、IFIAR メンバーの検査官を主体として開催することが承認されたものである。以降､検査ワークショップ・ワーキング・グループの企画・調整により、毎年開催されている。

第 12 回検査ワークショップ会合は、平成 30(2018)年２月 20 日から 22 日の日程で、スリランカ会計監査基準監視委員会（SLAASMB：Sri Lanka Accounting and Auditing Standards Monitoring Board）の主催により開催され､日本を含め 41 か国･地域から 112 名の検査官等が参加した。なお、日本は、審査会から主任検査官２名をパネリストとして派遣した。

（エ）投資家・利害関係者ワーキング・グループ

監査報告書の利用者である投資家その他の利害関係者と､監査品質、監査報告書の在り方等について対話することを目的としており､IFIAR 会合における投資家代表との意見交換等の企画･調整等も行っている。

当ワーキング・グループは､「監査委員会と監査品質：傾向と更なる検討となり得る分野」と題する報告書（P134 資料４－５参照）のとりまとめを行っており、当報告書は平成 29(2017)年４月７日、IFIAR の文書として公表された。

（オ）国際協力ワーキング･グループ

監査監督当局間の規制及び検査に関する、実務的な情報交換を促進することを目的としており、MMOU の策定等を行っている。

MMOU については、平成 27(2015)年６月に最終化し、平成 29(2017)年４月の東京本会合において、審査会及び金融庁を含む 22 の国･地域の監査監督当局が MMOU の署名当局となった（P105 資料４－２参照）。

このほか、当ワーキング・グループにおいては、監査法人のパートナーの国際的活動に対する障害についての調査や、監査監督当局における監督カレッジの活用に関する調査等を行っている。

（カ）執行ワーキング・グループ

投資家保護や監査品質向上のため、調査及び執行分野における監査監督当局間の協調関係を促進し、同分野に関する各当局の制度や取組

について情報交換等を行うことを目的としている。
　なお、当ワーキング・グループが設立された平成25(2013)年７月から平成29(2017) 年４月までの間は日本が議長を務めた。

２．二国間での協力

企業活動のグローバル化を踏まえ、連結財務諸表監査における海外監査法人の監査結果の利用等、国境を越えた監査手続の品質確保がこれまで以上に重要になっており、グローバルな監査監督体制の構築を図る上で各国当局等との連携強化が不可欠となっている。審査会は、IFIARへの参加だけでなく、監査や検査に係る課題や国際的に活動する監査事務所に係る情報共有等を目的として、各国の監査監督当局との間で意見交換を実施し、監査監督上の情報交換枠組み（注）を策定し、審査・検査活動に資するなど、二国間での協力関係の構築・充実に努めている。
　また、審査会及び金融庁は、平成29(2017) 年12月22日に中国財政部との間で、監査監督上の協力に関する書簡を交換した。当該書簡の交換により、日中間において監査監督上の情報交換を円滑に行うことが可能となるとともに、日本企業の中国本土におけるパンダ債発行に必要な環境が整備されることとなった（P160資料４－９参照）。

（注）日本と監査監督上の情報交換枠組みのある関係当局
- 米国公開会社会計監督委員会（PCAOB：Public Company Accounting Oversight Board）
- カナダ公共会計責任委員会（CPAB：Canadian Public Accountability Board）
- マレーシア監査監督委員会（AOB：Audit Oversight Board of Malaysia）
- オランダ金融市場庁（AFM：the Netherlands Authority for the Financial Markets）
- ルクセンブルク金融監督委員会（CSSF：the Commission de Surveillance du Secteur Financier）
- 英国財務報告評議会（FRC：Financial Reporting Council）
- フランス会計監査役高等評議会（H3C：Haut Conseil du commissariat aux comptes）
- 中国財政部（MoF：Ministry of Finance）

３．今後の課題

企業活動のグローバル化により、国際的に活動する企業の連結財務諸表監査における海外監査法人が実施する監査結果の利用等、監査業務におけるクロスボーダー化が進展していること等を踏まえ、国境を越えた監査の品質確保が課題となっている。
　こうした中で、国際的監査事務所のネットワーク全体での品質管理の在り方、監査におけるデータ分析手法の導入、世界的な経済・金融情勢等が監査の品質に与える影響についても留意していく必要がある。
　また、会計・監査制度を巡る国際的な議論の動向について、審査会として

国際機関及び諸外国での議論に係る監査事務所の活動や審査会の業務等に与える影響について分析し、必要に応じ、監査事務所に対する審査及び審査会検査に反映させる等、的確な対応を行う必要がある。

このような視点から、監査を巡るグローバルな課題について問題意識の共有や人的交流を行うなど、引き続き各国の監査監督当局との連携強化、東京に事務局が開設された IFIAR の活動への積極的貢献を通じた多国間の協力ネットワークの強化を図ることが必要である。

また、これらの動きに対応できるグローバルな人材の育成・確保も重要となっている。

資　料　編

【資料編】

１　公認会計士・監査審査会関連資料
１－１　公認会計士・監査審査会発足の経緯 ･････････････････････････ 44
１－２　第５期　公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿 ･････････････ 46
１－３　公認会計士・監査審査会の開催状況 ･････････････････････････ 47

２　審査及び検査関連資料
２－１　品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続 ･･････ 50
２－２　監査事務所等モニタリング基本方針－より実効性のある監査の実施のために－ ･･･ 51
２－３　外国監査法人等に対する検査監督の考え方 ･･････････････････････ 56
２－４　公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針 ･･････････････････････････････ 59
２－５　平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画 ･････････････ 72
２－６　公認会計士・監査審査会の勧告一覧 ･････････････････････････ 83
２－７　検査結果に基づく勧告について ･･････････････････････････････ 84
２－８　公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄）～大規模監査法人を中心に～ ･･ 86

３　公認会計士試験実施関連資料
３－１　公認会計士試験制度の概要 ･･････････････････････････････････ 89
３－２　平成 29 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の合格発表について（抜粋）･･ 90
３－３　平成 29 年公認会計士試験の合格発表について（抜粋） ･････････ 92
３－４　平成 30 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の合格発表について（抜粋）･･ 102
３－５　平成 29 年度の講演会の開催状況 ･･････････････････････････････ 103

４　諸外国の関係機関との協力関連資料
４－１　監査監督機関国際フォーラム・常設事務局の東京設置について ･ 104
４－２　IFIAR 多国間情報交換枠組みへの署名について･･････････････････ 105
４－３　第 17 回監査監督機関国際フォーラム(東京会合)について ･･････ 127
４－４　監査監督機関国際フォーラムによる「2017 年検査指摘事項報告書」の公表について ･･････････････････････････････････････ 131
４－５　監査監督機関国際フォーラムによる監査委員会に関する報告書の公表について ･･ 134
４－６　監査監督機関国際フォーラム(IFIAR)本会合開催実績 ･････････ 157
４－７　IFIAR 検査ワークショップ開催実績･･････････････････････････ 158
４－８　日本 IFIAR ネットワーク会員 ･･････････････････････････････ 159
４－９　監査監督上の協力に関する中国財政部との書簡交換について ･･･ 160

公認会計士・監査審査会発足の経緯

平成 12 年６月の公認会計士審査会(当時)において取りまとめられた公認会計士制度整備に関する検討を引き継いだ金融審議会公認会計士制度部会は、平成 13 年 10 月以降、公認会計士監査制度の在り方について検討を行った。本検討は、企業会計不正事件に対する米国政府の対応などの国際的動向も踏まえ、グローバルな経済環境のもとにある今日の我が国の経済社会において、資本市場に対する信認をいかに確保し、その機能を向上させるべきかという観点から行われた。

同部会による報告では、市場の機能が十分に発揮されるためには、内部監査や監査役（監査委員会）監査と公認会計士監査との連携をはじめとするコーポレート・ガバナンスの充実・強化とともに、公認会計士監査を巡る制度環境の整備が必要不可欠であるとの基本認識のもと、

１　公認会計士は不断の自己研鑽による専門知識の習得、高い倫理観と独立性の保持により、監査と会計の専門家としての使命と職責を果たすべきとの観点から、公認会計士の使命と監査の目的を法制度上明確化すること

２　監査の適切性を確保するため、被監査企業への非監査証明業務の同時提供の禁止、監査法人における関与社員による継続的監査の制限、関与社員の被監査企業への就任制限を行い、公認会計士や監査法人の独立性を強化すること

３　協会による自主規制の限界を補完するとともに、公平性・中立性・有効性を確保するとの観点から、協会が行っている品質管理レビューに対する行政によるモニタリングを導入すること

４　我が国の経済社会において公認会計士が担うべき役割に鑑み、監査証明業務に従事しうるにふさわしい一定水準の能力を有する監査と会計の専門家の存在を今後とも確保していくために、公認会計士試験制度を見直し、①社会人を含めた多様な人材にとっても受験しやすい制度とすること、②一定の要件のもとで、実務経験者等に対して試験の一部を免除すること、③専門職大学院との連携を図ること

などが提言された。

本報告を踏まえ、公認会計士法の一部を改正する法律案が平成15年の第156回国会に提出され、国会の審議を経て、同年５月に改正公認会計士法が成立し、平成16年４月に金融庁に従前の公認会計士審査会を改組・拡充して「公認会計士・監査審査会」が設置された。

（参考）組織の沿革

昭和 23 年８月	・公認会計士法の施行。 ・公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のための行政委員会として「会計士管理委員会」を設置。
昭和 24 年６月	・「会計士管理委員会」が廃止。 ・同委員会の所掌事務が大蔵省に移管され、大蔵大臣の諮問機関としての「公認会計士審査会」を設置。
昭和 25 年４月	・「公認会計士審査会」が廃止。 ・公認会計士試験の実施及び公認会計士等の監督のために大蔵省の外局である行政委員会として「公認会計士管理委員会」を設置。
昭和 27 年８月	・「公認会計士管理委員会」の所掌事務が大蔵省に再度移管。 ・新たに公認会計士試験の実施及び公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議のため「公認会計士審査会」を設置。
平成 13 年１月	・中央省庁再編に伴い、公認会計士等の監督に関する事務が金融庁に移管。 ・金融庁に「公認会計士審査会」を設置。
平成 16 年４月	・改正公認会計士法の施行。 ・「公認会計士審査会」が改組・拡充され「公認会計士・監査審査会」を設置。 ・従前の公認会計士審査会が担っていた①公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議、②公認会計士試験の実施に係る事務に加え、③協会が実施する監査業務の状況調査に対する審査及び検査、すなわち公認会計士等が行う監査業務の監視を新たに担当。

第５期　公認会計士・監査審査会会長及び委員名簿

（平成 28 年４月１日～平成 31 年３月 31 日）

平成 30 年３月 31 日現在

会長（常勤）	廣本　敏郎	一橋大学名誉教授
委員（常勤）	松井　隆幸	元青山学院大学大学院会計プロフェッション研究科教授
委員（非常勤）	木村　明子	アンダーソン・毛利・友常法律事務所顧問 富士電機㈱社外監査役 第一三共㈱社外監査役 野村アセットマネジメント㈱社外取締役
委員（同）	佐藤　淑子	（一社）日本ＩＲ協議会専務理事
委員（同）	徳賀　芳弘	京都大学副学長・教授
委員（同）	淵田　康之	㈱野村資本市場研究所研究理事
委員（同）	水口　啓子	㈱日本格付研究所審議役兼チーフアナリスト
委員（同）	八木　和則	横河電機㈱参与 ㈱横河ブリッジホールディングス社外監査役 ＴＤＫ㈱社外監査役 応用地質㈱社外取締役 双日㈱社外監査役
委員（同）	山田　辰己	有限責任あずさ監査法人パートナー
委員（同）	吉田　慶太	有限責任監査法人トーマツパートナー

〔委員（非常勤）は五十音順〕

公認会計士・監査審査会の開催状況

平成 29 年度：平成 29 年 4 月 1 日～平成 30 年３月 31 日、計 25 回

回	開催日	主な議題
312	29.4.13	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　懲戒処分等に関する事項について (3)　公認会計士試験について 〇公認会計士試験の試験免除申請について (4)　公認会計士・監査審査会の活動状況について (5)　審査及び検査について
313	29.4.27	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士・監査審査会の活動状況について (3)　審査及び検査について
314	29.5.16	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
315	29.5.30	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について 〇平成 29 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の実施について (3)　審査及び検査について
316	29.6.15	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①平成 29 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の結果等について ②平成 30 年公認会計士試験の出題範囲の要旨について (3)　審査及び検査について
317	29.6.29	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について 〇平成 29 年公認会計士試験短答式試験の願書提出者数について (3)　審査及び検査について
318	29.7.13	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について 〇公認会計士試験の試験免除申請について (3)　審査及び検査について
319	29.7.27	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
320	29.8.29	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について 〇平成 29 年公認会計士試験論文式試験の実施について

回	開催日	主な議題
		(3)　審査及び検査について 〇平成 28 年度品質管理レビュー年次報告について
321	29.9.14	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　懲戒処分等に関する事項について (3)　公認会計士試験について 〇平成 29 年公認会計士試験論文式試験の実施について (4)　審査及び検査について
322	29.9.28	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
323	29.10.11	審査及び検査について
324	29.10.12	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①平成 30 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の出願状況について ②公認会計士試験の試験免除申請について (3)　審査及び検査について
325	29.10.26	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
326	29.11.7	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　懲戒処分等に関する事項について (3)　公認会計士試験について ①平成 29 年公認会計士試験の結果について ②平成 30 年及び平成 31 年公認会計士試験の試験委員候補者について (4)　審査及び検査について
327	29.11.21	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
328	29.11.30	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について 〇平成 31 年公認会計士試験実施スケジュール（予定）について (3)　国際関係について 〇中国の監査監督当局との間の相互協力について (4)　審査及び検査について
329	29.12.12	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について 〇平成 30 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の実施状況について (3)　審査及び検査について
330	29.12.21	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について

回	開催日	主な議題
331	30.1.9	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ①平成30年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験の結果について ②公認会計士試験の試験免除申請について (3)　審査及び検査について
332	30.1.25	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
333	30.2.8	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
334	30.2.22	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　日本取引所自主規制法人との意見交換について (3)　審査及び検査について
335	30.3.8	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　審査及び検査について
336	30.3.22	(1)　議事録等の取扱いについて (2)　公認会計士試験について ○平成30年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験の出願状況について (3)　審査及び検査について (4)　国際関係等について ○IFIARが公表した「2017年検査指摘事項報告書」について

品質管理レビューの審査及び監査法人等に対する検査手続

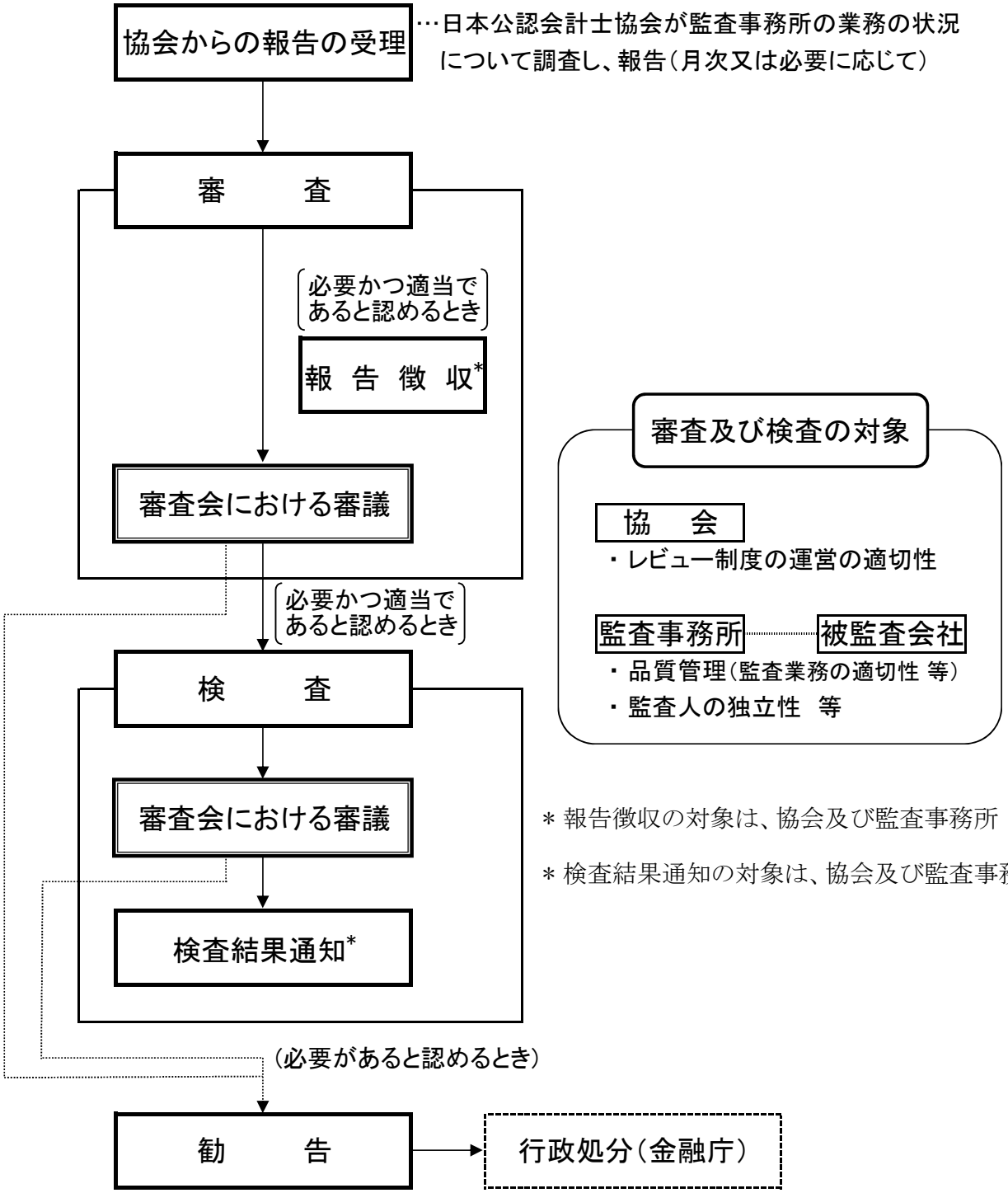

＊ 報告徴収の対象は、協会及び監査事務所

＊ 検査結果通知の対象は、協会及び監査事務所

※ 審査・検査の実務については、会長及び委員の指揮の下、事務局において行っている。

監査事務所等モニタリング基本方針
（審査・検査基本方針）
－より実効性のある監査の実施のために－

公認会計士・監査審査会
平成 28 年 5 月 13 日

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、平成 16 年 4 月の発足以来、公認会計士監査の品質の向上を図り、その信頼性を確保することにより、我が国資本市場の公正性と透明性を高めることを使命として、投資者の資本市場に対する信頼の向上等に取り組んでいる。

第 5 期（平成 28 年４月～平成 31 年３月）においては、監査の品質のより一層の向上のために、以下の視点及び目標を基本として監査事務所等に係るモニタリングを実施することにより、投資者の資本市場に対する信頼の向上を図り、我が国経済の一層の発展に寄与していくこととする。

なお、本基本方針において、モニタリングとは、オンサイト・モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換・連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指すものとする。

【視点】

被監査会社を取り巻く環境は、コーポレートガバナンス・コードの導入等によるガバナンスの強化、海外進出の加速化、取引の複雑化、IT 化の進展など大きく変化している。これに伴い、監査事務所においても、被監査会社の環境変化に応じたグループ監査やＩＴ対応等の監査手法の高度化への対応など、より高い視点からのマネジメントが求められている。

こうした中、近年の上場大企業の会計不正事案や新規公開株に関する不適切事例を契機として、改めて監査の信頼性が問われており、これを受けて、監査法人のガバナンス･コードの策定などを今後検討することとされている。

このような状況に対応するため、審査会が実施するモニタリングは、常に国民の視点という公益的立場に立ち、審査会の有する権能を最大限に発揮して、

監査事務所の実態を踏まえて効果的・効率的に実施し、監査の品質の確保・向上を通じた監査の信頼性確保を、積極的に図っていくこととする。

また、モニタリングで得られた情報を分析した結果、業界横断的な問題等の有益な情報については、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）、金融庁の関係部局、業界団体等の関係先、監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）や外国当局に積極的に提供することとし、協力・連携関係の強化を図るとともに、株主等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、広く一般に提供する情報の充実も図っていく。

【目標】

審査会が実施するモニタリングは、個別の監査意見そのものの適否を直接主眼とするのではなく、監査事務所及び外国監査法人等における監査業務等の適正な運営の確保を図ることを目的とする。特に、監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることに鑑み、監査事務所自らの行動を促すような実効性のあるモニタリングを行うこととする。

また、監査事務所の実施する監査が、形式的に監査の基準に準拠しているというだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的に監査の品質の確保・向上に向けたものとなっているかを重視する。

審査会は、以上の観点を踏まえ、監査事務所等モニタリング基本方針を次のように定める。この基本方針を踏まえ、事務年度（７月から翌年６月）ごとに「監査事務所等モニタリング基本計画」を策定する。

１．オフサイト・モニタリングに係る基本方針

審査会は、協会からの品質管理レビュー結果の報告を受理し、必要と認めるときは当該報告に関し、報告徴収やヒアリングを行うとともに、関係先とも意見交換・連携を行うなどして情報等の収集・分析の強化･高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係る実態やリスクを的確に把握する観点から、得られた情報を活用し、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や報告徴収の実施など監査事務所の態様に応じた実効的なオフサイト･モニタリングを実施する。

（1）協会による品質管理レビューの検証

自主規制機関としての協会の監査の品質の向上に向けた対応等を公益的立場から促すことを目的として、協会による品質管理レビューの一層の実効性向上について、検証等を行う。

また、監査事務所に対する審査会検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担について双方向の議論を実施する。

（2）報告徴収

監査業務の適正な運営について、監査事務所に対して適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、限られた資源のもと、モニタリングを効率的に実施するために、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、以下のとおり、適時に報告徴収を実施する。

① 品質管理のシステムの整備状況や中小規模監査事務所にみられる業界横断的な問題等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえた重点的な検証のための報告徴収
② ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に関する定量的・定性的な情報を継続的に把握するための報告徴収
③ 検査結果として通知した問題点について、その後の監査事務所における対応状況等を把握し、当該事務所の改善を促していくために実施する報告徴収

２．検査基本方針

審査会は、以下に掲げる事項に留意し、監査事務所のリスクや態様に応じたより効果的・効率的な検査を実施するとともに、検査手法の向上など検査の実効性の向上に努める。また、上記オフサイト・モニタリングとの一体的な運用に努め、監査事務所の監査の品質の確保・向上を図る。

（1）検査の実施

① 大規模な監査法人及び大規模な監査法人に準ずる規模の監査法人については、資本市場における役割等を勘案し、品質管理レビューの結果の報告も踏まえつつ、定期的に検査を実施する。中小規模監査事務所については、品

質管理レビューの結果等を踏まえ、必要に応じて検査を実施する。

② 監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

（2）検査にあたっての留意事項

① 品質管理体制の維持向上に向け、監査事務所が整備した業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性に応じたものとなっているかについて検証する。

② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して監査手続を実施しているか検証する。

③ 監査事務所に根本的な原因を踏まえた有効な改善を促すことに資するような検証及び指摘内容等の的確な伝達を行う。

検査の実施にあたっては、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により検査を実施することとする。

なお、検査においては、監査事務所の理解・協力が不可欠であるため、原則全件、検査に対する監査事務所の意見を聴取（検査モニター）することとする。

３．モニタリング情報の提供方針

審査会は、監査の品質の確保・向上に資するよう、監査事務所の監査の品質管理上の問題点を取りまとめ、監査事務所及び被監査会社等に示すほか、検査結果を含むモニタリングの成果を報告等の形で投資者など広く一般に提供していくこととする。

① 審査会は、検査結果について、監査事務所にその内容を通知するが、監査事務所に対して指摘内容等が的確に伝達されるとともに、監査事務所を通じて被監査会社等に検査結果及び検査関連情報が的確に伝達されるよう、検査結果等に係る情報の充実に努める。

（注）監査事務所においては、関係法令に基づき、検査結果を踏まえ、監査事務所における職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制について、被監査会社の監査役等と認識の共有を図ることが求められる。

② 検査結果については、その分析結果から抽出された業界横断的な問題等について、関係先との連携、情報発信を行うなど、より一層の活用に努める。

（注）監査事務所において監査の品質の確保・向上を図るための自主的な取組みの促進、審査会としての期待水準の提示、市場関係者への参考情報の提示等の観点から、検査で確認された事例等を、「監査事務所検査結果事例集」として取りまとめ、公表しており、毎年その内容を見直している。

③ 投資者等が会計監査に対する理解を深めることに資するよう、モニタリングの成果を整理した上で、取りまとめて公表する（「モニタリングレポート」）など、広く一般に提供される監査の品質に係る情報の充実に努める。

４．外国監査法人等に対する報告徴収・検査基本方針

審査会は、①外国監査法人等の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないこととする。

金融庁・審査会においては、情報交換のあり方等について、諸外国の当局と交渉を行っており、いくつかの当局との間で、情報交換を含む監査監督上の協力に関する書簡を交換している。

審査会は、金融庁に届出を行っている外国監査法人等のうち、上記①から③までの条件のいずれかが満たされず、当該当局の報告徴収又は検査に依拠することが見込めない国の外国監査法人等に対して、実態把握の観点も含め、必要に応じて報告徴収及び検査を行っているところである。

今後も、上記の条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、必要に応じ、引き続き外国監査法人等に対し報告徴収及び検査を実施することとする。その際、外国当局や国際機関等との協力関係の充実及び密接な連携等に留意し、円滑かつ効果的な実施の確保に努めることとする。

なお、報告徴収及び検査は、「公認会計士・監査審査会運営規程」及び「公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針」に従い、適切な手続により実施することとする。

平成 21 年９月 14 日
金　　融　　庁
公認会計士・監査審査会

外国監査法人等に対する検査監督の考え方

Ⅰ　検査監督の基本的考え方について

金融庁及び公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等[注1]の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり[注2]、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

金融庁・審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない、又は特定の行政処分の判断に係る情報といった必要な情報の提供が確保されない等、上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注 1）公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第 1 項の規定による届出をした者

（注 2）同等性については、プリンシプルベースの評価基準を策定・公表した上で、各国の監査制度や監査人監督体制等を総合的に勘案して評価を行う。

Ⅱ　検査監督の実施について

金融庁・審査会は、以下を基本として、報告徴収及び検査監督を実施するものとする。なお、実施に際しては、法制度等国毎の事情を勘案しつつ、適切に対応する。

１．報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、届出書等[注3]として提出された情報に加え、原則として、３年に１度、当該国当局に通知した上で、以下の情報の提出を報告徴収により求める。

①　全ての外国監査法人等:監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等[注4]による検査・レビュー結果の情報

②　我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等:①の情報に加え、

監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

合理的な理由なく報告徴収に応じない場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することとする。ただし、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

なお、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、外国監査法人等から、上記情報の任意の提出を求めることとする。

（注 3）法第 34 条の 36 第 1 項及び第 2 項に規定する届出書（同法第 34 条の 37 第 1 項の規定による変更届出書を含む）及び添付書類

（注 4）外国監査法人等に関する内閣府令第 5 条第 1 項に規定する行政機関等

２．検査対象先の選定等

審査会は、１．において徴収した情報及びその他の情報の分析を行い、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が有効に機能しているか等について、検査により確認することが必要と認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、例えば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、１．の手続きを経ずに、外国監査法人等に対する検査を実施することができる。この場合、当該外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。

３．検査の実施

審査会は、外国監査法人等に対して検査実施を通知する前に、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知する。同時に、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施するよう、調整を図る。

審査会は、検査における検証対象に関して、個別監査業務については、我が国の金融商品取引法の規定により提出される財務書類（注 5）に係るものに限定する。業務管理体制についても、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に努める。

（注 5）公認会計士法施行令第 30 条に規定する有価証券の発行者が、金融商品取引法の規定により提出する財務書類（法第 34 条の 35 第 1 項）

４．検査結果の通知、フォローアップ

審査会は、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付する。

さらに、金融庁は、検査結果の指摘事項に関する改善計画の報告徴収を行うことを基本とする。ただし、検査協力等の場合で、当該国当局が当該外国監査法人等に対して報告徴収を行うことが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、報告徴収を当該国当局に要請することも可能とする。

また、これに基づき改善の進捗状況の確認及び必要かつ適切な場合における指示（以下「フォローアップ」という。）を行うことを基本とする。当該国当局による当該外国監査法人等に対するフォローアップが、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、当該国当局によるフォローアップを要請することとする。

なお、次回検査を行った場合には、当該検査において審査会が改善状況を検証する。

５．行政処分

審査会の勧告等に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の運営が著しく不当と認められる場合には、金融庁は、原則当該国当局に通知した上で、業務改善指示を発出することを基本とする。また、合理的な理由なく改善計画の報告徴収に応じない場合又は改善計画が実施されていないことが検査等で判明した場合には、原則当該国当局に通知した上で、金融庁が業務改善指示を発出することを基本とする。

以上の場合において、我が国当局として公益又は投資者保護を図る観点からより実効性があると認められる場合には、業務改善指示の発出に代えて、改善措置を当該国当局に要請することも可能とする。

外国監査法人等が、上記指示に従わないときは、金融庁は、その旨及びその指示の内容を公表することができる。その後、金融庁が指示に係る事項について是正が図られた旨の公表を行うまでの間、当該外国監査法人等が行う監査証明に相当すると認められる証明を受けた場合であっても、当該証明は金融商品取引法上有効とはみなされない。

（以上）

２－４

公認会計士・監査審査会の実施する外国監査法人等に対する報告徴収・検査に関する基本指針

平成 22 年１月

公認会計士・監査審査会

Ⅰ　報告徴収及び検査の相互依拠

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、①外国監査法人等(注)の所属する国の監査制度や監査人監督体制が我が国と同等であり、②情報交換等に係る取極め等により、必要な情報が得られ、かつ、③相互主義が担保される場合には、当該外国監査法人等の所属する国の当局（以下「当該国当局」という。）が行う報告徴収又は検査に依拠することとし、原則として、当該国の外国監査法人等に対する報告徴収及び検査は行わないものとする。当該情報交換等に係る取極め等においては、当該国当局の職員が職業上の守秘義務に服すること、目的外使用が禁止されること等を要件とする。

審査会は、これらの条件のいずれかが満たされず、相互依拠によることができない場合には、報告徴収及び検査を実施する。また、これら相互依拠の条件がすべて満たされている場合でも、当該国当局より継続的に情報を入手できない場合又は審査会が必要と認めた特定の情報の提供が確保されない場合等上記取極め等が十分に履行されない場合には、当該情報に限り外国監査法人等から直接情報の徴収を行うものとする。

（注）外国監査法人等とは、公認会計士法（以下「法」という。）第 34 条の 35 第１項の規定による届出をした者をいう。

Ⅱ　報告徴収及び検査の目的等

本基本指針においては、報告徴収及び検査の実施に際して、その基本となる実施手続等を示すものとする。

１．目的

審査会が外国監査法人等に対して実施する報告徴収及び検査は、公益的立場に立ち外国会社等財務書類（法第 34 条の 35 第１項に規定する外国会社等財務書類をいう。以下同じ。）に係る監査の質の確保・向上を図る観点から、外国監査法人等における法第２条第１項の業務（以下「監査証明業務」という。）に相当すると認められる業務が適切に行われているかどうかについて、確認・検証することを目的とする。

２．根拠

審査会が実施する報告徴収及び検査の対象先及び法令上の根拠は以下のとおりである。

（１）報告徴収（法第 49 条の３の２第１項）

外国監査法人等

（２）検査（法第 49 条の３の２第２項）

外国監査法人等及び外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関係のある場所

３．外国当局との協力関係

外国監査法人等に対する報告徴収及び検査の円滑な実施を確保するため、当該国当局に事前に通知するなど、当該国当局との間において協力関係の充実を図るものとする。

Ⅲ　報告徴収

１．報告徴収の概要

（１）定期的な報告徴収

審査会は、外国監査法人等から、原則として、３年に１度、当該国当局に通知した上で、以下の事項を記載した書面（以下「書面」という。）の提出を報告徴収により求めるものとする。

① 全ての外国監査法人等：「Ⅷ　報告徴収事項一覧　Ａ.」に定める監査法人等の状況、業務等の状況及び行政機関等(注)による検査・レビュー結果に関する事項

② 我が国の金融商品取引所に上場されている有価証券の発行会社の監査証明業務に相当すると認められる業務を行う外国監査法人等：①の事項に加え「Ⅷ報告徴収事項一覧　Ｂ.」に定める監査等に関する事項の概要及び品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する事項

（注）外国監査法人等に関する内閣府令第５条第１項に規定する行政機関等

（２）その他の報告徴収

上記の定期的な報告徴収のほかに、審査会は、必要かつ適当と認められる場合には、原則として、当該国当局に通知した上で、外国監査法人等から、審査会として必要な情報の提出を報告徴収により求めるものとする。

２．外国監査法人等への連絡方法

報告徴収に当たっては、当該外国監査法人等に対し、上記１．に定める事項の提出を求める旨の文書を送付するものとする。当該文書は日本語を原本とし、英語に

よる翻訳文を参考として添付するものとする。

３．使用する言語

外国監査法人等が提出する書面は、日本語により作成することを原則とするが、英語によって作成することも可能とする。

なお、上記１．に定める事項のうち既存の資料があるものについては、審査会が認める場合には、当該事項につき書面の提出に代えて、当該資料を提出することも可能とする。ただし、提出後に審査会が必要と認める場合については、審査会が指定した部分につき、日本語又は英語による翻訳文を提出するものとする。

４．理由書の提出

外国監査法人等は、主たる事務所の所在する国の法令等により審査会から報告を求められた事項について書面を提出できない場合にあっては、当該書面の提出に代えて、次に掲げる事項を記載した理由書を提出するものとする。

① 提出を求められている事項が外国監査法人等の主たる事務所の所在する国の法令等により記載できない旨及びその根拠となる法令等の内容

② ①に記載された事項が真実かつ正確であることについての法律専門家の法律意見

③ 提出を求められている事項の記載について当該法令等により第三者の許可、同意又は承認（以下「許可等」という。）を要する場合において、当該許可等が得られなかったことにより当該事項が記載できない場合にあっては、外国監査法人等が当該許可等を得るために講じた措置及び当該措置を講じてもなお当該許可等を得られなかった理由

なお、本理由書の提出なく報告徴収に応じない場合には、審査会はその旨を金融庁に通知するものとする。

５．提出方法

書面の提出は、審査会あて送付するものとする。

Ⅳ　検査

１．検査事項及び検査方法

（１）検査事項

審査会の検査における検査事項は以下のとおりとする。

①　外国監査法人等

外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

②　外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関係のある場所

外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関する事項

（２）検査方法

審査会の検査は、以下の方法により行う。

①　検査対象先の帳簿書類その他の物件を検査する。

②　外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が主に以下の法令諸基準等に準拠して実施されているかについて確認・検証する。

イ. 法及び外国監査法人等に関する内閣府令並びに外国監査法人等が行う監査証明業務に相当すると認められる業務に関連する法令

ロ. 外国監査法人等が監査証明業務に相当すると認められる業務を行うに当たり準拠した監査の基準（国際監査基準（ＩＳＡ)、国際品質管理基準第１号（ＩＳＱＣ１）等)

ハ. 外国会社等（外国監査法人等に関する内閣府令第４条第１項第３号に規定する外国会社等をいう。以下同じ。）が財務書類の作成に当たり準拠した企業会計の基準（国際財務報告基準（ＩＦＲＳ）等)

（３）全般的留意事項

検査に当たっては、検査対象先に関する情報の収集に努めるとともに、検査対象先との意思疎通を十分に図り、効率的かつ効果的な検査の実施に努めるものとする。

なお、審査会の立入検査の権限は、法第 49 条の３の２第３項において準用する第 49 条の３第４項に規定されているとおり、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

２．検査対象先の選定

審査会は、Ⅲにおいて徴収した情報及びその他の情報を分析した結果、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務が適切に行われているか、外国監査法人等における業務管理体制が適切に整備されているか、また、有効に機能しているか等について、検査により確認する必要があると認められる場合には、当該外国監査法人等を検査対象先として選定する。

なお、公益又は投資者保護のため必要かつ適当であると認められる場合、たとえば、外国監査法人等による虚偽又は不当の証明に関する情報がある場合には、Ⅲの手続きを経ずに、当該外国監査法人等を検査対象先として選定することができるものとする。

３．検査予告

立入検査は、検査対象先の責任者（代表者又は検査対応に関する権限若しくは責任を有する者をいう。以下同じ。）に対して、原則として立入検査着手の２か月前までに予告を行うものとする。

この場合、検査対象先の責任者に対し、立入検査着手予定日及び検査基準日（検査の基準となる特定の日であり、原則として検査実施の通知日の前営業日）等の検査実施の内容について文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）により通知するものとする。同時に、電話連絡を行い、４．（２）記載の重要事項の説明の日程調整を行うものとする。

なお、検査対象先に対して検査実施を通知するに先立ち、原則として、当該国当局に検査を行う旨を通知するものとする。その際、当該国当局が検査対象先に対して検査を行う予定がある場合には、当該国当局との間で、審査会が行う検査と当該国当局が行う検査を同時に実施できるよう可能な限りの配慮を行うものとする。

４．検査実施の留意事項

（１）検証対象範囲

検証対象に関しては次のとおりとし、検査に当たっては、検査の効率化と外国監査法人等の負担軽減に留意するものとする。

① 個別監査業務については、外国会社等財務書類に係るものに限定する。

② 業務管理体制については、監査事務所全体とする。

（２）重要事項の説明

主任検査官は、検査実施の通知日以後立入検査着手日までに検査対象先の責任者に対し、以下の事項について電話会議等の方法により説明を行うものとする。

① 検査の権限及び目的

② 検査の実施方法

③ その他必要な事項

（３）使用する言語

検査においては、日本語の使用を原則とする。

ただし、外国監査法人等における監査証明業務に相当すると認められる業務の

状況や品質管理システムの整備・運用状況の把握を行う場合などにおいて、主任検査官が認めたときは、英語の使用も可能とする。

（４）検査予告後の質問

検査予告後、主任検査官は、提出された書面等の内容につき確認する必要がある場合は、立入検査着手前においても、検査対象先に対し、検査の手続の一環として文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）で質問を行うことができる。

（５）検査命令書等の提示

主任検査官は、立入検査着手時に検査対象先の責任者に対し、検査命令書及び検査証票を提示するものとする。

（６）検査対象先の役職員に対するヒアリング

検査官は、帳簿書類その他の物件の閲覧並びに検査対象先の役職員（監査責任者及び監査補助者を含む。）に対してヒアリングを実施し、法令諸基準等や外国監査法人等の定める品質管理に関する方針と手続への準拠の状況を検証するものとする。

検査官は、上記のヒアリングを行う際に他の者の同席の申し入れがあった場合には、その理由を確認した上で、検査に支障が生じない範囲内で、これを認めることができる。

（７）外国監査法人等の代表者等に対するヒアリング

主任検査官は、外国監査法人等の業務等の状況及び品質管理に関する方針に関して、外国監査法人等の代表者等に対してヒアリングを行うものとする。

（８）検査対象先の就業時間への配慮

検査官は、検査対象先の業務等に支障が生じないように配慮するものとする。

立入検査は、検査対象先の就業時間内に実施することを原則とし、就業時間外に実施しようとする場合は、検査対象先の承諾を得るものとする。

（９）効率的かつ効果的な検査の実施

主任検査官は、立入検査期間中、適宜検査対象先との間で、検査の進捗状況、検査対象先の検査への対応などについて必要に応じて意見交換を行い、検査を効率的かつ効果的に実施するよう努めるものとする。

（10）事実及び経緯の確認

検査官は、帳簿書類その他の物件を実際に調査検討することにより問題点を的確に把握し、主任検査官に報告後、指摘事項について検査対象先の責任者から確認を得るものとする。

この際、検査官は、必要に応じて質問事項又は指摘事項を記載した文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）に、検査対象先の責任者の認識について記載を求めるものとする。

５．検査資料の徴求

（１）既存資料等の有効利用

検査官は、原則として検査対象先の既存資料等を活用することとし、検査対象先の負担軽減に努めるものとする。なお、既存資料以外の資料を求める場合には、当該資料の必要性等を十分検討した上で求めるものとする。

検査官は、検査対象先から電子媒体による資料提出の希望があった場合には、検査に支障が生じない限りこれに応じることができる。

（２）資料徴求の迅速化等

検査官は、検査対象先に対し資料の提出を求める場合には、資料徴求の趣旨を適切に説明するものとする。

また、帳簿書類及び業務上のメモ等の原資料（以下「現物」という。）を検査会場において検証する場合には、受渡書を取り交わし、かつ、確実に管理するものとする。

（３）資料の返却等

検査官は、立入検査期間中、検査対象先から業務に必要な資料として、現物の一時持出しや返却の要求があった場合には、検査に支障が生じない範囲内で検査会場からの一時持出しや返却を認めるものとする。

また、検査期間中に徴求した現物は、検査の終了時までに返却するものとする。

６．立入検査の終了

主任検査官は、検査期間中に認められた事実に関し、検査対象先との間に生じた認識の相違の有無について、検査対象先の責任者に対して確認した上で、立入検査を終了するものとする。

７．検査事項に係る意見交換等

主任検査官は、立入検査終了後、検査により把握した外国監査法人等の問題点が整理された段階で、外国監査法人等の責任者に対し、当該問題点等が記載された文書（日本語を原本とし、英語による翻訳文を参考として添付）を送付するものとする。外国監査法人等は、当該文書の検討等に必要な期間として審査会が定めた期間内に、当該文書に記載されている事項に関する意見等を記載した意見書（日本語により作成することを原則とするが、英語によることも可能とする。）を審査会事務局長あてに提出することができる。この場合、意見等の内容を審査会に説明するものとする。

８．検査結果の通知

検査結果の通知は、審査会会長名において、外国監査法人等の責任者に対して、検査結果を記載した文書（以下「検査結果通知書」という。）を交付することにより行うものとする。なお、日本語を原本として検査結果を通知し、英語による翻訳文を参考として添付するものとする。

なお、検査結果の通知の際は、外国監査法人等の責任者から当該通知を受けた旨の受領書を徴するものとする。

Ⅴ　検査結果等の取り扱い等

１．検査結果等の取り扱い

（１）審査会は、検査結果通知書を公表しないものとする。

（２）検査結果及び検査関係情報(注)については、主任検査官は、立入検査着手日までに、検査対象先の責任者に対して、審査会の事前の承諾なく、検査対象先以外の第三者に開示してはならない旨を説明し承諾を得るものとする。

また、第三者に対する開示の事前承諾の申請に関しては、主任検査官は、①開示先、開示内容及びその理由を記載した申請書（英語により作成）の提出が必要であること、②当該開示先において第三者に開示しないことについての同意等の取り付けを求め、上記①の申請書中に、この同意等が得られたことについての記載が必要であること、を併せて説明するものとする。

（注）ここでいう「検査関係情報」とは、検査中の、検査官からの質問、指摘、要請その他検査官と検査対象先の役職員及び監査実施者との間のやりとりの内容をいう。

２．勧告事案等の公表

（１）審査会は、公益又は投資者保護に資するため、法第 41 条の２の規定に基づき、外国監査法人等の監査証明業務に相当すると認められる業務の適正な運営を確保するため行うべき行政処分その他の措置について金融庁長官に勧告した事案について、勧告後、原則として、公表するものとする。

なお、公益又は投資者等への影響等から、審査会が公表することを不適当と判断した事案については、公表を控える等の措置を講じるものとする。

（２）上記（１）のほか、監査の質の確保・向上に資すると考えられる場合には、検査対象先及び外国会社等が特定されない形で、検査事務の処理状況について取りまとめて公表するものとする。

Ⅵ　情報管理上の留意点

検査官等職員は、報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報を、我が国における行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理するものとする。その際、特に、以下の点に配慮するものとする。

（１）報告徴収及び検査の実施並びに当該国当局との協力に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。

（２）報告徴収及び検査に関する情報並びに当該国当局から入手した情報をその目的以外には使用（ただし、法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。

（３）特に、報告徴収対象先、検査対象先及び当該国当局の秘密事項等に係る情報の取り扱いについては、細心の注意を払う。

Ⅶ　施行日

本基本指針は、平成 22 年１月 14 日から施行する。

Ⅷ　報告徴収事項一覧（別添のとおり）

（別添）

Ⅷ　報告徴収事項一覧

Ａ．全ての外国監査法人等から徴収する情報

Ⅰ　監査法人等の状況

１．業務の概況

⑴　所属国の監査制度の概要（概要を説明する公式サイトのアドレスでも可）

⑵　監査法人等の目的及び沿革

⑶　監査法人等の法的構造及び所有形態

⑷　監査法人等のガバナンス

⑸　監査法人等の組織図

２．社員等の状況

⑴　社員、使用人の状況

社員、使用人の人数及び対前年度増減

⑵　業務執行責任者の役職名、氏名及び職歴

３．事務所の状況（業務運営及び品質管理を行っている事務所、及び外国会社等を監査する事務所に限る。）

（事務所が２以上あるときは、事務所ごとに記載。）

事務所ごとに、事務所名、所在地、社員数、使用人数、被監査会社数（外国会社等の数を内書き）

４．関係会社の状況

名称、代表者、所在地、事業内容

５．売上高の状況

⑴　直近３会計年度の売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

⑵　「３．事務所の状況」に記載された事務所ごとの売上高が区分して把握されている場合には、当該売上高（監査証明業務及び非監査証明業務の内訳）

６．被監査会社の概況（外国会社等に限る。）

名称、決算期、資本金、業務執行社員、共同監査人、新規契約又は契約解除の旨

Ⅱ　業務等の状況

１．業務の状況

⑴　業務の内容

①　監査証明業務及び非監査証明業務を提供している会社数、対前年度増減（外国会社等の数を内書き）

②　新たに開始した業務（過去３年間）

⑵　業務の運営の状況

①　業務の執行の適正を確保するための措置（経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置を含む。）

②　業務の品質の管理の方針の策定及びその実施に関する措置（品質管理に関する責任、職業倫理及び独立性、監査契約の新規の締結及び更新、監査実施者の採用、教育・訓練、評価及び選任、業務の実施（審査の状況を含む。）、品質管理のシステムの監視を含む。）

２．業務提携の状況

⑴　公認会計士又は監査法人との間における監査証明業務に関する提携の状況

⑵　ネットワーク組織に属する場合には、当該組織の概要及び当該組織における取決めの概要

３．訴訟事件の概要

外国監査法人等が監査証明業務に関連して被告となった訴訟事件のうち、

⑴　過去３年間に終結した件数及び判決等により支払うこととなった金額の総額

⑵　現在係争中の訴訟事件の件数及び支払の請求を受けている金額の総額

４．刑事罰又は行政罰等の有無及びその内容

外国監査法人等が監査証明業務に関連して過去３年間に受けた刑事罰又は行政罰等の内容

Ⅲ　行政機関等による直近の検査・レビューの年月及びその結果

検査結果等に基づく改善指示等、改善計画及び改善状況

Ｂ．上場会社を監査する外国監査法人等から徴収する情報

全ての外国監査法人等から徴収する情報に加え、次に掲げる情報

Ⅰ　上場会社に係る監査証明業務等に関する情報（上場会社ごと）

１．監査人等の概況

⑴　監査人の状況

①　監査責任者等の氏名・連続して監査に関与した期間

②　補助者の人数・補助者であって過去において監査責任者であった者の氏名

③　監査人等の異動状況

⑵　監査契約等の状況

①　監査報酬等の額（監査証明業務・非監査証明業務）

②　監査契約の解除

⑶　品質管理の状況

①　品質管理を担当する公認会計士の氏名又は監査法人の部署

②　意見審査を行った公認会計士又は監査法人の担当者の氏名等

２．監査の実施状況

従事者の内訳別（監査責任者又は業務執行社員・公認会計士・その他）の人数・従事日数又は時間数

Ⅱ　品質管理のシステムに関連する規程を含む業務管理体制に関する情報

１．品質管理のシステムに関連する規程の名称（最終改定日を付記）及びその写し

２．監査マニュアルの名称（最終改定日を付記）及びその写し

３．ネットワークにおける内部レビューの結果

結果報告書、指摘内容、改善措置及び改善計画、改善状況

平成 29 年 7 月 26 日
公認会計士・監査審査会

平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査の品質の確保と実効性の向上を図るため、監査事務所等モニタリング基本方針[1]に掲げた視点及び目標を基本として、監査事務所等に係るモニタリング[2]を実施する。

（監査事務所を取り巻く環境）

我が国経済をみると、景気は緩やかな回復基調が続いている。ただし、海外経済の不確実性や金融資本市場の動向によっては、景気が下振れするリスクがある。

公認会計士又は監査法人（以下「監査事務所」という。）を取り巻く環境としては、新規上場会社数は減少したものの依然として高水準の上場が続いており、上場会社数や上場会社の平均監査報酬額は微増といった状況にある。大手監査法人[3]の上場被監査会社が監査人を変更するものも最近多くみられている。

また、アジアを中心とした企業の海外進出や海外取引、M&A の増加に対応して、会計実務の国際化、経済取引の複雑化・専門化が進展している。

このような状況を踏まえて、国際的な大手上場会社の監査を行う監査事務所においては、国際人材の確保・育成、IT・テクノロジーの活用、監査補助者の採用強化など監査手法の深化、複雑化への対応を行っているが、十分なものとなっていない状況もみられる。

（不正会計等への対応）

不適切な会計処理等の適時開示を行った上場会社数は、年間 60 件を超え、ここ数年増加傾向にある。また、IPO に関する不適切な事例が依然として指摘され

1　監査事務所等モニタリング基本方針： 審査会が実施するモニタリングについて、各期における視点や目標、基本的な方針を定めるもの。第５期（平成 28 年４月～平成 31 年３月）については、平成 28 年５月 13 日に策定・公表。

2　モニタリングとは、オンサイト･モニタリングとオフサイト・モニタリングの両方を包含している。また、オンサイト・モニタリングは検査を指し、オフサイト・モニタリングは、監査事務所に係る報告徴収、ヒアリング、監査事務所及び関係先との意見交換･連携等を通じた情報収集など検査以外の活動を指す。

3　大手監査法人：上場会社を概ね 100 社以上被監査会社として有し、かつ常勤の監査実施者が 1,000 名以上いる監査法人。本基本計画では、有限責任あずさ監査法人、新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ及び PwC あらた有限責任監査法人の４法人を指す。

ているほか、海外子会社を含むグループ会社の会計問題もみられている。

近時の不正会計事案等を契機として、改めて会計監査の信頼性が問われており、その対応の一環として、平成 29 年３月 31 日に「監査法人の組織的な運営に関する原則」（監査法人のガバナンス・コード）（以下「監査法人のガバナンス・コード」という。）が金融庁から公表された。現在、大手監査法人や準大手監査法人[4]などがマネジメントの改革や外部の第三者の知見の活用など、監査の品質向上のためのガバナンス態勢の再構築に取り組んでいるところである。

（コーポレート・ガバナンス等における監査の役割）

近時の会社法改正やコーポレートガバナンス・コードの導入などにより、企業のガバナンス機能の強化が図られ、現状、同コードは、ほとんどの上場会社で適用されているなど、企業のガバナンス機能の強化が進んでいる状況にある。

また、平成 28 年２月に同コードのフォローアップ会議において取締役会の独立性・客観性の向上が提言されるなど、企業におけるコーポレート・ガバナンスを、より実効的なものとすることが期待されている。

一方で、最近も上場会社の海外子会社において会計問題が発生しているなど、海外グループ会社を含めた企業の内部統制に問題がみられている。監査事務所においては、被監査会社の内部統制を評価する際に海外事業も含めた企業の業務実態を踏まえた具体的な評価が徹底できているかが問われている。

（監査事務所における品質管理の現状）

監査事務所の監査業務の運営の状況についてみると、日本公認会計士協会（以下「協会」という。）の平成 28 年度品質管理レビューの結果、大部分の監査事務所については限定事項のない結論となっているものの、限定事項付き結論が付される監査事務所の割合は前年度に続き多い状況にある。

また、審査会検査の結果、業務運営が著しく不当であると認められるとして、金融庁長官に対し行政処分その他の措置を講じるよう勧告した監査事務所は昨事務年度２先であった。そのほか、勧告には至らなかったものの、業務運営が妥当でなく、かつ早急な改善を要する監査事務所があった。当該監査事務所に対しては、検査結果通知と併せて報告徴収命令を行い、改善を速やかに実施するよう促しているところである。

なお、審査会は、昨事務年度において大手監査法人２先に対してフォローアップ検査を実施したところであるが、いずれの法人も、不十分な点はあるものの、改善に向け組織的に対応している状況がみられた。

4　準大手監査法人：大手監査法人に準ずる規模の監査法人。本基本計画では、仰星監査法人、三優監査法人、太陽有限責任監査法人、東陽監査法人、PwC 京都監査法人及び優成監査法人の６法人を指す。

（国際的な監査監督機関の動向）

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、平成 29 年４月、東京に常設事務局を設置するとともに、加盟当局が参加する年次総会を東京で開催した。東京総会においては、IFIAR メンバー間の効果的な情報交換と協力関係を一層促進・強化し、より効率的な監査法人の規制に貢献するため、我が国を含む 22 か国・地域により多国間情報交換枠組み（MMOU）の署名がなされたところである。

以上のような情勢を踏まえ、平成 29 事務年度（平成 29 年７月～平成 30 年６月）における監査事務所等モニタリング基本計画を次のとおり策定する。

１　平成 29 事務年度監査事務所等モニタリング基本計画の考え方

本事務年度においては、次の点を重視して、下記（１）から（６）の基本的な考え方でモニタリングに取り組む。

・　監査の品質の確保・向上を図る主体は、監査事務所であることから、監査事務所自らの行動を促すような検証を行う。

・　監査事務所の実施する監査が、形式的に基準に準拠しているかだけでなく、会計不正等を見抜くような適切な職業的懐疑心を発揮しているか、常に被監査会社の事業上のリスクを注視して監査上のリスクを評価しているかなど、実質的なものとなっているか検証を行う。

（１）監査事務所の態様に応じたモニタリングの実施

監査事務所は、数人から数千人のものまで、その規模に相当の差異があり、それに伴い業務運営等の態様も大きく異なっている。したがって、大手監査法人、準大手監査法人及び中小規模監査事務所[5]に分け、その態様に応じたモニタリングを実施する。

なお、監査法人のガバナンス・コードを採用している監査事務所については、当該コードを踏まえ構築・強化した態勢が実効的なものとなっているかなどの観点から検証を行い、金融庁関係部局とも情報共有・連携を図ることとする。

①　大手監査法人

国内グループ法人や海外業務提携先（グローバルネットワーク）との関係も含め、ガバナンス等経営管理態勢等に係る報告徴収の実施などオ

5　中小規模監査事務所：大手監査法人及び準大手監査法人以外の監査事務所。

フサイト・モニタリングを引き続き強化する。

また、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証及び最近の検査結果等を踏まえて重点事項を見直すなど、効果的な検査を実施する。さらに、フォローアップ検査において、改善への取組を検証し、自主的な改善行動を一層促していく。そのほか、必要が認められる場合には、定期的な検査にとらわれない機動的な検査を実施する。

② 準大手監査法人

準大手監査法人においても、実効的なガバナンスを確立し、マネジメントをより有効に機能させるとともに、その実施状況を当局等が外部からチェックすることで、これらの監査法人の監査品質の向上につなげることにより、大手上場会社等の監査を担う能力を有するようになることへの期待がある。

現状、準大手監査法人は、百人を超す常勤の職員と数十社の上場被監査会社を有するに至っている。こうした我が国監査業界における重要性に鑑み、重点的にモニタリングを実施する。具体的には、検査を定期的に実施するとともに必要が認められる場合には、定期的な検査にとらわれない機動的な検査を実施する。特に海外業務提携先との関係を含むビジネスモデル、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を重視する。

③ 中小規模監査事務所

監査事務所に係る情報収集・分析を的確に行った上で、代表者や社員の意向や資質等を踏まえた監査事務所の業務管理態勢・品質管理態勢、個別監査業務の監査の品質の確認を中心とした検査など、基準等への準拠性の観点からのモニタリングを実施する。

特に、検査においては、不備が監査事務所の体制やビジネスモデル等に起因するものか、根本原因を踏まえた実効性ある改善に取り組んでいるか等に重点を置き検証する。

（2）協会の品質管理レビュー制度等の総括的検証

審査会は、協会の品質管理レビューの検証を行ってきたところであるが、品質管理レビューを受けた監査事務所に対する近時の検査等の結果を踏まえ、品質管理レビューの有効性の問題など品質管理レビュー制度や上場会社監査事務所登録制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の対応等について、引き続き、総括的な検証を行う。

なお、監査事務所に対する検査と品質管理レビューが全体として最大限の効果を発揮するものとなるよう、協会との適切な役割分担・連携を図る。

（３）オフサイト・モニタリングの強化

効率的で実効性のあるモニタリングを実施するために、協会、金融庁関係部局、取引所等の関係団体、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局及び監査事務所の海外業務提携先との意見交換・連携などを通じた情報共有のための取組をより一層強化する。また、業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集・分析など、リスク評価手法の一層の充実を図る。さらに、情報収集・分析結果については、必要に応じ報告徴収やヒアリングを実施するほか、検査に有効に活用するなどオンサイト・モニタリングとの一体的な運用に努めるものとする。

（４）監査業務をサポートする態勢の把握

大手監査法人や準大手監査法人の一部では、近時、リスク情報を部門横断的に管理する態勢や国際部門によるグループ監査への対応を強化し、また、IT を活用し、被監査会社の会計関係のデータを分析するツールを導入するなど、監査業務をサポートする態勢を整備してきている。このような態勢整備は監査の品質の確保・向上に対して大きな影響を与えると考えられるため、その状況を把握する必要がある。特に IT 化については海外業務提携先の開発方針や投資動向とも関連していることから、海外業務提携先を含めた意見交換等を通じて、その状況を把握する。また、監査手法の深化、複雑化に応じた、人材の確保・育成ができているかなどについても把握することとする。

（５）国際的な監査監督の連携強化

平成 29 年４月に、我が国を含む IFIAR メンバー22 か国・地域により多国間情報交換枠組み（MMOU）が署名された。また、現在我が国は７か国との間で二国間の情報交換の枠組みである書簡交換（EOL）を締結している。今後も、このような枠組みを活用し、情報発信・情報共有を強化していく。

（６）モニタリング実施態勢の強化

監査事務所の態様に応じた情報収集・分析、検査の実施に向けて、審査会のモニタリング実施態勢を強化する。

具体的には、国内外からの情報、会計実務の国際化や我が国の監査事務所の態勢等を分析し適切に対応を図ることができる人材、効率的で実効的なモニタリングの指導ができる人材を登用する。また、海外監査監督当局への職員の派遣、会計・監査に係る国際的な動向や主要な課題にも留意した研修等を通じて人材の育成を進める。

２　オフサイト・モニタリングに係る基本計画

効率的で実効性のあるオフサイト・モニタリングを実施するために、協会の品質管理レビューに係る報告等のほか、協会、金融庁関係部局及び取引所等の関係団体に加え、国際的な監査監督機関・各国監査監督当局や監査事務所の海外業務提携先との間の意見交換・連携などを通じた情報共有を一層強化するとともに、過去の報告徴収・検査結果を有効に利用する。

また、監査事務所のリスクに応じた様々な資料や情報等の収集・分析体制の強化・高度化に努める。さらに、監査事務所や個別監査業務に係るリスクを的確に把握する観点から、以下のとおり、協会の品質管理レビューの検証や監査事務所に対する報告徴収を行うほか、ヒアリングを実施するなど、監査事務所の態様に応じたオフサイト・モニタリングを実施する。

（１）協会の品質管理レビューの検証

協会の品質管理レビューについては、品質管理レビューアーの増員及び機動レビューの導入など、近時レビュー実施態勢の強化を図ってきている。

こうした取組等により、直近の品質管理レビューにおいては、指摘の内容等に一定の向上が認められる一方で、指摘が、レビュー先である監査事務所における有効な監査の品質の向上につながっているかという観点においては、課題がみられる。

このようなことを踏まえ、協会においては、監査事務所における適切な監査の品質管理の定着を促す観点から、品質管理レビューの一層の実効性向上を図ることが期待される。

以上のことから、品質管理レビューの有効性を含め品質管理レビュー制度等を中心として、監査の品質の向上に向けた自主規制機関としての協会の方針や対応等について、協会からのレビュー報告受理時における審査及び検査時におけるレビュー結果の対応状況の検証等を通じて総括的検証を行う。

また、有効な改善・監査の品質の向上につながる品質管理レビューのあり方について審査会と協会との間で意見交換を実施するとともに、互いの機能の実効的な連携を図る。

加えて、審査会と協会との適切な役割分担については、協会の品質管理レビュー等の実効性向上に向けた取組の状況を踏まえ、議論を行うこととする。

（２）報告徴収

①　監査事務所に対して、その適切な監査の品質管理の定着を促す観点か

ら、協会の品質管理レビューの結果を踏まえ、監査業務の運営に関して適時に報告徴収を実施する。

特に、中小規模監査事務所については、監査事務所における品質管理のシステムの整備状況に加え、代表者の経営方針、収益・財務構造及び組織・人材といった項目等について、監査事務所ごとの特性等を踏まえ、重点的に検証する。

また、報告徴収の結果、重大な問題が認められた監査事務所については、当該結果を検査等における重要な参考情報として活用することとする。

なお、報告徴収の実施に当たっては、必要に応じて対面方式を用いるなど効果的に検証を行う。

② 大手監査法人については、ガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢等の検証に必要な定性・定量の情報を報告徴収において継続的に求めることとする。

報告徴収により得られた情報については、分析の上、効果的・効率的な検査に資するよう活用するほか、大手監査法人間の比較分析や大手監査法人における横断的な問題等の把握に活用する。

③ 検査結果通知後、一定期間を経過した監査事務所については、必要に応じて、報告徴収を行い、品質管理の改善状況を検証する。その際、金融庁関係部局と連携し、不備内容や重要性に応じた検証に努める。報告徴収の結果、改善状況が不十分であると認められる場合や問題となるような状況を把握した場合には、再度の報告徴収や検査など、対象となった監査事務所の態様やリスクに応じた適切な対応を検討することとする。

なお、検査において、業務運営が妥当でなく、かつ早急な改善を要すると認められた監査事務所に対しては、一定期間の経過を待つことなく、検査結果通知と同時に、改善計画の策定及び実施状況に係る報告徴収を実施することを検討する。

3 検査基本計画

検査基本方針に基づき、検査対象先である監査事務所との双方向の対話を通じ、業務運営上の問題点等の認識を共有し、的確かつ効果的な指摘に努める。その際、業務改善に向けた優れた取組等が認められる場合には、当該取組等も含めて評価するとともに、検査対象先とも認識を共有する。

検査結果については、監査事務所及びその被監査会社に対して指摘内容等

が的確に伝わるよう、検査結果通知書の記述内容等を見直したところであるが、今後も、検査結果の比較可能性も含め情報の充実等に努める。

以上を踏まえ、本事務年度検査においては、次に掲げる観点を重視し、監査事務所の態様に応じた検査を実施する。

① 品質管理態勢の確保・向上に向け、監査事務所が整備した経営の基本方針及び経営管理に関する措置、法令遵守に関する措置などの業務の執行の適正を確保するための措置が監査事務所の規模や特性等に応じた適切なものとなっているか。

また、中長期の経営方針・経営計画の策定状況や監査事務所を取り巻く環境を踏まえて、経営方針や経営管理に関する措置を見直しているか。

② 被監査会社を取り巻く経済環境や企業環境等を含む事業上のリスクを適切に評価して、監査契約の締結・更新、監査計画の立案及びその他監査手続を実施しているか。

③ 検査対象監査事務所自らが、不備の根本的な原因の究明と本質的な対応を踏まえた有効な改善に向けた行動をとれているか。

（１）大手監査法人に対する検査

大手監査法人については、資本市場における役割や監査監督を巡る国内外の動向等を踏まえ、協会からの品質管理レビューの結果に係る審査結果に基づき、定期的に検査を実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

大手監査法人は、数千人規模の職員を擁し、また複数の部門・地方事務所によって構成される巨大な組織であるため、現場で監査業務を行う監査チームに対する品質管理や業務管理など、監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢に一層重点を置いて検査を実施する必要がある。

このため、本事務年度においては、以下の検証項目に重点をおいて検査を実施する。

- 監査法人としての品質管理態勢が適切に運営されているかの観点から、経営管理態勢・業務管理態勢、組織の末端までの品質管理の定着の状況（地方事務所の業務運営を含む。）の検証
- 適切なリスク評価を行っているか、適切に職業的懐疑心を発揮しているかの観点から、収益認識及び会計上の見積りに係る監査手続の検証
- 監査契約の新規受嘱手続、特に大手上場会社に係る手続の検証
- 被監査会社とのコミュニケーションの状況の検証

・　海外事業を含めた企業の内部統制の評価、海外子会社を含むグループ監査の状況の検証
・　財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証
・　海外業務提携先による監視活動に係る検証

また、検査のフォローアップの強化の観点から、定期的に実施する通常検査の次事務年度において、改善状況を検証するためのフォローアップ検査を引き続き実施する。なお、フォローアップ検査の実施に当たっては、検査先の負担にも配慮し、事前の報告徴収、検査範囲の限定など検査の効率的な実施に一層留意する。

（２）準大手監査法人に対する検査

準大手監査法人については、被監査会社の状況や監査法人の業容等を勘案し、我が国監査業界における重要性に鑑み、定期的に検査を実施する。検査に当たっては、共通したリスクに着目した効果的かつ効率的な実施に配意しつつ、協会の品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、実施する。ただし、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査法人の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施する。

このため、本事務年度においては、以下の検証項目に重点を置いて検査を実施する。

・　当該監査法人における品質管理や個別監査業務に関する重要度の高い情報を入手し、これまでの検査結果や海外業務提携先による監視活動の状況なども踏まえ、個別監査業務が抱えるリスクに着目し、業務運営上の本質的な問題に焦点を当てた検証
・　組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
・　被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力等を含めた監査資源についての検証
・　グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
・　監査役等とのコミュニケーション、協会の品質管理レビューや検査における指摘事項に対する改善策の実効性、監査意見の審査体制、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証

・　監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
・　財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況、不正リスク対応基準の運用状況を含む不正リスクへの対応状況の検証

（３）中小規模監査事務所に対する検査

中小規模監査事務所については、代表者や社員の意向及び資質等を踏まえた監査事務所の品質管理態勢・業務管理態勢、個別監査業務の監査の基準等への準拠性など監査の品質の確認を中心とした検査を実施する。検査は、協会の品質管理レビューの結果に係る審査結果等を踏まえ、必要に応じて実施する。

このため、本事務年度においては、以下の検証項目に重点を置いて検査を実施する。

・　中小規模監査事務所の体制に起因して生じる業務運営や品質管理に関する問題点に留意した検証。特に、組織としての一体性など経営管理態勢・業務管理態勢等の検証
・　被監査会社の国際化などの監査上のリスクに対応できる十分かつ適切な経験及び能力を含めた監査資源についての検証
・　監査役等とのコミュニケーション、監査実施者への指導・監督状況、専門家の利用の状況、これまでのモニタリングを通じて把握した業界横断的な問題についての対応状況の検証
・　監査人の交代時における基準等を踏まえた監査事務所としての対応状況についての検証
・　監査リスクの高い上場会社の受嘱におけるリスク評価の適切性や監査実施態勢の検証
・　監査における不正リスク対応基準への対応状況の検証
・　グループ監査において、特に海外に所在する構成単位の監査人とのコミュニケーション等の状況についての検証
・　オフサイト・モニタリング等を通じて把握した問題についての検証
・　品質管理レビューによる指摘等に対する改善状況の検証
・　財務諸表監査における内部統制の評価及び内部統制監査の状況の検証

４　モニタリング情報の提供

モニタリングの結果や状況等については、監査の品質の確保・向上に資す

るよう深度ある分析を行い、以下のとおり、広く一般に情報提供していくこととする。

① 優れた取組等を含め、最近の検査で確認された事例等を抽出し、検査結果事例集を改訂する。また、説明会等を通じて、協会や監査事務所及び被監査会社等の関係先だけでなく、市場関係者等に対して積極的に発信する。

② 平成28年版より作成・公表しているモニタリングレポートについては、投資者等が監査に対する理解を深めることに資する観点から内容を改訂し、最新のモニタリングの結果や監査事務所の状況を反映させるなど、今後も情報の充実に努める。

以 上

公認会計士･監査審査会の勧告一覧

勧告年月日	監査法人･公認会計士
平成18年6月30日	あずさ監査法人
平成18年6月30日	監査法人トーマツ
平成18年6月30日	新日本監査法人
平成18年6月30日	中央青山監査法人
平成18年11月29日	有恒監査法人
平成19年3月28日	麹町監査法人
平成19年7月5日	東陽監査法人
平成19年10月25日	なごみ監査法人
平成20年2月7日	KDA監査法人
平成20年3月5日	六本木監査法人
平成20年3月28日	福北監査法人
平成20年4月16日	監査法人夏目事務所
平成21年2月17日	監査法人ウィングパートナーズ
平成21年11月17日	プライム監査法人
平成22年7月13日	永昌監査法人
平成23年6月7日	堂島監査法人
平成24年2月1日	ロイヤル監査法人
平成24年11月22日	阪神公認会計士共同事務所
平成26年2月24日	東京中央監査法人
平成26年6月13日	清和監査法人
平成26年7月11日	九段監査法人
平成26年10月24日	才和有限責任監査法人
平成27年1月30日	監査法人セントラル
平成27年3月20日	有限責任クロスティア監査法人
平成27年6月19日	仁智監査法人
平成27年12月15日	新日本有限責任監査法人
平成28年1月12日	明誠有限責任監査法人
平成28年3月24日	KDA監査法人
平成28年11月9日	監査法人よつば綜合事務所
平成29年6月8日	監査法人アリア

監査法人アリアに対する検査結果に基づく勧告について

平成 29 年 6 月 8 日
公認会計士・監査審査会

公認会計士・監査審査会（以下「審査会」という。）は、監査法人アリア（法人番号2010405005467、以下「当監査法人」という。）を検査した結果、下記のとおり、当監査法人の運営が著しく不当なものと認められたので、本日、金融庁長官に対して、公認会計士法第 41 条の２の規定に基づき、当監査法人に対して行政処分その他の措置を講ずるよう勧告した。

記

当監査法人を検査した結果、以下のとおり、当監査法人の運営は、著しく不当なものと認められる。

１．当監査法人は、監査リスクの高い複数の上場会社の監査業務を新規に受嘱しているが、その中には、過去に不正会計を行ったものや受嘱時において有価証券報告書等の提出期限までの期間が短いもの、前任監査人との間で訂正監査契約が締結されなかったものなどが含まれている。このような被監査会社に対する監査業務の実施において、統括代表社員を含む各社員は、当監査法人の品質管理態勢は十分であると認識している。

しかしながら、今回審査会検査において、社員等が代表を務める他の法人等に関して独立性の確認を行っていないことが認められるほか、下記２．以下に記載するとおり、監査業務の新規受嘱時の対応において複数の不備が認められ、監査業務の実施について、残高確認により入手した回答を検討しないなど監査の基本的な手続における不備が複数認められている。

また、審査においては、大会社等の監査経験のない者を専任の審査担当者として選任しており、当該審査担当者による十分な審査手続が実施されていない。さらに、定期的な検証においては、経験のある検証責任者が十分に関与していないなど、品質管理の実施態勢が適切に整備されていない。

加えて、当監査法人は、今回審査会検査においても、前回審査会検査の指摘と同一、同様の不備が複数認められている。

このように、当監査法人の品質管理態勢は著しく不十分である。

２．当監査法人は、新規受嘱の判断において、被監査会社に経営権を巡る争いが発生している中で、検証可能性の乏しい手許現金による投資が短期間で回収困難となっていることなどを認識していたにもかかわらず、投資などに関する不正リスク及び過年度訂正の必要性を合理的に判断するための監査証拠の入手可能性を踏まえた判断を行っていない。なお、受嘱後の期首残高監査及び第１四半期レビューにおいて、主として前任監査人の監査手続に依拠し、監査の基準で求められている不正リスクに対応するための追加手続を実施していない事実が認められており、受嘱時における監査の実施方針の検討が不十分であった状況が窺われる。

さらに、複数期にわたる訂正監査の受嘱が監査報告期限の直前であり、前任監査人から監査調書を借り受けて前任監査人の監査手続の十分性の評価や必要な追加手続を行うことが困難な状況であるにもかかわらず、受嘱に当たり必要となる監査時間及び監査要員について十分に分析をしていない。

３．個別監査業務においては、特別な検討を必要とするリスクを識別しているのれんの評価に係る監査手続において、のれんの残高を誤認し、のれん残高全体の回収可能性について監査証拠を入手しておらず、また、残高確認手続により入手した回答を十分に検討していないため、有価証券報告書における関連当事者の注記漏れを発見できていない。

さらに、当監査法人の実施した監査業務において、残高確認により入手した回答の検討を実施しておらず、また、被監査会社の提出資料の正確性及び網羅性の検証を十分に行わなかったことにより訂正対象項目の会計処理誤りを見落とすといった不備が認められる。

加えて、特別な検討を必要とするリスクを識別しているのれんの評価について検討過程を監査調書に残しておらず、また、経営者の利用する専門家の評価において評価手続の詳細な過程及び評価結果を監査調書に記載していないなど、監査調書の記載の不備が複数認められる。

４．監査業務に係る審査においては、大会社等の監査経験がない者を審査の専任者として選任しており、当該審査担当者は、特別な検討を必要とするリスクなどに対して監査チームが行った重要な判断とその結論について検討を行う必要があるにもかかわらず、当該リスクに係る監査調書の提示を求めておらず、のれんの評価の検討が不十分であることなど、特別な検討を必要とするリスクに関する重要な監査手続上の不備を指摘できていない。このほか、関連当事者取引の注記漏れやリスクの高い監査業務の受嘱手続の不備を指摘できていないなど、今回審査会検査で発見された監査実施上の重要な問題点についても審査において発見できていない。

また、当監査法人の監査業務の定期的な検証は、公認会計士資格を有しない補助者が主に実施しており、経験のある責任者が十分に関与していない。

５．当監査法人は、前回審査会検査における指摘を受け、研修による改善措置の周知とともに、改善事項のチェックリストを作成し、再発防止を図ったとしている。また、定期的な検証等の際に改善状況の検証を行ったとしている。

しかしながら、前回審査会検査において残高確認の手続の一部未実施や会計上の見積りの監査手続の不備を指摘された業務執行社員の２名については、今回審査会検査においても前回指摘と同一の不備が複数認められている。また、リスク評価手続、会計上の見積りの監査手続等について、前回審査会検査と同様の不備が複数認められる。

さらに、当監査法人は、前回審査会検査において、監査調書の記載が不十分と指摘されていたにもかかわらず、上記３．に記載するとおり、今回審査会検査においても同様の不備が認められている。

このように、当監査法人の改善に向けた取組は実効性があるものとは認められず、著しく不十分である。

お問い合わせ先
公認会計士・監査審査会事務局
審査検査室
（代表） 03-3506-6000（内線 2475）

公認会計士・監査審査会検査の実効性の向上（抄）
～大規模監査法人を中心に～

１～３省略

４．今後の対応

上記の問題認識及び調査結果報告を踏まえ、審査会は、今後、以下の対応を進めていくこととする。

なお、以下の対応とともに、質の高い検査官を十分に確保することは、検査の実効性の維持・向上に不可欠である。審査会検査においては、その専門性に鑑み、任期付職員の公認会計士の役割が重要となっているところ、審査会検査に検査官として従事した経験が、その後の公認会計士業務の質の向上につながるなど、公認会計士としての魅力的なキャリアパスとして認識されるよう、審査会として努めていく。

（１）検査の機動的な実施

モニタリング基本計画において、大手・準大手監査法人については、２ないし３年に１度定期的に検査を実施することとしている。このため、被監査会社に会計上の重大な問題が懸念される状況があり、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所の品質管理体制を早急に確認する必要がある場合においても、次の定期的検査まで検証が行えないのではないかとの危惧が示されている。

したがって、そのような状況において、当該監査事務所の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することを明確にする必要がある。

具体的には、協会の品質管理レビュー結果を踏まえ、監査事務所の品質管理を検証するという法的枠組を前提としつつ、市場に大きな影響を及ぼす被監査会社に会計上の重大な問題が判明、又は疑われる状況において、当該被監査会社の監査業務を行う監査事務所等の内部管理体制を早急に確認する必要がある場合には、機動的に検査を実施することとし、その方針を平成 28 年度のモニタリング基本計画等において明確化する。

（２）大手監査法人に係る検査のフォローアップの強化

既述のとおり、大手監査法人については、２年ごとに検査が実施されること等から、次回検査時に前回検査のフォローアップを実施しているところであるが、近時の大手監査法人に対する検査において、前回検査と同様又は同種の不備を繰り返し指摘している状況にある。

このような大手監査法人の検査結果をみると、フォローアップの強化にあたっては、品質管理体制面の整備状況よりも、改善策が組織末端まで浸透しているかどうか等の運用面に重点を置いた検証をすることがより有効である。これを踏まえると、フォローアップの手法としては、検査において重要な不備事項が指摘された場合には、オフサイトである報告徴収ではなく、当該検査の翌年にオンサイトである立入検査により改善状況を検証することが適当である。【平成 28 事務年度検査から実施】

その場合、フォローアップの検査も含めて、毎年検査を実施することとなるため、フ

ォローアップ検査の検査体制、検証範囲の絞り込み、報告書の簡素化を行うなど、効率的・効果的な実施に留意する。【平成 28 事務年度検査から実施】

（３）協会との適切な役割分担等

① 監査事務所の監査の品質管理の検証は、協会の品質管理レビュー及び同レビューを踏まえた審査会の検査の双方で実施しているところである。審査会は大手監査法人において特に重要であるガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢につき深度ある検査を実施している一方で、協会は、中小を含めたすべての監査事務所を対象として定期的に品質管理レビューを実施している。こうした審査会、協会双方の検証の特性を活かした役割分担により、監査事務所に対する検証を全体として最大限の効果を発揮するものとする。
【継続的検討】

② 審査会検査官と協会の品質管理レビュアーとは、これまでも意見交換等を通じ、品質管理レビューの一層の充実を働きかけるとともに検査官の能力・知見の向上を図ってきた。このような意見交換等は、検査官及びレビューアーの能力等の向上に資するものであるため、今後も継続的に実施していく。

（４）検査手法の向上

検査の実効性を向上させるためには、検査手法についても、より効果的・効率的なものとなるよう工夫することが必要である。

特に大手監査法人は、数千人規模の職員を擁する巨大な組織であり、上場被監査会社も数百社有している。したがって、大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行えるように重点を置いて取り組む。

① 大手監査法人のガバナンス等経営管理態勢や業務管理態勢の検証を、より効果的・効率的に行うための取組み

ガバナンス体制等の検証に必要な定性・定量の情報を、報告徴収により継続的に入手することとする。また、入手した情報を分析し、監査法人内部やグローバルネットワークの取組みも参考にし､検査の着眼や検査官の目線の形成に監査品質指標として活用することを検討する。
【平成 28 事務年度から実施】

② 個別監査業務に係るリスクベースの検査手法向上のための取組み

業界動向等の被監査会社を取り巻く環境に係る情報収集･分析など、リスク評価手法を一層充実させるとともに、その効果を検証し、継続的に見直していくこととする。
【平成 28 事務年度から実施】

③ 監査法人のガバナンス・コードが策定された場合には、ガバナンスの向上につなげるとの観点から、その対応状況を検証することを検討する。

（５）検査結果の取扱い（監査の品質の見える化）

検査先が検査における指摘事項を適切に改善するためには、指摘内容等が的確に検

査先に対して伝達されることが重要である。

また、財務書類の作成責任は経営者にあることに鑑み、監査役等に対する検査結果の開示を通じて、被監査会社における会計上の問題点の改善に資するものとすることが必要である。さらに、会社法の改正やコーポレートガバナンス・コードの策定等を受け、監査役等の会計監査に関する責任が拡充していることから、監査役等による審査会検査結果の利用の重要性も増している。

このようなことを踏まえ、被監査会社等に対して、検査結果及び検査関連情報を的確に伝達するため、以下のような取組みを行う。

① 検査結果通知の記述方法について、以下の観点から見直す。

・検査先に問題点を具体的かつ的確に伝達し、適切な改善がなされる内容とすること

・検査結果の開示を受けた第三者、特に監査役にとって有効に活用できるよう、指摘内容の明瞭性、比較可能性の向上等を図ること

【平成 28 事務年度から実施】

なお、個別の検査結果の開示範囲の拡大については、将来的な検討課題とする。

② 広く一般に提供される監査の品質に係る情報を充実させる観点から、検査結果事例集を毎事務年度見直し、公表しているが、同事例集において大手監査法人に係る指摘事例とその他の監査法人に係るものを区別することとする。また、検査その他のモニタリングの成果については、監査の品質の確保・向上に資すると考えられる場合には、その内容を整理し、新たにモニタリングレポートとして取りまとめ、公表することとする。

【平成 27 事務年度検査等の状況から対応】

（以上）

公認会計士試験制度の概要

受験資格　受験資格の制限なし。年齢、学歴等にかかわらず受験可能

受験地　東京都、大阪府、北海道、宮城県、愛知県、石川県、広島県、香川県、熊本県、福岡県、沖縄県

短答式試験

年2回（第Ⅰ回12月上旬、第Ⅱ回5月下旬）実施

試験科目

■財務会計論　■管理会計論　■監査論　■企業法

短答式試験合格

合格者は、翌年及び翌々年の2年間、短答式試験の免除を受けることが可能

論文式試験

年1回（8月中下旬）実施

試験科目

必須科目　■会計学　■監査論　■企業法　■租税法

選択科目　■経営学　■経済学　■民法　■統計学

（以上の4科目から1科目選択）

※論文式試験で不合格になった場合でも、公認会計士・監査審査会が相当と認める成績を得た科目については、翌年及び翌々年の2年間、当該科目の免除を受けることが可能

公認会計士試験合格

登録

○2年以上の実務経験

業務補助　又は　実務従事　※試験合格の前に行うことも可

○実務補習

公認会計士となるのに必要な技能を取得（講習を受け、必要な単位を取得）

※日本公認会計士協会による修了考査を含む

（注）実務経験

①業務補助　監査証明業務について公認会計士又は監査法人を補助

②実務従事　財務に関する監査、分析、その他の実務に従事

（実務従事に該当する業務の例：企業における経理、予算管理、原価計算、企業財務分析や財務コンサルタントなど。単純な経理事務等は除く。）

公　認　会　計　士

３－２

平成29年６月23日公表

試験結果の概要

（平成 29 年公認会計士試験第Ⅱ回短答式試験）

（１）願書提出者数

8,214 人

（２）答案提出者数

4,916 人（注）

（注）願書提出者数と答案提出者数の差の内訳

・欠席者数　1,661 人（第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目の全てを欠席した者）

・短答式試験免除者数　1,637 人

うち　平成 27 年又は平成 28 年短答式試験合格者　1,390 人

うち　司法試験合格者や大学教授等　154 人

うち　旧第二次試験合格者　93 人

（３）合格者数

475 人

・ 総点数の 64%以上を取得した者

（４）総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		43.7%
科目別	財務会計論	33.2%
	管理会計論	47.4%
	監査論	50.4%
	企業法	52.4%

第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の属人ベースでの試験結果
（平成 29 年公認会計士試験）

（１）願書提出者数
11,032 人

（２）答案提出者数
7,385 人（注）

（注）願書提出者数と答案提出者数の差の内訳
・欠席者数　2,032 人（第Ⅰ回及び第Ⅱ回短答式試験の受験予定科目の全てを欠席した者）
・短答式試験免除者数　1,637 人

（３）合格者数（第Ⅰ回及び第Ⅱ回の合算）
1,669 人
・ 第Ⅰ回短答式試験において 1,194 人
・ 第Ⅱ回短答式試験において 475 人

（４）論文式試験受験予定者数
3,306 人
・ 短答式試験合格者　1,669 人
・ 短答式試験免除者　1,637 人
うち　平成 27 年又は平成 28 年短答式試験合格者　1,390 人
うち　司法試験合格者や大学教授等　154 人
うち　旧第二次試験合格者　93 人

（注） 属人ベースとは、平成 29 年第Ⅰ回短答式試験及び同第Ⅱ回短答式試験のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

平成 29 年公認会計士試験の合格発表の概要について

１．試験結果の概要

（1） 願書提出者数

11,032 人 （注）

うち 短答式試験の受験者等 10,939 人

（注）平成 29 年の願書提出者数は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が 7,818 人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が 8,214 人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

（2） 論文式試験受験者数

3,306 人

うち 答案提出者数 2,971 人

（注）論文式試験受験者数 3,306 人と答案提出者 2,971 人との差は、論文式試験の受験予定科目全てを欠席した者 335 人である。

（3） 論文式試験合格者数

1,231 人（対前年比 123 人増）

うち 短答式試験の受験者等 1,215 人

合格率 11.2%（対前年比 0.4 ポイント増）

【平成 29 年公認会計士試験結果】

区　　分	平成 29 年試験	短答式試験の受験者等	短答式試験みなし合格者（旧第２次試験合格者）	（参考）平成 28 年試験	短答式試験の受験者等	短答式試験みなし合格者（旧第２次試験合格者）
願書提出者数 (a)	11,032 人	10,939 人	93 人	10,256 人	10,139 人	117 人
短答式試験受験者数	9,416 人 (10,806 人)	9,416 人 (10,806 人)	―	8,644 人 (10,011 人)	8,644 人 (10,011 人)	―
短答式試験合格者数	1,669 人 (3,059 人)	1,669 人 (3,059 人)	―	1,501 人 (2,868 人)	1,501 人 (2,868 人)	―
論文式試験受験者数	3,306 人	3,213 人	93 人	3,138 人	3,021 人	117 人
最終合格者数 (b)	1,231 人	1,215 人	16 人	1,108 人	1,098 人	10 人
合格率 (b/a)	11.2%	11.1%	17.2%	10.8%	10.8%	8.5%

（注1）表中（　）の数値は、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者を加えて算出したもの。

（注2）平成 29 年試験の「短答式試験の受験者等」の願書提出者数は、平成 29 年短答式試験受験者 9,416 人のほか、平成 28 年又は平成 27 年の短答式試験合格による短答式試験免除者 1,390 人並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者 154 人を含んだもの。なお、平成 29 年短答式試験受験者 9,416 人のうち短答式試験免除者 21 人が重複しているので、合計は「短答式試験の受験者等」の願書提出者数と一致しない。（平成 28 年試験についても同様の考え方に基づいた計数を記載。）

（4） 参考資料

平成 29 年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表（総合得点比率）（別紙）

2. 合格者の概要

（1） 合格者

- 52.0%以上の得点比率を取得した者
- ただし、試験科目のうち1科目につき得点比率が 40%未満のものがある場合は不合格

（2） 合格者の年齢

- 合格者の平均年齢は 26.3 歳
- 最高年齢は 62 歳、最低年齢は 19 歳

（3） 合格者の性別

- 男性 989 人、女性 242 人
- 合格者に占める女性の比率は 19.7%

（4） 合格者の学歴

- 「大学卒業（短大含む）」以上が 668 人（構成比 54.3%）

（5） 合格者の職業

- 「学生」及び「専修学校・各種学校受講生」が 840 人（構成比 68.2%）
- 「会社員」は 106 人（構成比 8.6%）

3. 一部科目免除資格取得者の概要

論文式試験の一部の試験科目について、合格発表の日から起算して2年を経過する論文式試験まで免除を受けることができる一部科目免除資格取得者は 422 人(属人ベース)

（注）科目別の免除資格取得者の延べ人数ベースでは 505 人

（別紙）

平成29年公認会計士試験論文式試験の得点階層分布表（総合得点比率）

階　層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者（注1）		40%未満の科目がある者を除いた場合		
	人員 (A)	累計 (B)	論文式試験受験者に対する累計人数の割合 (C)	人員 (D)	累計 (E)	人員 (A)－(D) (F)	累計 (B)－(E) (G)	論文式試験受験者に対する累計人数の割合 (H)
	人	人	%	人	人	人	人	%
70%以上	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
69%	0	0	0.00	0	0	0	0	0.00
68%	1	1	0.03	0	0	1	1	0.03
67%	0	1	0.03	0	0	0	1	0.03
66%	0	1	0.03	0	0	0	1	0.03
65%	3	4	0.12	0	0	3	4	0.12
64%	4	8	0.24	0	0	4	8	0.24
63%	13	21	0.64	0	0	13	21	0.64
62%	10	31	0.94	0	0	10	31	0.94
61%	21	52	1.57	0	0	21	52	1.57
60%	45	97	2.93	0	0	45	97	2.93
59%	73	170	5.14	0	0	73	170	5.14
58%	67	237	7.17	0	0	67	237	7.17
57%	108	345	10.44	0	0	108	345	10.44
56%	148	493	14.91	0	0	148	493	14.91
55%	181	674	20.39	1	1	180	673	20.36
54%	175	849	25.68	0	1	175	848	25.65
53%	185	1,034	31.28	4	5	181	1,029	31.13
52%	208	1,242	37.57	6	11	202	1,231	37.24
51%	169	1,411	42.68	7	18	162	1,393	42.14
50%	177	1,588	48.03	13	31	164	1,557	47.10
49%	163	1,751	52.96	26	57	137	1,694	51.24
48%	133	1,884	56.99	30	87	103	1,797	54.36
47%	139	2,023	61.19	41	128	98	1,895	57.32
46%	110	2,133	64.52	45	173	65	1,960	59.29
45%	107	2,240	67.76	62	235	45	2,005	60.65
44%	75	2,315	70.02	47	282	28	2,033	61.49
43%	77	2,392	72.35	65	347	12	2,045	61.86
42%	64	2,456	74.29	60	407	4	2,049	61.98
41%	45	2,501	75.65	43	450	2	2,051	62.04
40%	49	2,550	77.13	49	499	0	2,051	62.04
39%	41	2,591	78.37	41	540	0	2,051	62.04
38%	35	2,626	79.43	35	575	0	2,051	62.04
37%	30	2,656	80.34	30	605	0	2,051	62.04
36%	17	2,673	80.85	17	622	0	2,051	62.04
35%	19	2,692	81.43	19	641	0	2,051	62.04
34%	22	2,714	82.09	22	663	0	2,051	62.04
33%	15	2,729	82.55	15	678	0	2,051	62.04
32%	20	2,749	83.15	20	698	0	2,051	62.04
31%	20	2,769	83.76	20	718	0	2,051	62.04
30%	18	2,787	84.30	18	736	0	2,051	62.04
29%	12	2,799	84.66	12	748	0	2,051	62.04
28%	8	2,807	84.91	8	756	0	2,051	62.04
27%	7	2,814	85.12	7	763	0	2,051	62.04
26%	6	2,820	85.30	6	769	0	2,051	62.04
25%	5	2,825	85.45	5	774	0	2,051	62.04
24%	8	2,833	85.69	8	782	0	2,051	62.04
23%	4	2,837	85.81	4	786	0	2,051	62.04
22%	7	2,844	86.03	7	793	0	2,051	62.04
21%	1	2,845	86.06	1	794	0	2,051	62.04

階　層	論文式試験受験者			40%未満の科目がある者（注1）		40%未満の科目がある者を除いた場合		
	人員 （A）	累計 （B）	論文式試験受験者に対する累計人数の割合 （C）	人員 （D）	累計 （E）	人員 （A）－（D） （F）	累計 （B）－（E） （G）	論文式試験受験者に対する累計人数の割合 （H）
	人	人	%	人	人	人	人	%
20%	10	2,855	86.36	10	804	0	2,051	62.04
19%	3	2,858	86.45	3	807	0	2,051	62.04
18%	4	2,862	86.57	4	811	0	2,051	62.04
17%	5	2,867	86.72	5	816	0	2,051	62.04
16%	5	2,872	86.87	5	821	0	2,051	62.04
15%	5	2,877	87.02	5	826	0	2,051	62.04
14%	11	2,888	87.36	11	837	0	2,051	62.04
13%	10	2,898	87.66	10	847	0	2,051	62.04
12%	7	2,905	87.87	7	854	0	2,051	62.04
11%	13	2,918	88.26	13	867	0	2,051	62.04
10%	7	2,925	88.48	7	874	0	2,051	62.04
9%	4	2,929	88.60	4	878	0	2,051	62.04
8%	9	2,938	88.87	9	887	0	2,051	62.04
7%	7	2,945	89.08	7	894	0	2,051	62.04
6%	7	2,952	89.29	7	901	0	2,051	62.04
5%	9	2,961	89.56	9	910	0	2,051	62.04
4%	4	2,965	89.69	4	914	0	2,051	62.04
3%	4	2,969	89.81	4	918	0	2,051	62.04
2%	1	2,970	89.84	1	919	0	2,051	62.04
1%	0	2,970	89.84	0	919	0	2,051	62.04
0%	1	2,971	89.87	1	920	0	2,051	62.04
欠席者	335	3,306	100.00	335	1,255	0	2,051	62.04

（注1）1科目につき得点比率が40%未満の科目がある者の人数。
（注2）各階層については、例えば、階層が「50%」の場合は、50%以上51%未満の人数。他の階層も同様。

平成29年公認会計士試験

合格者調

1．年別合格者調

年別	願書提出者 （A）	論文式受験者 （B）	合格者 （C）	合　格　率	
				（C）／（A）	（C）／（B）
	人	人	人	%	%
平成 18年	20,796 (16,311)	9,617 (5,132)	3,108 (1,372)	14.9 (8.4)	32.3 (26.7)
平成 19年	20,926 (18,220)	9,026 (6,320)	4,041 (2,695)	19.3 (14.8)	44.8 (42.6)
平成 20年	21,168 (19,736)	8,463 (7,034)	3,625 (3,024)	17.1 (15.3)	42.8 (43.0)
平成 21年	21,255 (20,443)	6,173 (5,361)	2,229 (1,916)	10.5 (9.4)	36.1 (35.7)
平成 22年	25,648 (25,147)	5,512 (5,011)	2,041 (1,923)	8.0 (7.6)	37.0 (38.4)
平成 23年	23,151 (22,773)	4,632 (4,254)	1,511 (1,447)	6.5 (6.4)	32.6 (34.0)
平成 24年	17,894 (17,609)	3,542 (3,257)	1,347 (1,301)	7.5 (7.4)	38.0 (39.9)
平成 25年	13,224 (13,016)	3,277 (3,069)	1,178 (1,149)	8.9 (8.8)	35.9 (37.4)
平成 26年	10,870 (10,712)	2,994 (2,836)	1,102 (1,076)	10.1 (10.0)	36.8 (37.9)
平成 27年	10,180 (10,050)	3,086 (2,956)	1,051 (1,030)	10.3 (10.2)	34.1 (34.8)
平成 28年	10,256 (10,139)	3,138 (3,021)	1,108 (1,098)	10.8 (10.8)	35.3 (36.3)
平成 29年	11,032 (10,939)	3,306 (3,213)	1,231 (1,215)	11.2 (11.1)	37.2 (37.8)
合計	206,400	62,766	23,572	11.4	37.6

（注１）平成29年合格者中、最高年齢62歳、最低年齢19歳、女性242人。
（注２）表中（　　）内の数値は、旧第２次試験合格者等の短答式試験みなし合格者を除いたものであり、当該試験年の短答式試験受験者のほか、前年又は前々年の短答式試験合格による短答式試験免除者並びに司法試験合格者等の短答式試験免除者を合計したもの。
（注３）平成29年の願書提出者は、第Ⅰ回短答式試験における願書提出者が7,818人、第Ⅱ回短答式試験における願書提出者が8,214人となっているところ、第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者を名寄せして集計したもの。

（参考）過去の第2次試験結果状況

年別	願書提出者 （A）	論文式受験者 （B）	合格者 （C）	合　格　率	
				（C）／（A）	（C）／（B）
	人	人	人	%	%
平成 7年	10,414	3,027	722	6.9	23.9
平成 8年	10,183	3,017	672	6.6	22.3
平成 9年	10,033	3,147	673	6.7	21.4
平成 10年	10,006	3,395	672	6.7	19.8
平成 11年	10,265	3,320	786	7.7	23.7
平成 12年	11,058	3,381	838	7.6	24.8
平成 13年	12,073	3,336	961	8.0	28.8
平成 14年	13,389	3,414	1,148	8.6	33.6
平成 15年	14,978	3,404	1,262	8.4	37.1
平成 16年	16,310	3,278	1,378	8.4	42.0
平成 17年	15,322	3,548	1,308	8.5	36.9
合計	134,031	36,267	10,420	7.8	28.7

（注１）第２次試験が短答式及び論文式となった平成７年以降の状況
（注２）昭和24年から平成17年までの累計
願書提出者(A)：321,580人、合格者(C)：24,430人、合格率(C)/(A)：7.6%

2．年齢別合格者調

区　　分	願書提出者 （A）	論文式 受験者 （B）	合格者 （C）	合格率 （C）／（A）	合格率 （C）／（B）	合格者 構成比
	人	人	人	%	%	%
20歳未満	188	24	14	7.4	58.3	1.1
20歳以上25歳未満	3,975	1,160	648	16.3	55.9	52.6
25歳以上30歳未満	2,387	798	287	12.0	36.0	23.3
30歳以上35歳未満	1,793	576	160	8.9	27.8	13.0
35歳以上40歳未満	1,099	314	58	5.3	18.5	4.7
40歳以上45歳未満	639	177	31	4.9	17.5	2.5
45歳以上50歳未満	390	112	16	4.1	14.3	1.3
50歳以上55歳未満	245	65	8	3.3	12.3	0.6
55歳以上60歳未満	144	34	8	5.6	23.5	0.6
60歳以上65歳未満	85	24	1	1.2	4.2	0.1
65歳以上	87	22	0	0.0	0.0	0.0
合　　計	11,032	3,306	1,231	11.2	37.2	100.0

（注１）平成29年11月17日時点の年齢によるもの。
（注２）合格者構成比の合計欄の値は、端数処理の関係で各区分の合計と一致しない。

3．学歴別合格者調

区　分	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
大学院修了	704	237	50	7.1	21.1	4.1
会計専門職大学院修了	777	531	62	8.0	11.7	5.0
大学院在学	81	20	11	13.6	55.0	0.9
会計専門職大学院在学	138	50	22	15.9	44.0	1.8
大学卒業（短大含む）	5,070	1,405	523	10.3	37.2	42.5
大学在学（短大含む）	2,991	792	473	15.8	59.7	38.4
高校卒業	950	188	63	6.6	33.5	5.1
その他	321	83	27	8.4	32.5	2.2
合　計	11,032	3,306	1,231	11.2	37.2	100.0

（注１）第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。
（注２）大学院の「修了」、大学及び高校の「卒業」には、見込者を含む。

4．職業別合格者調

区分	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
会計士補	74	71	15	20.3	21.1	1.2
会計事務所員	528	211	83	15.7	39.3	6.7
税理士	59	20	5	8.5	25.0	0.4
会社員	2,193	454	106	4.8	23.3	8.6
公務員	382	102	17	4.5	16.7	1.4
教員	35	16	3	8.6	18.8	0.2
教育・学習支援者	67	17	6	9.0	35.3	0.5
学生	3,991	1,125	619	15.5	55.0	50.3
専修学校・各種学校受講生	1,540	649	221	14.4	34.1	18.0
無職	1,676	507	137	8.2	27.0	11.1
その他	487	134	19	3.9	14.2	1.5
合計	11,032	3,306	1,231	11.2	37.2	100.0

（注１）第Ⅰ回、第Ⅱ回のいずれにも願書を提出した受験者については、第Ⅱ回における出願時の申告に基づく区分による。
（注２）合格者構成比の合計欄の値は、端数処理の関係で各区分の合計と一致しない。

5．財務局別合格者調

区　分	願書提出者 (A)	論文式受験者 (B)	合格者 (C)	合格率 (C)／(A)	合格率 (C)／(B)	合格者構成比
	人	人	人	%	%	%
北海道	224	61	17	7.6	27.9	1.4
東北	302	79	23	7.6	29.1	1.9
関東	6,754	2,003	789	11.7	39.4	64.1
北陸	125	40	8	6.4	20.0	0.6
東海	657	207	79	12.0	38.2	6.4
近畿	2,040	684	245	12.0	35.8	19.9
中国	171	45	13	7.6	28.9	1.1
四国	114	25	8	7.0	32.0	0.6
九州	94	21	3	3.2	14.3	0.2
福岡	501	132	43	8.6	32.6	3.5
沖縄	50	9	3	6.0	33.3	0.2
合計	11,032	3,306	1,231	11.2	37.2	100.0

（注）合格者構成比の合計欄の値は、端数処理の関係で各区分の合計と一致しない。

平成30年１月17日公表

試験結果の概要

（平成 30 年公認会計士試験第Ⅰ回短答式試験）

（１）願書提出者数

8,373 人

うち　欠席者 1,804 人（注）

（注）受験予定科目全てを欠席した者を指す

（２）答案提出者数

6,569 人

（３）合格者数

1,090 人

- 総点数の 70%以上を取得した者
- ただし、試験科目のうち 1 科目につき、その満点の 40%未満のものがある者は不合格

（４）総合平均得点比率・科目別平均得点比率

		平均得点比率
総合		49.7%
科目別	財務会計論	45.0%
	管理会計論	49.4%
	監査論	59.4%
	企業法	50.6%

平成 29 年度の講演会の開催状況

（１）大学生等を対象とする講演

開催日	場所		講師
平成 29 年 4 月 18 日	東洋大学	東京都	廣本会長
4 月 26 日	長崎県立大学	長崎県	廣本会長
5 月 15 日	弘前大学	青森県	廣本会長
5 月 18 日	東北工業大学	宮城県	廣本会長
5 月 24 日	拓殖大学	東京都	松井委員
6 月 2 日	帝塚山大学	奈良県	廣本会長
6 月 6 日	名古屋商科大学	愛知県	廣本会長
6 月 8 日	早稲田大学	東京都	松井委員
6 月 13 日	新潟大学	新潟県	松井委員
7 月 6 日	東北大学	宮城県	廣本会長
10 月 5 日	武蔵野大学	東京都	廣本会長
10 月 18 日	兵庫県立大学	兵庫県	松井委員
10 月 19 日	長崎大学	長崎県	廣本会長
10 月 20 日	同志社大学	京都府	松井委員
10 月 24 日	北九州市立大学	福岡県	廣本会長
11 月 2 日	北海道大学	北海道	廣本会長
11 月 16 日	信州大学	長野県	松井委員
12 月 19 日	熊本学園大学	熊本県	松井委員
平成 30 年 1 月 10 日	富山大学	富山県	松井委員
1 月 16 日	久留米大学	福岡県	廣本会長
1 月 23 日	立命館アジア太平洋大学	大分県	松井委員・検査官

（２）高校生を対象とする講演

開催日	場所		講師
平成 30 年２月７日	熊本県立八代東高等学校	熊本県	廣本会長・検査官

平成28年４月22日
公認会計士・監査審査会

監査監督機関国際フォーラム・常設事務局の東京設置について

４月19日から21日にかけてロンドンで開催された、監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators ; IFIAR）の本会合において、IFIARの常設事務局を東京に設置することが決定されました。

金融庁及び公認会計士・監査審査会は、IFIARの常設事務局を東京に誘致すべく、様々な活動を行ってきたところですが、これまで誘致活動に対しご協力・ご支持いただきました関係者の皆様に、厚く御礼申し上げます。

IFIARは2017年4月の事務局開設を目指しているところ、金融庁及び公認会計士・監査審査会としては、IFIARの常設事務局が円滑に活動を行っていくことができるよう、総力を挙げて支援を行うとともに、その活動に積極的に貢献していきます。

（注）IFIARは、2006年９月に設立された監査監督上の連携及び協力を目的とした国際組織であり、公認会計士・監査法人等を監督する51か国・地域の当局で構成されています。日本からは、金融庁及び公認会計士・監査審査会が参加しています。

関連サイト：IFIAR agrees on Permanent Secretariat in Tokyo, Japan （PDF）

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会　Tel：03-3506-6000（代表）
事務局総務試験室（内線2432）

平成29年４月６日
公認会計士・監査審査会/金融庁

IFIAR多国間情報交換枠組みへの署名について

1. 平成29年４月４日、公認会計士・監査審査会と金融庁は、IFIAR（監査監督機関国際フォーラム）の東京総会において、IFIARにおける「監査監督情報交換に関する協力のための多国間覚書（IFIAR Multilateral Memorandum of Understanding concerning Co-operation in the Exchange of Information for Audit Oversight。以下、「IFIAR MMOU」。）への署名を行い、正式にIFIAR MMOUの署名当局の一つとなりました。

（注）IFIAR MMOUの署名当局となるためには、情報交換等に関する法規制についてIFIARの審査を受け、承認を受ける必要があります。今回、22の国・地域の監査監督当局が、IFIAR MMOUの署名当局となりました。

2. IFIAR MMOUの署名当局となることにより、公認会計士・監査審査会と金融庁は、他の署名当局との間で、監査監督上必要な情報を相互に交換することが可能となります。

（別添１）IFIAR MMOU署名国・地域（平成29年４月４日現在）
（別添２）IFIAR MMOU

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会　Tel：03-3506-6000（代表）
　事務局総務試験室（内線2432）

金融庁　Tel：03-3506-6000（代表）
　総務企画局企業開示課（内線3673、3666）

IFIAR MMOU 署名国・地域（2018 年 3 月末日時点）

オーストラリア
ブラジル
ケイマン諸島
カナダ
台湾
チェコ
ドバイ
フランス
ジブラルタル
日本
リヒテンシュタイン
リトアニア
ルクセンブルグ
マレーシア
オランダ
ニュージーランド
スロバキア
韓国
スイス
トルコ
英国
米国

別添２

MULTILATERAL MEMORANDUM OF UNDERSTANDING CONCERNING CO-OPERATION IN THE EXCHANGE OF INFORMATION FOR AUDIT OVERSIGHT

INTERNATIONAL FORUM OF INDEPENDENT AUDIT REGULATORS

Adopted on June 30, 2015

Table of Contents

1. Purpose of MMOU
2. Definitions
3. General principles
4. Scope of co-operation
5. Requests for Information
6. Execution of the Requests
7. Permissible Use of Information and Onward Sharing
8. Confidentiality
9. Consultations
10. Participation
11. Termination
12. Effective date

INTERNATIONAL FORUM OF INDEPENDENT AUDIT REGULATORS

MULTILATERAL MEMORANDUM OF UNDERSTANDING CONCERNING CO-OPERATION IN THE EXCHANGE OF INFORMATION FOR AUDIT OVERSIGHT

The Parties to this MMOU share the common goal of serving the public interest and enhancing investor protection by improving audit quality globally. Given the global nature of capital markets, the Parties recognize the need for co-operation in matters related to the oversight of auditors that fall within the regulatory jurisdiction of the Parties. The Parties envision that this MMOU will facilitate such co-operation.

The Explanatory Note annexed to this MMOU forms an integral part thereof. It explains why certain approaches were taken in the MMOU and how certain provisions were drafted in order to accommodate legal frameworks that may vary from signatory to signatory.

1. Purpose of MMOU

The purpose of this MMOU is to facilitate co-operation in the exchange of Information between the Parties to the extent permitted by their respective Laws and Regulations in the area of public oversight of auditors, including inspections, investigations, enforcement and/or registration.

2. Definitions

2.1 For the purposes of this MMOU:

(a) "Audit Oversight" means the regulatory functions of a Party relating to Auditors in accordance with the Party's Laws and Regulations;

(b) "Auditor" means an entity regardless of its legal form, a partnership or a Person that is engaged or participates in the practice of auditing and that is subject to the regulatory jurisdiction of a Party;

(c) "Enforcement" means oversight activity directed at preventing or addressing violations of audit laws and regulations, which may result in imposition of penalties, punishments, restrictions, or other disciplinary measures/sanctions;

(d) "IFIAR" means the International Forum of Independent Audit Regulators;

(e) "IFIAR Officers" means the Chair and Vice Chair of IFIAR;

(f) "IFIAR Secretariat" means the individuals designated by IFIAR Officers to provide secretariat support to the IFIAR Officers in performing their role and responsibilities as IFIAR Officers;

(g) "Information" means non-public information – regardless of its form – that relates to the purpose of Audit Oversight;

(h) ″Inspections″ refers to reviews of audit engagements, quality control and/or Auditors to assess the quality of audits and/or compliance of each Auditor with applicable Laws and Regulations in connection with the performance of audits and related matters;

(i) "Investigations" refers to reviews undertaken by a Party of any act or practice, or omission to act, by an Auditor that may violate applicable Laws and Regulations;

(j) "Laws and Regulations" means:

(a) the provisions of the legal authority (including relevant supranational laws) for a Party's competence over Audit Oversight and its regulatory powers, including any relevant restrictions on gathering, obtaining and sharing of Information (such as regarding confidentiality and personal data protection); and

(b) the provisions in law, related rules, regulations or directive guidance promulgated thereunder and any other regulatory requirements such as auditing, professional and ethical standards that are relevant to Auditors and subject to oversight by a Party;

(k) "MMOU" means this multilateral memorandum of understanding;

(l) "Party" means an IFIAR member who has signed this MMOU;

(m) "Person" means a natural or legal person, or an entity, body, or association, regardless of the legal form, including corporations and partnerships;

(n) "Registration" means the registration of an Auditor that enables the Auditor to perform audits of entities established in the jurisdiction of a Party, entities whose securities are listed in the jurisdiction of a Party, or other entities who must be audited by an Auditor registered with the Party.

3. General principles

3.1 This MMOU does not create any legal obligations or supersede any Laws or Regulations, and does not give rise to a right on the part of any of the Parties or any other governmental or non-governmental entity or any Person to legally challenge, directly or indirectly, the degree or manner of mutual co-operation by any of the Parties.

3.2 The Parties recognize that there may be additional determinations or assessments with respect to the requesting Party that are specifically required by a requested Party's Laws and Regulations before that requested Party may provide Information to the requesting Party. In order to make such determinations or assessments, the requested Party may require certain relevant Information and assurances from the requesting Party.

3.3 This MMOU operates in relation to a request by one or more Parties to another Party or Parties only to the extent that it is consistent with the terms of any bilateral or other multilateral arrangements between those Parties in relation to Audit Oversight and does

not supersede or amend any such bilateral or other multilateral arrangements. In the event of any inconsistency between this MMOU and such other arrangements, the bilateral or other multilateral arrangement will prevail.

3.4 This MMOU does not prohibit any of the Parties from taking measures with regard to Audit Oversight that are different from or in addition to the measures set forth in this MMOU.

3.5 The Parties recognize that transfers of personal data pursuant to this MMOU will be in compliance with their applicable Laws and Regulations for the protection of personal data, and that prior to any transfer, the Parties may need to conclude bilateral data protection agreements or ensure that data that may identify, directly or indirectly, a natural person (personal data) will not be a part of any Information transferred. This MMOU does not constitute consent on behalf of any natural person to the disclosure by a Party to another Party, or to any third party, of any personal data which is protected from disclosure under the Laws and Regulations of the jurisdiction of a Party.

4. Scope of co-operation

4.1 In general, this MMOU covers the exchange of Information between Parties for the purposes permitted or required by their Laws and Regulations, including Inspections, Investigations, Enforcement and/or Registration.

4.2 The Parties will endeavour to provide each other with the fullest assistance permissible in facilitating the exchange of Information to secure compliance with their respective Laws and Regulations in respect to Audit Oversight.

4.3 Cooperation under this MMOU may include:

(a) providing Information held by the requested Party regarding the matter set forth in the request for Information under Chapter 5; and

(b) when the Information is not already held by the requested Party:

(i) obtaining Information upon request of the requesting Party where permitted by the requested Party's Laws and Regulations, or alternatively,

(ii) using best efforts to assist the requesting Party to obtain Information regarding the matter set forth in the request for Information under Chapter 5, and, where permitted by the requested Party's Laws and Regulations, to facilitate the direct transfer of Information from the Auditor or other relevant Person(s) within the requested Party's jurisdiction.

5. Requests for Information

5.1 Requests for Information under this MMOU will be made in writing (including by e-mail) and addressed to an appropriate contact of the requested Party. In urgent circumstances, requests for Information may be made orally, and if required by the requested Party, such communication may be confirmed subsequently in writing.

5.2 Requests for Information will include the following:

(a) the Information requested;

(b) the purpose for which the Information will be used;

(c) the reasons why the Information is needed, including any pertinent facts underlying the request and, if applicable, the relevant provisions that may have been violated;

(d) an indication of the date by which the Information is needed;

(e) any Information known to, or in the possession of, the requesting Party that might assist the requested Party in identifying either the Persons believed to possess the Information sought or the places where such Information may be obtained;

(f) an indication of any special precautions that should be taken in collecting the requested Information due to investigatory considerations, including the sensitivity of such Information;

(g) an indication of whether the Information might, consistent with what the Party has disclosed as part of the Assessment Process (Annex C), be used for another purpose or onward shared under the provisions of Chapter 7, or made public under section 8.5, if no bilateral arrangements are in place.

5.3 The Parties recognize the importance of providing prompt and timely co-operation and exchange of Information for the purposes of Audit Oversight.

6. Execution of the request

6.1 Each request will be assessed on a case-by-case basis by the requested Party to determine the fullest extent of Information that can be provided under the terms of this MMOU and the procedures applicable in the jurisdiction of the requested Party. In any case where the request cannot be met in full within the desired time period, the requested Party will consult with the requesting Party to determine if there are alternative ways to meet the Audit Oversight objectives of the requesting Party.

6.2 A request for Information may, in particular, be denied by the requested Party where the request would require the requested Party to act in a manner that would violate its Laws and Regulations or the request is not made in accordance with the provisions of this MMOU.

6.3 Where a requested Party denies or is unable to provide all or part of the requested Information, the requested Party will identify the Information withheld, provide the reasons for not granting the Information, and consult according to section 9.1 with the requesting Party to determine if there are alternative ways to meet the Audit Oversight objectives of the requesting Party.

7. Permissible Use of Information and Onward Sharing

Any Information received in the course of co-operation for Audit Oversight purposes under this MMOU will not be used for any other purposes or onward shared (including use or onward sharing for criminal proceedings), except where:

(a) the use of Information for other purposes and/or onward sharing is addressed in a bilateral arrangement between the Parties; or,

(b) the requesting Party has obtained prior written consent from the requested Party for the use of Information for other purposes and/or for any onward sharing of such Information.

8. Confidentiality

8.1 Each Party will hold confidential all Information received in the course of co-operating under this MMOU, and will not disclose such Information other than as provided by Chapter 7 or sections 8.5 and 8.6. In addition, each requesting Party will ensure that such confidentiality also applies to those who are or have been authorized to have access to Information according to the applicable Laws and Regulations, in particular:

(a) persons employed, contracted by, or associated with the Party; or

(b) persons involved in the governance of the Party.

8.2 Notwithstanding section 8.1, after notifying the requesting Party, the requested Party may disclose the fact that a request for Information has been made to the extent necessary to execute the request. The Parties may consult and agree to disclose additional details regarding the request.

8.3 Each Party will:

(a) ensure that Information provided to it by another Party in response to a request under this MMOU is protected at least to the same extent and with the same care as it would protect its own Information of a similar nature and that it is retained and destroyed in accordance with appropriate retention policies.

(b) establish and maintain such safeguards as are necessary and appropriate to protect the confidentiality of the Information, including storing the Information in a secure location.

(c) comply with this MMOU and all its applicable Laws and Regulations concerning the collection, retention, storage, use and disclosure of Information; and

(d) ensure that any natural persons as referred to in section 8.1 who are partners, employees, officers or representatives of partnerships, companies and individuals that conduct audits of financial reports and who are authorized to have access to Information obtained from another Party under this MMOU:

(i) are bound by confidentiality requirements; and

(ii) do not participate in a matter where a 'reasonable person' would conclude that they may have a conflict of interest;

(iii) receive Information in relation to a matter where they may have a conflict of interest only when that Information can be effectively anonymised; or

(iv) are subject to other appropriate procedures to protect the Information and address any possible conflict of interest.

8.4 The provision of Information by a Party pursuant to this MMOU does not negate or waive any confidentiality or privilege that might otherwise attach to such Information.

Exceptions to confidentiality

8.5 A Party may issue its own public inspection reports that include Information received under this MMOU or in accordance to 3.5 under additional data protection agreements as permitted or required by its Laws and Regulations, including public reports that identify the Auditor inspected and the inspection results, but do not identify the names of the audit clients reviewed. Before issuing public inspection reports, the Party will give prior notice of the publication to the other Party if its Laws and Regulations do not prohibit such notice.

8.6 A Party may also publicly announce its jurisdiction's sanctions – including disciplinary measures - imposed upon Auditors as permitted or required by its Laws and Regulations. Before publicly announcing any sanctions imposed on an Auditor that is located in the other Party's jurisdiction, and subject to the other Party's authority, the Party will give prior notice of the announcement to the other Party if its Laws and Regulations do not prohibit such notice.

9. Consultations

9.1 In the case of specific requests made pursuant to this MMOU, the requesting Party and requested Party will consult with one another as necessary, for example, where a request for Information or consent for onward sharing may have been denied according to section 6.2 or Chapter 7 respectively. If it appears that responding to a request will involve a substantial cost to or administrative burden for the requested Party, the Parties will seek to narrow the request or may agree to cost sharing arrangements. In all consultations, the Parties will endeavour to co-operate to the fullest extent possible, keeping in mind that Audit Oversight is established to serve the public interest and protect investors in global markets. A request may be denied where consultation does not lead to a resolution. In such case, a requesting Party may take measures as provided in section 3.4.

9.2 The Parties may periodically consult on issues related to the matters covered by this MMOU and otherwise exchange views and share experiences and knowledge gained in the discharge of their respective duties to the extent consistent with their respective Laws and Regulations and will consult about matters of common concern with a view to improving its operation and resolving any issues that may arise.

The Parties may, for example, consult in the event of:

(a) a significant change in market or business conditions or in legislation where such change is relevant to the operation of this MMOU;

(b) a demonstrated change in the willingness or ability of a Party to meet the provisions of this MMOU; and

(c) any other circumstance that makes it necessary or appropriate to consult, amend or extend this MMOU in order to achieve its purposes.

10. Participation

10.1 IFIAR members may become a Party to this MMOU in accordance with the procedures set forth in the MMOU's Assessment Process (Annex C). The Assessment Process forms an integral part of this MMOU.

10.2 Subject to the announcement of a positive assessment, an IFIAR member will be added as a new Party under this MMOU by providing a signed copy of this MMOU to the IFIAR Secretariat.

10.3. Each Party agrees to notify the IFIAR Secretariat of any material change in circumstances that may be relevant to its ongoing participation in the MMOU, including changes in circumstances relating to the confidentiality of Information received from other Parties and relevant changes in the governance structure of the Party.

11. Termination

11.1 A Party may terminate its participation in this MMOU at any time upon written notice to the IFIAR Secretariat.

11.2 When a Party terminates its participation in this MMOU, co-operation and assistance by such Party with the other Parties under this MMOU will cease after having provided written notice to the IFIAR Secretariat of its termination of participation. The IFIAR Secretariat will immediately notify the other Parties to the MMOU of such termination.

11.3 A Party who ceases to be an IFIAR member automatically ceases to be a Party to this MMOU on the same date as the date of termination of its status as an IFIAR member, as determined under the IFIAR Charter.

11.4 In the event that it is considered that a Party no longer meets the requirements for continued participation in this MMOU, the Party's participation may be terminated in accordance with section 11.5. The requirements for continued participation are referred to in item 5 of the MMOU's Assessment Process (Annex C). For example, where a Party has failed to comply with provisions of the MMOU or where it contravenes the confidentiality regime, its participation may be terminated.

11.5 The IFIAR Officers may, after consultation with the IFIAR Advisory Council (or any successor IFIAR governing body), terminate the participation of a Party in this MMOU as described in section 11.4. In such a case, the Party's participation is terminated immediately upon the issuance of written confirmation by the IFIAR Chair to the terminated Party and to the other Parties.

11.6 In the event of the termination of a Party's participation in this MMOU, the Party will continue to treat Information obtained under this MMOU in the manner prescribed under Chapters 7 and 8.

11.7 This MMOU continues in force until superseded by a subsequent MMOU or until terminated by the members of IFIAR in accordance with the IFIAR Charter.

12. Effective date

The provisions of this MMOU become effective in relation to a Party on the date such Party executes a signed copy of this MMOU in accordance with section 10.2.

Annex A: List of the Signatories to the MMOU （省略）

Annex B: Explanatory Note

Annex C: Assessment Process （省略）

MULTILATERAL MEMORANDUM OF UNDERSTANDING

CONCERNING CO-OPERATION IN THE EXCHANGE OF INFORMATION

FOR

AUDIT OVERSIGHT

INTERNATIONAL FORUM OF INDEPENDENT AUDIT REGULATORS

ANNEX B

EXPLANATORY NOTE

(1) Purpose of the Explanatory Note

The Explanatory Note annexed to this MMOU explains why certain approaches were taken in the MMOU and how certain provisions were drafted in order to accommodate legal frameworks that may vary from signatory to signatory. Three general principles were followed in the creation of the MMOU:

- The MMOU is a framework for co-operation, and does not impose a limitation on Parties to make further co-operative arrangements;
- The MMOU seeks to maximize co-operation in a flexible approach with a goal to promote the public interest and to safeguard investors;
- The MMOU works within the scope of existing authorities so as not to require any signatory to change or act in a manner that is inconsistent with its regulatory regime.

In the event there is an inconsistency between the MMOU and the Explanatory Note, the MMOU is authoritative.

(2) Definitions

Because the MMOU includes many Parties whose terminology and scope of each definition might differ in each country, the MMOU sets forth definitions that are as neutral and generic as possible.

The term "**Auditor**" is intended to be expansive and to cover the competence of a given Party.

The definition of "**Information**" applies by its terms to non-public information "regardless of its form" meaning, for example, that if a Party to the MMOU receives information from another Party and subsequently incorporates that information into an internal working document or memorandum, the information that was received from the other Party under the MMOU and is subsequently incorporated into that document or memorandum remains subject to the provisions of the MMOU; or if a Party creates a translation of information received from another Party under the MMOU, the translation of such information would also be subject to the provisions of the MMOU.

'**Investigations**' is stated as a separate definition given there are jurisdictions where this is part of the enforcement-regime (i.e. Japan, USA) and other jurisdictions where it is part of the inspection-regime (for example France, the Netherlands). Including "Investigations", "Inspections" and "Enforcement" as separate definitions makes it clear that all of these activities are covered by the MMOU.

The definition of "**Laws and Regulations**" refers to relevant competences and regulatory powers of a Party and any standards that are applicable to Auditors in its jurisdiction, and also covers any relevant restrictions on gathering, obtaining and sharing of information by that Party. This

definition is used in the MMOU to ensure that domestic and supranational Laws and Regulations are respected. For example section 6.2 of the MMOU says that a request may be denied where the request would require the requested Party to act in a manner that would violate its Laws and Regulations.

The Parties recognize that the application of the definition of a "**Party**" may differ depending on the specific effects of a non-application clause (see further paragraph 12).

(3) MMOU as a non-binding instrument, sections 3.1 and 3.4

The MMOU expressly states it does not create any legal obligations, *i.e.* it is a non-binding agreement (sections 3.1 and 3.4). It cannot override any jurisdiction's laws or regulations and does not create any rights or obligations with respect to any of the Parties or other persons or entities. The non-binding character is also implicit throughout the MMOU through the use of non-binding words such as "may" or "should" with respect to the *framework* of co-operation. In contrast, once two or more Parties actually start co-operating under this MMOU, they have expectations that they will use best efforts to cooperate and act in accordance with the procedures set forth in the MMOU. For this reason stronger terminology – such as "will" is used with respect to the *process* of the co-operation. However, this use does not mean that the MMOU creates any enforceable rights or obligations.

(4) Additional determinations or assessments, section 3.2

The MMOU foresees that in some cases additional determinations or assessments may be needed before a Party may provide confidential information in response to a request. It is understood that, pursuant to a Party's Laws and Regulations, it might be required to undertake an additional assessment on a case-by-case basis.

Some examples of additional determinations/assessments are:

- Where the Laws and Regulations of a requested Party require compliance with additional (legal) requirements to the general assessment process. For example, the requested Party may have to determine first whether the requesting Party has some form of responsibility over the same tasks (registration, inspections, investigations and/or enforcement) and/or exercise similar/additional competences/authority as the requested Party.

- Where a separate legal imperative may be required to be met (see sections 3.2 and 3.5 of the MMOU).

  For example, the Parties of the European Union including Lichtenstein, Norway and Iceland (hereafter referred to as EU/EEA Parties) have informed the other

Parties that they may only share personal data for audit oversight purposes with non-EU/EEA Parties when:

- The jurisdiction of the non-EU/EEA Party has been subject to a positive Decision by the EC on the adequacy of protection of personal data (section 3.2);
- The EU/EEA Party and non-EU/EEA Party have a bilateral agreement on the protection of personal data (section 3.5); or
- When other specific requirements are met as set out in the Data Protection Directive (95/46/EC) (section 3.2).

- Where the Laws and Regulations of a Party require a case-by-case assessment of another Party's confidentiality regime and may impose additional requirements for confidentiality purposes.

Whether additional determinations or assessments may be needed by a Party, and the nature of those determinations or assessments, should be disclosed through the Assessment Process and be made available for information purposes on the Members' area of the IFIAR website.

(5) Effect of the MMOU on bilateral or multilateral arrangements, section 3.3

As noted in the general principles, the MMOU as a framework document anticipates bilateral arrangements where parties need or want to document more detailed technical points and protocols specific to their two regimes. Many IFIAR members have in place bilateral working arrangements that provide a specific level of co-operation which may include particular conditions and/or responsibilities. The MMOU is not intended to supersede, amend or interpret bilateral working arrangements that are in place or that will be negotiated in the future. Such working arrangements take precedence over the terms of the MMOU. Bilateral working arrangements are beneficial for the Parties to identify and work on specific points of cooperation that may not be provided by a multilateral arrangement.

- The EU/EEA Parties have informed the other Parties that when the MMOU is effective between an EU/EEA Party and a non EU/EEA Party according to the non-application clause (see further paragraph 12), the MMOU may be considered to serve as a working arrangement for the purposes of Article 47 Directive 2006/43/EC.

(6) Reciprocity and the need to accommodate different regulatory regimes, Chapter 4

While reciprocity is a fundamental legal principle in co-operation within many jurisdictions, the concept and application of reciprocity may vary among the Parties' jurisdictions. This does not

imply any limitations in all Parties' ability to cooperate in the exchange of information for audit oversight purposes.

Reciprocity issues under this MMOU should be resolved on a case-by-case basis between those Parties that seek to co-operate with one another (kindly refer to point (4) above about section 3.2 MMOU). Whilst some Parties may have the authority to obtain information on behalf of a foreign regulator, others may not, or they may allow a requesting Party to obtain the information directly from the Auditor. The requested Party may obtain the information or, alternatively, use best efforts to facilitate access to the information sought by the requesting Party (see section 4.3 paragraph (b)). Hence, the MMOU does not seek to define reciprocity or require it other than to set forth that each Party should be able to exchange information which is already held by the requested Party and to use best efforts to assist to obtain the information if the information is not already held by the Party, and, where permitted by the requested Party's Laws and Regulations, to facilitate direct access to that information by the other Party.
The ability of a regulator to obtain information for another regulator, or by alternative means, will be asked in the assessment process and will be duly mentioned in the Members' area of the IFIAR website for information purposes of the other Parties to the MMOU.

(7) Broadest scope possible, sections 4.2 and 4.3

The Parties to this MMOU seek to cooperate to the broadest extent possible consistent with their respective mandates and relevant Laws and Regulations in sharing non-public information for audit oversight (e.g. inspections, enforcement, and registration). In addition, the MMOU may provide a basis for the co-operation on supervisory colleges and multilateral inspections, although for these purposes the Parties may need to develop certain protocols.

(8) Denial of a request, sections 6.2 and 6.3

Section 6.2 outlines two grounds for the denial of a request. A request for information may be denied by the requested Party where the request would require the requested Party to act in a manner that would violate its Laws and Regulations or where the request is not made in accordance with the provisions of the MMOU.

Grounds to deny a request may vary from jurisdiction to jurisdiction, some examples under these general provisions may include:

- Where the provision of information would adversely affect the sovereignty, security, or public order of the requested Party;
- Where judicial proceedings have already been initiated or concluded in respect of the same actions and against the same persons in the requested Party's jurisdiction (Double jeopardy);
- Where final judgment has already been passed in respect of the same actions (for the same violations) and on the same statutory auditors or audit firms by the competent authorities of the requested Party;

- Where the protection of commercial interest of the audited entity, including its industrial and intellectual property, would be undermined;
- Where, in accordance with section 3.2 and/or 3.5, additional determinations or assessments with respect to the requesting Party may be needed before the requested Party may exchange confidential information;
- Where information would be provided to current practitioners as mentioned in section 8.3 (d).

Where a request is denied or likely to be denied, either in part or in whole, the Parties should consult with each other to find any alternative ways (see section 6.3). Section 6.3 refers to Chapter 9 on consultation.

(9) Permissible use of information and onward sharing, Chapter 7

The Parties to this MMOU are subject to various legal and regulatory requirements regarding the possible use and potential onward sharing of information received from another regulator. The MMOU provides that a Party would either need (a) to negotiate a bilateral arrangement on the use of information for other purposes and/or onward sharing of information or (b) to obtain prior written consent on a case-by-case basis to use any received information for purposes other than audit oversight or to share it with other domestic regulators/third parties. Chapter 7 is intended to cover such instances as onward sharing within the same organization (e.g. an integrated audit and securities/market regulator), with other domestic regulators (including a professional body), public prosecutors and regulators in another jurisdiction. In the case where the information becomes needed for criminal proceedings, this will not be considered under this MMOU as use for audit oversight purposes. Thus, where the information received or requested by the requesting Party is intended for an onward transfer to a public prosecutor or judge to be used in criminal proceedings, this is subject to Chapter 7.

Some Parties may have under their Laws and Regulations a legal obligation to onward share information under specific circumstances (or a legal obligation to use it for other purposes). To deal with such circumstances, a bilateral agreement between the two parties could set out specific arrangements to address such situations taking into account the legislation of these involved Parties (Chapter 7 under (a)). Given the various legislative frameworks of all the Parties to this MMOU, this cannot be dealt with in the MMOU itself.

Where a Party has legal obligations to use information for another purpose and/or onward share information in certain circumstances, this should be disclosed through the Assessment Process and will be made available for information purposes on the Members' area of the IFIAR website. This allows any Party in advance to assess the need for a bilateral agreement as mentioned in Chapter 7 with that Party before it decides to transfer any information to that Party under this MMOU.

When information is received under this MMOU from Party (A) and the receiving Party (B) wants to transfer the information to another Party (C) under this MMOU (onward sharing), Chapter 7 is applicable. However, if such a situation occurs, Party (C) should, as a principle, request information directly from Party (A).

(10) Confidentiality, Chapter 8

The sensitivity of information relating to audit oversight is well recognized. Disclosure of such information may cause financial and business implications to the audit client or the Auditor, may undercut administrative or even criminal actions, and may affect capital markets. Consequently, it is important for the Parties to ensure there are adequate safeguards in place to maintain the confidentiality of information exchanged. The MMOU gives prominence to confidentiality for these reasons.

The Chapter of the MMOU on confidentiality does not expressly consider the matter of sharing information with a professional body. Rather, Chapter 7 on permissible use and onward sharing is intended to cover such instances. If a requesting Party seeks to share information with a professional body, it will need to either obtain prior consent or enter into a bilateral arrangement with the requested Party.

Sections 8.5 and 8.6 refer to the issuing of public inspection reports or sanctions of *the requesting Party's own jurisdiction* and requires prior notice of publication to the extent a Party's Laws and Regulations permit. If the requesting Party does not have that authority to provide prior notice before it issues its own reports or sanctions, this should be disclosed to all Parties through the Assessment Process, and posted in the Members' area of the IFIAR website, so that the requested Party can take this into account when considering the request. Where permitted by a requesting Party's Law and Regulations, the prior notice may, upon request, identify the extent to which any information shared by the requested Party is published. Through the Assessment Process a Party should disclose its authority and/or requirements to publish inspection reports and announce sanctions that include personal data.

(11) Consultation, Chapter 9

Chapter 9 provides the basic mechanism for the Parties to resolve, conflicts of law, conflicting demands or varying mandates through consultation. Although, section 9.1 addresses the situation where a request would burden the requested Party disproportionately (in cost or administrative burden) and triggers consultation with the requesting Party, it may also, amongst other matters, include situations provided in sections 6.2 and 6.3. The reference to cost or burden is to the *Party* and should not reflect the cost or burden to the *Auditor* which may bear the costs of copying, reviewing and redacting, etc. as a compliance cost. It is understood that as the number of requests for information increase, there will be costs and burdens. As a general rule, all Parties should benefit from the co-operation framework and requested Parties should bear their own costs. It is recognized, however, that some requests, may involve substantial costs or administrative burdens

on the resources of the requested Party, and therefore could be an appropriate subject for consultation.

(12) Aim, effect and operation of a non-application clause

The MMOU provides a generic framework for cooperation in the exchange of information without mentioning any specific regime of a certain Party or Parties. Within the definition of "Laws and Regulations" (see above under (2)) the mandate of each Party involved will be decisive for the application of this MMOU in a certain case. However, an exception to this approach is made for the Parties of this MMOU that are EU/EEA-regulators.

The EU/EEA Parties have informed the other Parties that an EU/EEA Party only enters into a working arrangement for information exchange and shares certain information with non-EU/EEA regulators after - and as long as - the European Commission (EC) declares that regulator adequate for the purposes of Article 47 of Directive 2006/43/EC (Directive). Since that adequacy assessment is done by the EC before the MMOU is effective between an EU/EEA Party and a non-EU/EEA Party, the requirement is covered by the EU/EEA Parties signing with a non-application clause whereby the MMOU as a whole would not be effective as between an EU/EEA Party and any non-EU/EEA Party that had not been declared adequate by the EC. This means that the MMOU does not apply in relation to 'non-adequate third country' Parties regarding information under the scope of Article 47 of the Directive 2006/43/EC.

This non-application clause will have the effect that, according to the abovementioned information, the MMOU can only operate—and therefore only information can be exchanged—amongst Parties within each of the following groups:

(1) EU/EEA Parties;
(2) EU/EEA Parties and non-EU/EEA Parties that have been declared adequate by the European Commission through the adoption of an EC Decision;
(3) non EU/EEA Parties.

In other words, EU/EEA Parties are only considered as Parties as to an adequate declared non-EU/EEA Party and only so long as the non-EU/EEA Party continues to be declared adequate. Conversely, a non-EU/EEA Party that is not or no longer declared adequate by an EC Decision is not considered as a Party in relation to an EU/EEA Party.

The Assessment Group (as referred to in paragraph 4 of Annex C of the MMOU) may, on request, review the possibility for other non-application clauses. The use of non-application clauses should be consistent with the overall spirit of the MMOU to promote cooperation in the exchange of audit oversight information between audit regulators and limited to compelling circumstances, such as where laws and Regulations would prohibit cooperation with a particular regulator or where the overall relationship with a particular regulator would make cooperation

under the MMOU impossible to implement in practice. It is understood that any non-application clause will operate mutually, ensuring that neither the Party signing with a non-application clause nor the Party or Parties that are intended to be within its scope have any requirement under the MMOU to exchange information with one another, though the non-EU/EEA Party may elect to continue to share information on a voluntary basis despite the lack of reciprocity where it protects investors.

平成29年４月13日
公認会計士・監査審査会

第17回監査監督機関国際フォーラム（東京会合）について

第17回監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）が下記のとおり開催され、公認会計士・監査審査会からは、廣本会長が参加し、最近の監査監督に関する議論に参画し、各監査監督当局と意見交換を実施しました。概要につきましては、IFIAR事務局によるプレスリリースをご参照ください。

記

１．日程・開催場所
平成29年４月４日（火）～４月６日（木）
日本・東京

２．参加者
52のメンバー（各国・地域の監査監督機関）から、47の国・地域が本会合に参加

オブザーバー
バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、世界銀行（WB）、公益監視委員会（PIOB）　計６国際機関

議長
ジャニン・ファン・ディゲレン議長蘭金融市場庁（AFM）国際監査・会計・政策・基準設定部門長

３．主な議題
正副議長及び代表理事会理事国・地域の選任
IFIAR多国間情報交換枠組み（MMOU）への署名
監査法人のグローバルCEO等との監査品質に関する議論
基準設定主体と公益監視委員会（PIOB）との連携　等

４．プレスリリース
（原文）　・　（仮訳）

IFIARやその活動に関する更なる情報は、IFIARウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会　事務局総務試験室
03-3506-6000 (代表)(内線2432)

プレスリリース（仮訳）

監査監督国際フォーラムが東京に本部を設置；初となる代表理事会を開催

2017年4月3日‐6日（東京、日本）― 監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）の47のメンバーによる、国際的な監査品質向上のための年次総会が、公認会計士・監査審査会及び金融庁によって日本の東京で開催された。

IFIARのジャニン・ファン・ディゲレン議長及び金融庁の森信親長官は、日本におけるIFIARの新しい常設事務局の開設を祝うためのレセプションを共同開催した。

ファン・ディゲレン議長は「2016年4月、IFIARメンバーは、東京に常設事務局を設置することに合意した。そのちょうど1年後に開所式を開催できることを我々は大変光栄に思っており、金融庁によるこのプロセスを通じての多大なる支援に感謝している」と述べた。

森長官は「金融庁はIFIARが日本で新しく事務局を設置したことを嬉しく思う。我々は一元的な金融規制当局としての貢献を通して、グローバルな監査品質向上という目標の達成に向けてIFIARと協力していく」と付け加えた。

IFIAR常設事務局の開設とガバナンス改革の実施により、今後IFIARが代表理事会による主導となることは、2016年に10周年を迎えたこの国際機関にとっての重要な節目を示す。有効なガバナンスは、カール・レナー事務局長以下献身的な事務局と組み合わされることにより、グローバル監査品質の問題に効果的かつ効率的に対応するIFIARの能力を強化する。

IFIAR戦略と情報共有

年次総会において、IFIARは、監査品質のグローバルな問題に率先して影響を及ぼすこと、メンバーや利害関係者との連携を強化することを目的に、新たな戦略計画の概略について議論した。IFIARの多国間覚書（MMOU）が次に掲げる22のメンバーによって署名された：オーストラリア、ブラジル、カナダ、ケイマン諸島、台湾、チェコ、ドバイ、フランス、ジブラルタル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、リトアニア、ルクセンブルグ、マレーシア、オランダ、ニュージーランド、スロバキア、スイス、トルコ、英国、米国。本MMOUは、メンバー間の効果的な情報交換と協力関係を促進・強化し、より効率的かつ効果的な監査法人の規制に貢献する。

投資家及び利害関係者にとって重要な事項に関するアドバイザリーグループのアドバイス

IFIARの投資家・その他利害関係者ワーキンググループに対するアドバイザリーグループは昨年設立され、投資家、監査委員会の代表者や、また、グローバルな監査品質の向上及び投資家保護の促進というIFIARの目的を共有するその他の利害関係者によって構成されている。会合中、アドバイザリーグループのメンバーはIFIARに対して、投資家と利害関係者にとって重要な事項について助言を行った。重要なトピックとしては、監査品質と財務報告を監視するにあたっての監査委員会の役割がある。IFIARは、監査委員会の役割及び監査品質に関するペーパーを公表した。本ペーパーはこちらから入手できる。

監査品質に関するグローバルCEOとの対話

IFIARは、主にIFIARのグローバル監査品質ワーキンググループ（GAQWG）を通じて、6大グローバルネットワーク（BDO、デロイト、EY、グラントソントン、KPMG、PwC）のグローバルリーダーシップとの監査品質に関する対話を継続している。会合中、IFIARはグローバルCEOの6人それぞれと、数々の戦略的な問題について議論し、監査品質のさらなる向上やネットワークを通じた監査業務の一貫性の促進のための最近の取組み、組織文化が果たす役割や、新しいテクノロジーやデータ分析ツールが監査にもたらし得る変化や人材に与える影響についての考えを話し合った。CEOらはまた、多分野にわたるサービスの提供、コーポレートガバナンスの世界的な発展、強制法人ローテーションと入札に係る最近の経験について、彼らの考えを共有した。

IFIARの年次検査指摘事項報告書においてGAQWGメンバーが報告する監査不備の割合を減少させるためのイニシアチブについて、2015年、IFIARが提案を行い6大ネットワークファームが合意した。目標は、このワーキンググループのメンバーが報告する、一以上の指摘があった上場PIE監査について、2019年までに最低でも25%以上削減することである。IFIARは、このイニシアチブに関する中間報告を次回の検査指摘事項報告書において公表する予定である。

基準設定主体との会合

IFIARは国際的な基準設定主体であるIAASB（国際監査・保証基準審議会）、IESBA（国際会計士倫理基準審議会）及びPIOB（公益監視委員会）の代表と、どのように国際基準がグローバルな監査品質を向上させることができるかについて議論した。

第一回代表理事会

アブダビ、オーストラリア、カナダ、フランス、ドイツ、日本、韓国、オランダ、ノルウェー、シンガポール、南アフリカ、スイス、トルコ、英国、米国の監査監督当局は、IFIARにおける初の代表理事会の理事に選任された。カナダ公共会計責任委員会のブライアン・ハントCEO及びスイス連邦監査監督機構のフランク・シュナイダーCEOは、IFIARにおける議長と副議長としてそれぞれ選任された。第一回代表理事会は年次総会の直後に開催された。

***

IFIARについて

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006 年に組織され、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの52 の国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。次に掲げる機関は、IFIARの会合におけるオブザーバーである：バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）、世界銀行。公益に資するとともに投資家の保護を強化するため、IFIAR は、世界中の監査品質や規制実務についての対話や知見の共有を行うプラットフォームを提供し、規制活動の協調や一貫性を促す。IFIAR に関する更なる情報は、IFIAR ウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

平成30年３月12日
公認会計士・監査審査会

監査監督機関国際フォーラムによる「2017年検査指摘事項報告書」の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、IFIARのメンバーである各国監査監督当局を対象に、6回目となる検査指摘事項に関する調査を実施し、その結果を取りまとめた「2017年検査指摘事項報告書」（原題：Survey of Inspection Findings 2017）を公表しました。

なお、公認会計士・監査審査会は、本報告書の取りまとめに向けて設けられた作業チームに参画しており、引き続き当該取組みに貢献してまいります。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

- プレスリリース（原文）（PDF）・（仮訳）（PDF:151KB）
- 「2017年検査指摘事項報告書」（原文）（PDF）

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会事務局総務試験室
03-3506-6000　(内線2415)

プレスリリース（仮訳）

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は第６回 検査指摘事項調査の報告書を公表

2018 年 3 月 8 日

本日、IFIAR は、６大グローバル監査法人ネットワークに加盟している監査法人に対して、IFIAR メンバー当局が個別に行った検査から得られた６回目の年次検査指摘事項調査の結果に係る報告書を公表した。IFIAR は、法人全体の品質管理システムに対して行われた検査、及び、個別監査業務に対する検査の２種類の活動に係る情報を収集した。2017 年調査は、42 の IFIAR メンバー当局から回答があった。

IFIAR メンバー当局は、2017 年調査において、検査を受けた監査業務の 40%に少なくとも 1 つの指摘があったと報告した。これに対して、2016 年調査においては 42%、この計数を捕捉した初めての調査（2014 年調査）においては 47%であった。

調査結果は、リスクベースの監査業務選定等の要因から、監査法人の品質管理向上の進捗を厳密に測定するものではなく、今後の進展を考える際の唯一の要素ともならない。監査品質の包括的な評価には、検査の過程で特定され、報告された監査不備の数字上の情報を超えた様々な要素に対する判断が必要となる。

しかし、高い指摘率は改善が必要であることを示している。この点に関して、2015 年、IFIAR の国際監査品質作業部会（GAQWG）は、６大監査法人ネットワークに対し、IFIAR の年次検査指摘事項調査の中で報告される、不備の見つかった監査業務（少なくとも一つの指摘を受けたもの）を、当該作業部会のメンバー当局全体で 2019 年までに当初から 25%以上、すなわち 29%以下に削減するという目標を設定した。中間点にあたる 2017 年調査結果は、メンバー当局全体で 30%の指摘率を示している。６大監査法人ネットワークと個別メンバーファームは、これらの地域で、監査不備に対処すべく数年かけて行動している。６大監査法人ネットワークは、2019 年の目標以上にまで、指摘の全体的水準を維持、減少させる努力を継続すべく自らのコミットメントを表明している。

個別監査業務の検査から得られた指摘の数は、前回の調査と比較すると全般的に減少しているものの、全ての地域で進捗があるわけではなく、その度合いも同じではない。その上、法人全体の品質管理システムの検査から得られた指摘は、何らかの傾向を示しているわけではない。この結果は、グローバルネットワークが品質管理システムを向上させ、高品質な監査の世界中で一貫した実施を促すべく、努力を続ける必要があるとする IFIAR の見解を支持するものである。

検査指摘事項調査

IFIAR の年次検査指摘事項調査は、システム上重要な金融機関（SIFIs）を含む上場企業の監査、及び、監査法人の品質管理システムについて、IFIAR メンバー当局から提出された主要な検査結果をまとめたものである。検査指摘事項は、監査法人が監査意見を裏付けるのに十分かつ適切な監査証拠を入手していなかったことを示す、監査手続上の不備である。しかし、このことは当該財務諸表にも重要な虚偽表示があることを示唆するものでは必ずしもない。

***

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、2006 年に組織され、現在では、アフリカ、北米、南米、アジア、オセアニア、ヨーロッパの 52 か国・地域の独立した監査監督当局で構成されている。公益に資するとともに投資家の保護を強化するため、IFIAR は、世界中の監査品質や規制実施について、対話や知見の共有ができるプラットフォームを提供し、規制活動について協調や一貫性を促す。IFIAR の公式のオブザーバーは、バーゼル銀行監督委員会（BCBS）、欧州委員会（EC）、金融安定理事会（FSB）、保険監督者国際機構（IAIS）、証券監督者国際機構（IOSCO）、公益監視委員会（PIOB）及び世界銀行である。IFIAR に関する更なる情報は、IFIAR ウェブサイト（www.ifiar.org）を参照されたい。

平成29年４月17日
公認会計士・監査審査会

監査監督機関国際フォーラムによる監査委員会に関する報告書の公表について

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）は、４月７日、「監査委員会と監査品質：傾向と更なる検討となり得る分野」（原題：Audit Committees and Audit Quality: Trends and Possible Areas for Further Consideration）と題する報告書を公表しました。

詳細につきましては、以下をご覧ください。

・「監査委員会と監査品質：傾向と更なる検討となり得る分野」
（原　文）

お問い合わせ先

公認会計士・監査審査会　事務局総務試験室
03-3506-6000 (代表)(内線2432)

Audit Committees and Audit Quality: Trends and Possible Areas for Further Consideration

1 Introduction

The audit committee plays an important role in oversight of audit quality and financial reporting. The audit committee may also oversee the risk management system of a company, including financial, operational and compliance risks. Concerns as to the impact of ineffective audit committees in the financial reporting failures at the turn of the 21st century have resulted in tighter regulatory and monitoring frameworks for audit committees across the globe. Even though the importance of audit committees is widely acknowledged, one study - by the University Utara Malaysia - has demonstrated that an independent audit committee is often not opted for voluntarily. Instead, the study noted a trend to have audit committees operate only in accordance with the minimum requirements as prescribed by local law.[1]

Direct supervision on audit committees by audit regulators is uncommon. Many IFIAR members do not have jurisdiction over audit committees or only in a monitoring capacity (EU). At the same time, audit regulators (whether they have jurisdiction or not) and audit committees share a central role in the support of audit quality and might help to improve audit quality by working together, *e.g.* by sharing information. This IFIAR paper provides information with the aim of developing a better understanding of how audit committees function under existing requirements. It also raises questions and identifies areas for further consideration that might provoke discussion among interested parties, such as investors, audit committee members, (audit) regulators and policymakers and also lead to improvement in individual jurisdictions, *e.g.* on whether audit regulators should share their inspection findings directly with audit committees. As such, the paper is intended to provide food for thought for those with jurisdiction over audit committees and all other interested stakeholders. This paper is not binding, nor an IFIAR position paper.

[1] Strengthening Corporate Governance Through An Audit Committee: An Empirical Study, article in Wulfenia 23(2):2-27, February 2016, https://www.researchgate.net/publication/293826024_STRENGTHENING_CORPORATE_GOVERNANCE_THROUGH_AN_AUDIT_COMMITTEE_AN_EMPIRICAL_STUDY

The purpose of this paper is to describe the state of play with respect to existing audit committee requirements around the world. In doing so, the paper draws heavily on a recent survey from the International Organization of Securities Commissions' ("IOSCO"). Secondly, the paper asks questions and identifies areas for further consideration by interested parties, both those IFIAR Members with jurisdiction over audit committees or in a monitoring capacity, as well as other interested stakeholders. For audit regulators that do not have jurisdiction over audit committees, the paper is for information purposes only.

The paper is structured as follows: Chapter 2 provides an executive summary. Chapter 3 elaborates on the results from the IOSCO Survey Report on Audit Committee Oversight of Auditors ("the 2016 Survey") on requirements related to audit committees. Chapter 3 also includes observations about the operation of audit committees in various jurisdictions around the world. Based on the information provided in the previous chapter, Chapter 4 raises various questions related to the oversight role of audit committees and their interaction with audit regulators, and also identifies areas for further consideration that might further enhance audit quality. Chapter 5 offers some brief concluding remarks.

Disclaimer

The content of this paper, including the questions raised and areas for consideration suggested in this paper, reflect the views expressed by some, but not necessarily all, of the Members of IFIAR. They are not intended to include, or reflect, any or all the views of individual Members. Nothing in this paper is binding on any Member nor gives rise to any legal rights or obligations. Members participate in IFIAR in accordance with their respective legal and policy frameworks, which are in no way affected by anything in this paper.

2 Executive Summary

Audit committees play an important role in audit quality oversight and in improving audit quality globally. A recent IOSCO survey of audit committee requirements around the world demonstrates that there is much common ground with respect to such requirements.

For example, in many jurisdictions:

- Audit committees (or some similar governance entity) are required within listed companies, and there are also requirements regarding the independence, special skills and expertise of audit committee members;
- The audit committee is responsible for or should at least play an active role in the selection of the external auditor, determination of the audit fees and the periodic assessment of auditor performance;
- The audit committee should set the policy for and monitor the provision of non-audit services by the auditor, including specific tax or advisory services to the audited entity; and
- Effective engagement and communication between the audit committee and the auditor is encouraged.

This paper also raises questions and identifies areas for further consideration that could enhance the role of audit committees in improving audit quality. For example, the following areas might benefit from further consideration, discussion and research by regulators, audit committees, shareholders and audit firms:

- The desirability of criteria that define and determine the independence, special skills and expertise of audit committees.
- To enable the audit committee to make more appropriate assessment of the auditor's performance, the utility of:

    - having a set of Audit Quality Indicators ("AQIs") which audit committees could use to engage auditors in audit quality matters;
    - asking audit firms and audit committees to consult with each other regarding the findings by the independent audit regulator of the reviews of the quality of statutory audits;
    - providing more detailed expectations for periodic assessments of auditor performance; and/or
    - asking audit committees to make use of other sources of information besides their own experiences and information from the company's management, which may not always be complete and objective.

- Engaging shareholders in auditor selection.
- Involving investors with audit committees as a way to incentivize audit firms to sharpen their focus on audit quality.
- How communications from audit regulators, the audit firms and shareholders to the audit committee can serve to improve audit quality.
- The use of a "comply or explain" procedure in carrying out various responsibilities of the audit committee, for example when an audit failure is exposed

The following chapter reviews the IOSCO Survey on requirements related to audit committees and provides a number of observations about the operation of audit committees in various jurisdictions around the world.

3 IOSCO's Survey provides a good starting point for understanding existing requirements for audit committees and identifying possible areas for further consideration

In 2016, the Audit Quality Task Force ("AQTF") of IOSCO's Board surveyed its ordinary members to gain a better understanding of the current requirements of its members related to the audit committee's oversight of the auditor and the audit process of publicly listed entities in IOSCO member jurisdictions ("the 2016 Survey").[2] These requirements include both existing legal and regulatory requirements, as well as soft law requirements, such as self-regulatory codes or best practices documents. In total, 47 IOSCO members took part in the survey.[3] The core areas covered by the 2016 Survey are the following: Audit Committee Requirements; Selection of the External Auditor and Fee Determination; Audit Committee's Role and requirements to Oversee the Audit and the Auditor; Periodic Assessment of auditor performance; Auditor's Communication with the Audit Committee; and Audit Committee Reporting to Shareholders.

A comparison of the 2016 Survey with IOSCO's previous survey of audit committee requirements in 2004 ("the 2004 Survey") illustrates that audit committees have been established in a growing number of jurisdictions. It indicates a promising progress which is welcomed by IFIAR. The information provided by the 2016 Survey have also helped in the identification of possible areas for further consideration related to audit committees.

3.1 Audit committees often require independence, special skills and expertise

Most of the responding jurisdictions in the 2016 Survey require an audit committee or a committee with similar functions. In all jurisdictions that have such a requirement, it is compulsory that at least one audit committee member is an independent non-executive director. Some require more than one, or all, audit committee members to be independent. The respondents reported various criteria which they apply to determine independence. Some take an objective approach (*e.g.* by considering share ownership percentage), while others take a more subjective approach (*e.g.* whether the audit committee member is independent of management and free from any business or other relationship that could interfere with the exercise of independent judgement or the ability to act in the best interest of a publicly listed entity). In addition, some jurisdictions limit the maximum total term for an audit committee member's (re-)appointment. These terms normally range from 6 to 12 years and may in some cases be aligned with other corporate governance requirements.

[2] http://www.iosco.org/library/pubdocs/pdf/IOSCOPD531.pdf
[3] Argentina, Australia, The Bahamas, Belgium, Brazil, Canada, Chile, China, Czech Republic, Denmark, Dominican Republic, El Salvador, France, Germany, Greece, Hong Kong, Hungary, India, Ireland, Israel, Jamaica, Japan, Lithuania, Luxembourg, Malawi, Malaysia, Mauritius, Mexico, The Netherlands, Oman, Pakistan, Poland, Portugal, Russia, Slovenia, Spain, Sri Lanka, Republic of Srpska, Sweden, Switzerland, Chinese Taipei, Thailand, Tunisia, Turkey, United Arab Emirates, United Kingdom, United States of America.

In the vast majority of the responding jurisdictions, one or more member(s) of the audit committee must possess special skills or experience. However, there is not a uniform approach as to whether the requirement is applicable to one member, several members, or all members of the audit committee. A limited number of jurisdictions apply incremental requirements only to the chair of the audit committee.

Independence

Ensuring the independence, objectivity and professional scepticism of the audit committee can be facilitated, for instance, by requiring the chair as well as the majority of the audit committee to be independent. Such a practice is in place in a number of jurisdictions.

Observed practice in many jurisdictions

Before a former audit practitioner can become an audit committee member, full departure and financial separation from the audit firm is required. Stock exchange listing rules require that the publicly listed entity itself establish clear hiring policies for employees or former employees of the independent auditor. It is also observed that further restrictions apply in the auditing and ethics standards.

Special skills and expertise

Specifying the required skills and expertise of audit committee members can contribute to the effectiveness of the audit committee. The increasing complexity of businesses, financial reporting, internal controls and the audit has an impact on both the scope and nature of the responsibilities of the audit committee. Therefore, it is important that the individual audit committee members possess appropriate expertise. Furthermore, the collective competence of an audit committee should be such that it is able to effectively carry out its responsibilities. Thus, it is important that the audit committee as a whole possesses the appropriate skills needed to carry out its work in a responsible manner.[4] Various stakeholders have emphasized the benefit of an audit committee composed of members with diverse experience and expertise and encourage a complement of financial and non-financial expertise to enhance the objectivity and scepticism of committee members.[5] In considering financial expertise, there should not be an undue emphasis on qualifications, but current and relevant experience should also be considered, for instance by having a background as a
Chief Financial Officer (CFO).

Chair

The importance of strong leadership qualities for the chair of the audit committee has been emphasized by various commentators.[6]

[4] Accountancy Europe recommendation for improvements of audit committees no. 4 http://www.accountancyeurope.eu/wp-content/uploads/Discussion_Paper_on_Audit_Committees_120615.pdf
[5] Global Observations on the Role of the Audit Committee, A summary of Roundtable Discussions http://thecaq.org/sites/default/files/globalobservationsontheroleoftheauditcommittee.pdf
[6] Global Observations on the Role of the Audit Committee, A summary of Roundtable Discussions http://thecaq.org/sites/default/files/globalobservationsontheroleoftheauditcommittee.pdf

3.2 The audit committee often plays an active role in the selection of the external auditor and in fee determination

The audit committee is involved in the initial selection and the subsequent re-appointment of the external auditor in the vast majority of responding jurisdictions in the 2016 Survey. They are either directly responsible or they are involved by means of making a recommendation to the board of directors (or equivalent body). For instance, the EU audit reform legislation requires that the audit committee be responsible for auditor selection procedure and also define the selection procedure.[7] On the other hand, the audit committee is often *not* involved in the determination of the audit fee According again to the 2016 Survey, in only some of the reporting jurisdictions is the audit committee required to make a recommendation or assessment of the audit fee for the consideration of the board of directors and in only a minority of the reporting jurisdictions is the audit committee directly responsible for the determination or approval of the audit fee, without further consideration by the board of directors.

Observed practice in many jurisdictions

The audit committee, in its capacity as a committee of the board of directors, is directly responsible for the selection and re-appointment of the auditor.

Quality First

It is a widely accepted view that it is not appropriate for the audited entity's management to appoint its own auditor. The selection of the auditor should be based more on the quality of the auditor than on fee considerations. In cases where the selection process is determined or significantly influenced by audit committees, this generally results in a more in-depth external audit (*e.g.* lower materiality threshold, greater degree of professional scepticism). It has also been suggested that auditors should not accept engagements where the audit committee is not leading the selection process.

In addition, it has also been suggested that, given the significance and complexity of the selection of an auditor, and recognizing that investors are the ultimate clients for a statutory audit, investors should be engaged in the selection process for the auditor. The audit committee could, for instance, include shareholder views and perceptions in risk indicator analyses. Moreover, by not including observations and perceptions from investors in the selection and evaluation of the auditor, investors may build in extra cost of capital for the audited entity.[8] A recent investor perception study carried out in Singapore also indicated that investors would like to engage with audit committees more and would like audit committees to explain to them the basis for selecting auditors.[9] This also comes from notes on good practice on audit tenders published recently by the Financial Reporting Council (FRC)[10].

[7] Directive 2014/56/EU − Article 39.6 (f), Regulation 537/2014 − Article 16
[8] Panel session with the Advisory Group to the IOSWG, IFIAR plenary meeting, 20 April 2016
[9] ACRA-SGX-SID Investor Perception Study https://www.acra.gov.sg/Into_the_Minds_of_Investors/
[10] Audit Tenders Notes on Best Practice, FRC, February 2017, https://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/Audit-Quality-Review/Audit-Tenders-notes-on-best-practice.pdf

Once the selection of the auditor is made, the determination of the audit fee can be the outcome of a careful consideration of different factors. Since investors pay the auditor's fee in their capacity as shareholders of the audited entity, this is often presented as the reason why the audit committee should actively engage with investors over the level of the fee. Ultimately, the fee should be dependent on the scope and quality of the audit and investors are not likely to accept a fee level that only delivers a low quality, high risk audit.

3.3 The role of the audit committee with respect to auditor independence and the provision of non-audit services by the auditor, including tax or advisory services, to the audited entity

In almost every reporting jurisdiction in the 2016 Survey, the audit committee is responsible for assessing and ensuring the independence of the auditor. In most cases, this assessment occurs only upon the appointment and re-appointment of the auditor. Many jurisdictions also noted that the applicable audit standards require the auditor to report to the audit committee whenever his or her independence is potentially impaired and to explain the safeguards in place to protect independence. In addition, in order to ensure auditor independence, the vast majority of the respondents prohibit the provision of certain non-audit services or, alternatively, require approval for certain non-audit services by the audit committee.

3.4 Periodic assessment of auditor performance is an important task of the audit committee in many jurisdictions

In approximately three quarters of the responding jurisdictions in the 2016 Survey, audit committees are responsible for periodically assessing auditor performance. In the majority of those jurisdictions, however, the specific factors to be considered are not set out in the relevant laws and regulations. Most audit committees choose to take into account the overall effectiveness of the audit process and their experience with the auditors by looking at quality and service.

Assessing audit quality can be a challenge for the audit committee. For example, research by the Dutch Authority for the Financial Markets ("AFM") revealed that audit committees in the Netherlands tend to use their own experiences and information from the company's executive board for this purpose. They have limited access to or awareness of the findings of the internal quality reviews carried out by the audit firm on audit files or of the findings of reviews of the audit firm by the AFM or other supervisors.

Observed practice in many jurisdictions

Audit committees are required to establish and subsequently monitor a mechanism by which the audit committee can be alerted to complaints related to accounting, internal controls or auditing matters. Such a complaint monitoring mechanism (e.g. a whistle-blower hotline) can be used to monitor auditor performance, in addition to management's performance.

On the other hand, drawing on evidence from own enquiries of the audit committee is also very valid. UK's FRC has developed a practice aid at the request of and with the input of audit committee members, which asked for guidance as to how to structure and obtain evidence to support their assessment of the external audit. The practice aid sets out how audit committees might obtain such evidence in the course of undertaking normal oversight of the financial reporting process; including drawing on the audit committee's observations of, and interactions with, the auditors and through interactions with management, company personnel and from external parties such as regulators.[11]

In recent times, greater emphasis has also been placed on measuring audit quality through the development of audit quality indicators ("AQIs") by some regulators, oversight bodies, professional bodies and audit firms[12]. Such indicators may help audit committees to make a more objective evaluation of the auditor's performance on audit quality, although it is recognised that selection of appropriate AQIs is key and that a range of more subjective factors will also be relevant.

Observed practice in the European Union

Jurisdictions that advocate transparency to all stakeholders require a Transparency Report. Recent European Audit Regulation contains specific requirements for the statutory audit of Public Interest Entities (PIE) and requires the auditor to prepare an additional report for the audit committee. In this additional report, the auditor explains the results of the statutory audit performed and includes information with respect to his communication with the audit committee, his findings in relation to (suspected or identified) non-compliance, to the extent these findings are considered to be relevant to the ability of the audit committee to perform its duties.

[11] Audit Quality Practice Aid for Audit Committees, FRC, May 2015, https://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/Audit-and-Assurance-Team/Audit-Quality-Practice-Aid-for-Audit-Committees.pdf
[12] Accountancy Europe's Overview of Audit Quality Indicators Initiative: http://www.accountancyeurope.eu/wp-content/uploads/1607_Update_of_Overview_of_AQIs.pdf

3.5 Effective communication between the auditor and the audit committee is widely required

In most of the responding jurisdictions in the 2016 Survey, the auditor is required to communicate with the audit committee. The level of detail and formalisation of requirements on communication varies widely across jurisdictions. Some respondents require an auditor to report on details and insights that are not provided in the ordinary audit report, such as the nature and extent of the auditors public reporting.

Observed practice in many jurisdictions

There are audit committee networks in which audit committees share (best) practices and Audit Committee Institutes that provide guidance and various resources in order to update and refresh the skills and knowledge of audit committees.

In addition, in some jurisdictions, which are nearly all European, the audit committee receives a report about the governance of the audit firm and elements of its system of quality control for financial statement audits.

The above suggests that the auditor's communication with the audit committee can be an important part of the audit process and that enhanced communication between the auditor and the audit committee can be beneficial to both parties in their respective duties. Moreover, communication between the auditor and the audit committee can facilitate the audit committee's periodic assessment of auditor performance because it reduces the information gap.

Observed practice in some jurisdictions

While not an explicit requirement for the audit committee to meet with the auditor without management present, a private meeting at yearly intervals is common practice.

To assist audit committees in communicating with auditors, some regulators provide practice aids or questions.[13] These offered a model and inspiration for annex 1 which provides various questions that audit committee members may want to ask their auditors.

[13] For instance a) the PCAOB Audit Committee Dialogue, May 2015, https://pcaobus.org/sites/digitalpublications/Pages/auditcommittees.aspx, and the b) FRC Audit Quality Practice aid for audit committee, May 2015, https://www.frc.org.uk/Our-Work/Publications/Audit-and-Assurance-Team/Audit-Quality-Practice-Aid-for-Audit-Committee-(1).pdf

Observed practice in a number of jurisdictions

Examples of guidance provided by some regulators on how audit committees might conduct their assessment of the effectiveness of the external audit include:

- *highlighting factors related to audit quality that audit committees could consider when making their assessment and steps they could take in doing so;*
- *describing possible inputs (sources of evidence) for the audit committee's assessment;*
- *discussing the key professional judgments the auditor makes during the audit and how audit committees might assess them; and / or*
- *describing three elements that audit committees can consider when evaluating the quality of their auditor: (i) Skills, Character and Knowledge; (ii) Mindset and Culture; and (iii) Quality Control.*

3.6 Communication from the audit committee to the shareholders

According to the 2016 Survey, half of the responding jurisdictions have established minimum requirements for audit committees to report to shareholders on the oversight of the auditor.

Shareholders have an (increasing) interest in understanding the role and performance of the auditor. By involving investors via the audit committees, the audit firms may feel an extra incentive to sharpen their focus on audit quality.

Observed practice

For those jurisdictions with audit committee reporting requirements to shareholders, many of the respondents noted that the requirements include the following disclosures:

1. *approach to appointing or re-appointing the auditor;*
2. *how the audit committee assessed threats to auditor independence;*
3. *work performed by the audit committee in overseeing the auditor; and*
4. *how the audit committee assessed the effectiveness of the audit process.*

4 Questions and Possible Areas for Further Consideration

The previous chapter discussed the results from the IOSCO Survey Report on Audit Committee Oversight of Auditors ("the 2016 Survey") on requirements related to audit committees, and also provided a number of observations about the operation of audit committees in various jurisdictions around the world. Based on the information in the previous chapter, this chapter poses various questions and identifies possible areas for further consideration about how to improve the oversight role of audit committees in order to further enhance audit quality globally. Many of the ideas presented below have previously been the subject of discussion in various jurisdictions around the world and will therefore benefit from additional discussion at the international level by interested parties, such as investors, audit committee members, (audit) regulators and policymakers as well as from academic research.

A. In order to enhance audit quality, to what extent should audit committee requirements address independence and special skills and expertise?

Independence

As can be noted from the results of the 2016 Survey, it is important for the audit committee to be independent. However, there are various criteria that may be applied in order to define and determine the independence of audit committee members. Would it be worthwhile to further explore which criteria should define and determine independence, and how could such criteria serve to enhance audit quality? Examples of such criteria that have been considered elsewhere but might benefit from additional discussion are:

- the maximum term that an audit committee member may serve in his or her role;
- the relationships and other functions the audit committee member is allowed to maintain while serving on the committee; and
- the maximum share ownership percentage the audit committee member may hold, either directly or indirectly through the entities the member represents or has links with.

Special skills and expertise

In the vast majority of the responding jurisdictions in the 2016 Survey, one or more member(s) of the audit committee must possess special skills or experience relevant to the company in question. The skills or expertise required for the individual member and the audit committee collectively vary across jurisdictions.To what extent might the following criteria serve to enhance audit quality?

- Required "competencies" for an audit committee member. Examples could be a university degree in economics or finance, a professional qualification from a relevant professional organisation or significant professional and practical experience in accounting/auditing.[14]
- Required qualifications, for instance a background in finance or qualifications in the field of IT.
- A validity period of such qualifications and a continuing education system to ensure that members stay up to date with the latest developments in their field.
- The composition of the audit committee and whether only non-executive directors should act as audit committee members. Such a requirement could include the exclusion of management including the CFO of the company from the audit committee.[15]

B. What factors should be taken into account in the periodic assessment of the auditor's performance?

In the majority of jurisdictions taking part in the 2016 Survey, the audit committee assesses the auditor's performance periodically. To what extent would it be beneficial for audit committees, in making their periodic assessment, to:

- have a framework of Audit Quality Indicators (AQI's) which audit committees can use in their discussion with auditors on audit quality. It is recognised that the selection of appropriate AQI's is key, however this discussion is still controversial and pending. Therefore, a range of more subjective factors may remain relevant;
- ask audit firms for their findings in the internal quality reviews. The audit committee could also request for the quality reviews of statutory audits by the independent audit regulator. These findings could be consequently discussed within the audit committee and be reflected on in future engagements and evaluations;
- provide a more detailed expectation for the periodic assessments of the auditor performance; and
- make use of sources of information that supplements to their own experiences and information provided by the company's executive board which potentially provides more objectivity.

The periodic assessment of the auditor by the audit committee provides an opportunity to review the quality of the audit being produced by the auditor. If such assessment only occurs on a periodic basis, the auditor could be expected to provide more attention to quality only at the time of the assessment. In between these periodic assessments, however, the auditor might feel less pressure from audit committees to provide high quality audits. This leads to the following questions:

[14] Accountancy Europe recommendation for improvements of audit committees no. 5 http://www.accountancyeurope.eu/wp-content/uploads/Discussion_Paper_on_Audit_Committees_120615.pdf
[15] Accountancy Europe recommendation for improvements of audit committees no. 2 http://www.accountancyeurope.eu/wp-content/uploads/Discussion_Paper_on_Audit_Committees_120615.pdf

- Would the auditor be more likely to deliver more consistently a high quality audit if audit committees were to demonstrate a more continuous interest in the quality of an audit and the outcome of a root cause analysis, for example, by putting, each audit on the agenda of the annual general meeting of the audited entity?
- What could be done to provide impetus to the audit committee to carefully monitor the audit and the auditor to ensure that deficiencies were prevented, or if not, at least exposed at an earlier stage?
- In the case of an audit failure without an appropriate remediation plan, what should be the response of the audit committee?
- Should it recommend not to reappoint the auditor or, as a last resort, propose to end the audit engagement with the auditor or the audit firm in question, or if it chooses not to do so, should it provide a reasonable explanation for retaining the auditor?
- In other words, should an internal procedure or a "comply or explain" practice be considered for the (dis)continuity of the auditor or audit firm by the audit committee in case of, for example, an audit failure or an ineffective root cause analysis?

C. How can communications with the audit committee serve to improve audit quality?

The 2016 Survey revealed that, in most responding jurisdictions, audit committees are responsible for periodically assessing the auditor's performance without being subject to specific requirements regarding the factors that they need to consider in making this assessment. It may be of interest to further explore ways in which various communication channels could be beneficial to the audit committee's efforts to oversee the quality of an audit.

Communication between the audit regulator and the audit committee

It is a practical reality that audit regulators cannot draw statistically significant conclusions on the full set of audits performed by a large global audit firm. Generally, a risk-based approach is applied. Inspections findings which point at inconsistent quality are representative for internal control weaknesses and lack of duty of care applied within an audit firm. Checks and balances being absent or dis-functioning, will have a potential negative impact on any engagement. It can therefore be considered valuable for all quality assessments by audit committees to discuss the findings of the independent audit regulator(s) and risk mitigating actions proposed/taken, even though an audit was not selected by the audit regulator. This leads to the following questions:

- Would it be beneficial if audit regulators were to share their inspection findings directly with audit committees? If yes;
- Would this provide audit committees with a useful source of objective information about the performance of the auditor and would the audit committee be better positioned to further improve its assessment function? If so;

- Should such information be disclosed for an individual audit, or at a higher level about the firm itself, and not related to any specific issuer audit?

Communication between the audit firm and the audit committee
If audit firms were to share their inspection results as well as information on their quality control function with the audit committee would this reduce the information gap and better position the audit committee to further improve its assessment function? Would the external auditor provide the audit committee with useful insights when they meet more frequently?

Communication between the shareholders and the audit committee
Would some form of communication from the audit committee to the shareholders regarding the audit and the auditor's performance be worthwhile? If so, should it be encouraged through a 'comply or explain' reporting approach?

Communication between the internal auditor and the audit committee
Would the audit committee benefit from receiving information about the activities of the internal auditor – mainly focusing on the effectiveness of the internal risk management and control systems – including the internal auditor's interactions with and views about the audit firm?

5 Conclusion

The intention of this paper has been to provide information about the current role played by, and existing requirements relating to, audit committees in various jurisdictions around the world in order to contribute to a better understanding of these matters by interested parties and to enhance awareness about the potential impact of audit committees on audit quality globally. The paper also raises questions and identifies areas for further consideration by investors, audit committee members, (audit) regulators and policymakers with respect to how the audit committee might play an even greater role in improving audit quality in the future than is currently the case. Further research, including from academia, is encouraged to provide insights about audit committee practices and their influence on audit quality.

Annex 1 – Possible Questions for Your Auditor (not limitative)

Materiality
Judgments about materiality are critical to the audit. The auditor has to determine an 'overall' level of materiality, this is essentially a judgment the auditor makes about the level of errors (misstatements) that would render the financial statements unacceptably incorrect. In planning the audit, materiality, taken together with the risk assessment, drives the extent and nature of the audit work. **Failure to make appropriate materiality judgments, or to update materiality during the audit, reduces audit quality by driving an inappropriate work effort, even if the auditor's risk assessment is valid.**
Examples of matters audit committees may consider when assessing the auditor's judgments about materiality: • What are the bases for the materiality levels set, and how appropriate are those benchmarks used by the auditor in determining materiality levels? How do these reflect the needs and expectations of users? • What is the overall performance materiality and what factors were taken into account in determining it? • How will materiality levels affect the scope and level of audit work? Is the auditor applying their informed judgment or adopting a limit in the audit firm's methodology with little or no judgment? What are the reasons for any change in materiality levels, and how does this affect the level of auditor's work? • What is the auditor's approach to qualitative aspects of materiality, for example, how does the auditor evaluate misstatements in narrative disclosures? • Have materiality levels been adjusted in the light of significant events arising near the year end and/or actual results that are very different from plan? • At what level are identified misstatements reported to the audit committee and why?

Nature and extent of audit work
The auditor has to make judgments about the nature and extent of audit work that needs to be performed, so that it is responsive to the risks identified, and takes account of the materiality levels set. **Designing an appropriate response to the risks identified requires the auditor to use their auditing skills to design tests of the financial reporting processes and controls and/or the reported financial information that will enable them to evaluate whether the identified risks have materialised.**
Examples of matters audit committees may consider when assessing the auditor's judgments about audit testing included: • Has the auditor been able to articulate their testing strategy in a manner that is understandable? • Are there specific areas of risk that are of greater concern to the audit committee, where they might want to probe the auditor's judgments more deeply? • To what extent does the auditor intend to rely on the effectiveness of internal controls? Is this consistent with the audit committee's understanding of the reliability of the company's relevant internal controls? • Can the auditor clearly explain their testing strategy in relation to fraud, revenue recognition, laws and regulation, and management override of controls?

Auditing estimates, including fair value measurements, and disclosures

Accounting estimates warrant significant audit attention because they involve subjective factors and judgments, which make them susceptible to management bias and material misstatement. For instance areas such as revenue, allowances for loan losses, inventory reserves, fair value measurements, and tax-related estimates.

Auditors also need to pay close attention to the identification and evaluation of indicators of asset impairments, particularly when economic conditions deteriorate. They need to pay close attention to the related controls.

Auditors have to make sure that they evaluate the available information that appeared to be contrary to the information management used to support its estimates, including, for example, cash flow forecasts used in the budgeting process that differ from those used to determine the fair value of intangible assets for purposes of assessing whether those intangible assets or goodwill is impaired.

Examples of matters audit committees may consider when assessing the auditing estimates, including fair value measurements, and disclosures:

- What does your auditor do to obtain a thorough understanding of the assumptions and methods the company used to develop critical estimates, including fair value measurements?
- What is your auditor's approach to auditing critical accounting estimates, such as allowances for loan losses, inventory reserves, and tax-related estimates?
- Will your engagement team use its firm's in-house valuation specialists? If so, how are the specialists integrated into the engagement team? How are specialists supervised, and how are significant issues they identify resolved? If the firm does not have in-house valuation specialists, does the firm engage external specialists to assist the auditor with their audit of complex estimates?

Referred work in cross-border audits

When auditing a multi-national company, the signing (or principal) auditor usually refers portions of the audit work (so-called "referred work") to other firms, which are usually affiliated firms that are located in the foreign countries where the company has operations. In such cases, the quality of the referred work can be critical to determining whether the financial statements are free of material misstatement and, if required, whether the company's internal control over financial reporting is effective.

Examples of matters audit committees may consider when assessing referred work in cross-border audits:

- How does the engagement partner assess the quality of the audit work performed in other jurisdictions?
- How does your auditor review the work? Does your auditor visit other countries to review the audit work done there? What steps does your auditor take to make sure that the work is performed by persons who understand the applicable audit and accounting standards and financial reporting requirements?
- As part of planning the audit, does your auditor consider performing additional steps if the referred work is in an area that has recently been the subject of a significant number of inspection findings on your auditor by your audit regulator?

Quality reviews by audit regulator and internal reviews
Examples of questions audit committees can ask their auditor: • Were the firms that participate in the group audit recently inspected by your audit regulator? If yes, what does the engagement partner know about the results? • To what extent are the audit quality issues identified by the audit regulator in their public reports related to the testing strategy and what remedial action has the auditor considered?

About IFIAR

Established in 2006, the International Forum of Independent Audit Regulators (IFIAR) comprises independent audit regulators from 52 jurisdictions representing Africa, North America, South America, Asia, Oceania, and Europe. The following organisations are observers of IFIAR meetings: Basel Committee of Banking Supervisors (BCBS) European Commission, Financial Stability Board (FSB), International Association of Insurance Supervisors (IAIS) International Organization of Securities Commission (IOSCO), Public Interest Oversight Board (PIOB) and the World Bank. Dedicated to serving the public interest and enhancing investor protection, IFIAR provides a platform for dialogue and information-sharing regarding audit quality matters and regulatory practices around the world, and promotes collaboration and consistency in regulatory activity. For more information about IFIAR, please visit www.ifiar.org.

監査監督機関国際フォーラム（IFIAR）本会合開催実績

	期　間	場　所	参 加 当 局
第１回	平成 19 年 3 月 22・23 日	東京	22 か国・地域
第２回	平成 19 年 9 月 24・25 日	トロント	21 か国・地域
第３回	平成 20 年 4 月 9～11 日	オスロ	22 か国・地域
第４回	平成 20 年 9 月 22～24 日	ケープタウン	21 か国・地域
第５回	平成 21 年 4 月 27～29 日	バーゼル	30 か国・地域
第６回	平成 21 年 9 月 14～16 日	シンガポール	29 か国・地域
第７回	平成 22 年 3 月 22～24 日	アブダビ	30 か国・地域
第８回	平成 22 年 9 月 27～29 日	マドリッド	37 か国・地域
第９回	平成 23 年 4 月 11～13 日	ベルリン	34 か国・地域
第 10 回	平成 23 年 9 月 26～28 日	バンコク	29 か国・地域
第 11 回	平成 24 年 4 月 16～18 日	釜山	32 か国・地域
第 12 回	平成 24 年 10 月 1～3 日	ロンドン	39 か国・地域
第 13 回	平成 25 年 4 月 15～17 日	ノールドワイク	42 か国・地域
第 14 回	平成 26 年 4 月 7～9 日	ワシントン D.C.	44 か国・地域
第 15 回	平成 27 年 4 月 21～23 日	台北	38 か国・地域
第 16 回	平成 28 年 4 月 19～21 日	ロンドン	48 か国・地域
第 17 回	平成 29 年 4 月 4～6 日	東京	47 か国・地域

（注）平成 25 年以降、本会合は年1回の開催とし、別途オフィサー、諮問委員会メンバー及びワーキング・グループ議長等による中間会合を開催。

IFIAR 検査ワークショップ開催実績

	期　間	場　所	参 加 当 局
第１回	平成 19 年 5 月 30・31 日	アムステルダム	22 か国・地域
第２回	平成 20 年 1 月 29・30 日	ベルリン	20 か国・地域
第３回	平成 21 年 2 月 11～13 日	ストックホルム	25 か国・地域
第４回	平成 22 年 2 月 9～12 日	パリ	31 か国・地域
第５回	平成 23 年 2 月 23～25 日	ワシントン	30 か国・地域
第６回	平成 24 年 3 月 5～7 日	アブダビ	32 か国・地域
第７回	平成 25 年 3 月 4～6 日	チューリッヒ	38 か国・地域
第８回	平成 26 年 3 月 10～12 日	クアラルンプール	36 か国・地域
第９回	平成 27 年 3 月 2～4 日	ロンドン	37 か国・地域
第 10 回	平成 28 年 2 月 22～24 日	アブダビ	34 か国・地域
第 11 回	平成 29 年 2 月 8～10 日	アテネ	41 か国・地域
第 12 回	平成 30 年 2 月 20～22 日	コロンボ	41 か国・地域

日本 IFIAR ネットワーク　会員

【会計監査税務】

〇日本監査研究学会
〇日本監査役協会
〇日本公認会計士協会
　日本税理士会連合会
〇日本内部監査協会

【経済界】

　経済同友会
〇日本経済団体連合会

【金融資本市場】

　金融先物取引業協会
　国際銀行協会（ＩＢＡ）
　信託協会
　生命保険協会
〇全国銀行協会
　第二種金融商品取引業協会
　投資信託協会
　日本証券アナリスト協会
〇日本証券業協会
　日本損害保険協会
　日本投資顧問業協会
〇日本取引所グループ
〇日本ＩＲ協議会

【その他】

　日本弁護士連合会

【オブザーバー】

　東京都

計 22 団体

（注１）各分類内で 50 音順
（注２）〇印は、ネットワークの行事を企画する企画委員会に所属する会員。計９会員。

平成29年12月22日
金融庁/公認会計士・監査審査会

監査監督上の協力に関する中華人民共和国財政部との書簡交換について

１．本日、北京において、越智隆雄内閣府副大臣と史耀斌中国財政部副部長が会談を行い、日中間の監査監督上の協力に関する書簡の交換を行いました。

２．本書簡は、両国の監査法人に対する監督当局が、相互主義等の原則の下、必要な範囲内で監督上の情報交換を行うことを可能にするものです。

３．これにより、日本企業の中国本土におけるパンダ債発行に必要な環境整備を図るとともに、日本で起債する中国企業に投資を行う本邦資本市場における投資者の保護に資することが期待されます。

（注）パンダ債：中国本土で非居住者が発行する人民元建債券

４．本書簡の交換は、本年5月に横浜で開催された第６回日中財務対話において合意された、金融分野における実務的協力の更なる強化、日中両国の金融協力の拡大に資するものです。

お問い合わせ先

金融庁 Tel：03-3506-6000（代表）
　総務企画局総務課国際室（内線3877）
　総務企画局企業開示課（内線3661、2768）

公認会計士・監査審査会 Tel：03-3506-6000（代表）
　事務局総務試験室（内線2432）

公認会計士・監査審査会

Certified Public Accountants and Auditing Oversight Board

https://www.fsa.go.jp/cpaaob/index.html